

の困衰して又之に堪ふる能はざる迄究追せざるへからざるか故に鞏固なる後楯を
つて其利益を保護し十分に競争に堪へ得らるゝの力を副ゆるに非されは到底効を奏
すると能はず故に如此場合に於ては政府は之に特殊の恩典を與へ補助金を下付す
るとは國家事業の隆盛を致す爲め甚だ緊要なりと謂ふへし然れども事業既に發達し
其基礎健全なるに至るも尙ほ補助金を廢止せざるに於ては一部の人民は以なきに政
府の恩遇を受け利益を獨占するの弊害あるのみならず被保護者は補助金を以て年金
と同一視し永久之に由て利益を減ずるとあらずと爲し事業の進歩を計るとなく安逸
に流るゝか故に永年月を経るも其の基礎常に脆弱にして獨立自營隆盛に赴くとは得
て望むへからず故に其事業漸く發達するに及ばず漸次其保護を輕減し遂には之を廢
止せざるへからざるものなりとす

次に又之を保護する目的を以て其の利益の資本金の幾割に相當せざる場合には政府
に於て其不足額を補助する方法は從來各國政府が往々之を行ひ常に失敗したる所
にして元來人情の通弊として勞せずして利益の擧得を望むものなるか故に此種の保
護を受くる場合に於ては事業家は勞せざるも定額の利益を得るは既に確定せるを以
て常に安逸に流れ補助金を與ふる目的に反し徒に道德の腐敗を醸すに過ぎず

博覽會、共進會の開設に付ては特に説明するの要を見ず各特技の物品を集め之を評定
して褒賞を行ひ又公衆の縦覽を許すに於ては一方には事業家の奮勵心を興起し他方
には公衆をして有益なる事業の性質効用を汎く知らしめ産業の進歩を督勵するを得
へければなり商品の検査改良も亦産業上最も必要のことにして人民は常に目前の利益
のみに汲々として永遠の計を爲す思慮に乏しく粗製濫造の弊に陥り延て事業の衰退
を來すものなるか故に各専門の學識經驗ある者をして之を検査し粗品の發賣製作を
禁止し改善を施す可き點を指示して製造家をして反省せしむるとは甚だ緊要なる
なりとす現に我邦に於ても生糸検査所等を設置して之を行はしむ而して通常是等の
經費は之に密着の關係を有する地方若くは其同業者をして負擔せしむるを以て適當
なりとす

徒弟學校は實業家の子弟として各専門の知識を修得する爲めに設立するものにして
學理を究むるよりは寧ろ實務の教授を爲すを以て目的とす即ち敏達なる指揮者を作
るの目的に非ずして善良なる被指揮者を作るに在り換言すれば支配人を作らすして
手代を作るに在り支配人即ち指揮者たらんとする者は通常相當の學資を有し能く高
等の教育を受くるを得へしと雖も被指揮者即ち手代たらんとする者の如きは通常貧

者に多きを以て到底普通の教育も尙は十分に受くると能はず然るに産業の發達なるものは如何に事業の擔當者にして活達機敏の才を有するも到底一人の力能く萬端の所理を行ふ能はず善良なる手代あつて其の命令を奉行するとなくんは事業の隆盛は得て期すへからざるなり茲に於て徒弟學校の必要起る是等の者は前述するか如く多くは貧者の子弟なるを以て從て之か經費は授業料を以て支辨すると能はず故に先づ地方團體をして之に當らしめ尙は政府に於ても之を補助するの義務ありと謂ふへし

(ト) 衛生

衛生事務の整否は公共の安寧産業の發達と密接の關係を有し殊に交通の便利益々具備するに從ひ愈々其必要を感じるものにして恐るべき傳染病の流行は倏忽にして數萬の人命を奪ひ産業の衰微を來し非常の慘狀を呈するとあり從つて各人單獨の力を以て到底之を防禦すると能はず是れ公共衛生の一日も忽諸に附すへからざる所以にして近來醫學の進歩は大に此の事務の進歩を來すに至れり之に要する經費の多少は氣候、地勢、人智の程度等に由りて差異ありと雖も各國之か爲めに費す所は決して少なしとせず衛生費の内最も多額の費用を要するものは傳染病の豫防に在りとす之か

爲めに河川の浚渫、汚水の疏通、道路水路の修築、樹木の繁殖の如きは最も必要なる施設にして愈々惡疫の流行地と爲りたる場合には通行を遮斷し且つ病者を遠隔の避病院に送致し病勢の蔓延を防かざるへからず而して劇性なる傳染病の如きは其傳播實に神速にして忽ち幾多の病者を出し之を等閑に附するに於ては其流行區域は益々擴張するか故に如此場合に於ては若し地方團體か之か負擔に堪へざるに於ては政府は須らく之を補助し檢疫を勵行して之か防禦に勉めざるへからず然れども是等の費用は漸次自治体の發達と共に自治体自から之を負擔して政府の補助を要せざるに至るへし此他政府は飲食物、家屋、工場、烟筒の構造、労働者の労働時間、其用ゆる所の機具等の事務を管理し又家畜の流行病に付ても隔離遮斷を行はざるへからず衛生事務の最も進歩せるは普國にして之を文部省の所管とす是れ其醫學と密接の關係あるに由れり而して中央に中央衛生會、地方に地方衛生會なるものを置き専ら衛生事務の審議を爲せり我邦に於ては之を内務省の所管に屬せり

(チ) 救貧

人口の繁殖社會の進歩は益々生存競争の熱度を高め産業の進歩は漸次優勝劣敗の理勢を明にし貧富の懸隔愈々甚しく富者は愈々富んで奢侈豪放飽を知らず貧民は益々

窮して其數愈々増加し慘憺たる苦境に沈淪して殆ど人生の趣味を解せず此の如き大勢にして之を放棄するは人情の大義に反するのみならず又國家の秩序安寧を危険ならしむる恐れあり而して之を個人の慈善心に放任するに於ては到底十分の目的を達すると能はずして窮民は他人の慈善に馴れて自活獨立の氣力を銷磨し却て之を以て職業とする所の乞食ある者の簇出するは舊教國に於ける實蹟に徴して明なる失敗なりとす此れ救貧事務か國家直接の施設若くは其管理を要する所以なりとす然れども救貧事務に付ては又幾多の非難攻撃あり其尤も重なるものは

- 第一 救貧事業は最も貴むべき個人の慈善心を銷磨す
- 第二 貧民の徳義心を腐敗せしむ
- 第三 救貧事務は労働者の貯蓄心を減せしむ
- 第四 救貧事務は貧民の數を増加し遂に其費用の負擔に堪へざるに至らしむ
- 第五 労働せざる者を救恤するは社會主義の極端なるものと云はざるを得ず
- 第六 救貧事業に在りては被救者の勞銀低廉なるか故に一般正業者の勞銀を減するの弊あり

殊に「エウコム」氏の如きは慈善を以て乞食を需用するものなりとして絶對に之を排斥

せり然れども救貧事業は決して如此偏頗の見解を以て排斥すべきものに非ず前にも云ふか如く貧民の増加は今日の大勢なるか故に若し之を放任するに於ては流浪乞食の徒は全國に充ち國家の安寧を害するに至るべく加之救恤を受くる所の徒は決して無賴正業を厭ふの徒のみに非ず現に獨逸に於ける統計の示す所に據れば

- 疾病に原因する者 十五萬〇四百七拾九人
- 老耄者 十貳萬六千六百八十五人
- 養育者の死亡に原因する者 八萬六千三百二十一人
- 不測の災害に遭遇したる者 一萬四千六百五十六人
- 體質柔弱若しくは負傷の爲め一時労働に堪へざる者 一萬四千五百八十八人
- 家族の多數に原因する者 一萬一千三百九十六人
- 酒飲に原因したる者 六千九百四十人
- 遊惰に原因したる者 二千九百四十四人

此の表に據れば自己の遊惰放逸より招ける者は其數甚た僅少にして僅に全數百分の二強に過ぎず其餘の百分の九十七強は實に幼弱若くは老衰の爲め自活の力なき者か然らざれば避け難き不遇の爲めに遂に其慘狀に陥りたる者なりとす如此不遇可憐無

辜の良民をして戦慄すべき悲境に呻吟せしめて顧す而して一面には社會を荼毒する犯罪人の改善の爲め巨額の經費を費すを敢てすると云ふに至ては實に悖理逆行の甚しきものと謂はざるを得ず況んや救貧事務は他人の力を假らざるへからざる細民を誘掖救濟して再び自活の良民たらしむるものなるか故に之を公共的事業として素より當然のこと、云ふへし

救貧事務の管理に付ては古來幾多の變遷を經過し來り其初め多くは皆寺院をして此事に當らしめ寺院の収入は悉く此事業の爲めに費すの有様なりしか十世紀の頃宗教改革の行はれ寺院の収入減少するに及んで遂に之を支ふる途を失ひ救貧事務を行ふ能はざるに至り茲に於て政府は之に干涉するの必要を感ずるに至りたりしか最も初めに政府に於て之に與りたるは英國を以て嚆矢とす蓋し英國は商工業を以て立國の基礎と爲すか故に貧富の懸隔夙に甚しく憐むべき細民の數夥多なりしか故に其必要の急切を感したりしなり貧民救助の制度に付ては各國の沿革各相異り英國に於ては之を寺區の負担に任し寺區にして箇々獨立の餘力なき者は數寺區を聯合し其上に地方政務局なるものありて總て貧民事務の管理を爲さしむ獨逸に於ては之を市町村の負担とし又數市町村合併して救貧組合を設けしめ全然政府の干涉を受

くるとなく市町村の自由に放任せり佛國に於ては市町村は唯其補助を行ふのみに限り専ら慈善會、慈善病院、養育院等に於て之に當り政府の監督の下に立てり以上各國制度の得失に付ては素より其國の國情に由りて差異なきを得ざるか故に一概に論ずると能はずと雖も慈善會の寄附金募集金若くは贈品、遺品等は其額に限あるか故に救貧を普及すること能はざるは佛國の實際に徴して明なる事實なるか故に之を寺區若くは市町村の負擔に任し強制を以て租税を賦課し政府之か監督を行ふに非ざれば満足なる結果を得ると能はず從て貧民か移轉の自由を制限するは正當なる規定にして若し之れか移轉を自由に任するに於ては或る市町村か救貧の爲めに被る負擔は貧民來集の爲めに非常なる増加を來すとあるへければなり如此救貧事務の必要なるや明にして又今日文明國に於ては皆之を行はざるはなしと雖も其救濟方法宜きを得んとするには最も慎重なる劃策を要するものにして一步を誤るに於ては忽ち良民の意思までも變化して其勉勵心を銷磨し次第に貧民の數を増加し遂には自治体若くは政府の費用を以て到底之を支ふると能はざるに至り救貧事務は却て國家を擧げて遊冶放逸に導き國力の衰亡を招致するの原因と爲らざるを得ず如此貧民救助の程度厚薄は甚た至難にして恰も犯罪人に對する監獄制度の如く之か施設の如何に由

りて或は産業の基礎を鞏固にし社會の秩序安寧を維持し得べく或は國力衰亡の原因たるとなきに非ざるが故に其方法に付ては大に學者の討究を怠らざる所にして又種種の方法ありとす今該事業に付き最も緊要なる點を擧ぐれば左の如し

第一 救恤を受くる者は身体不具若くは羸弱にして勞働の力なき者若くは身体強壯なるも不可避の事情の爲めに自活の方法を得る能はざる者に限らざるへからず

第二 貧民管理法を嚴重にし能く之を視察して救恤濫行の弊に陥るへからず從て之を國家の管理に委ぬるに於ては綿密なる視察を行ひ難さか故に之を市町村の管理に任し尙ほ可成的小分し得らるゝ限りは小團體の管理に委ぬ中央政府は之れか監督を爲すことを要す

第三 救助は之を一般正業者生活の程度以下に止め良民をして羨望するの念を起さしむへからず若し之を誤るに於ては良民の勉勵心を銷磨し貧民の數を増加すへければなり

第四 救恤の物件は之を衣食薪炭等の日用必需品に限り金錢を以てすへからず金錢を以てするに於ては往々暴食飲酒等の爲めに浪費し救恤の目的を達すると能はざ

ればなり

第五 救恤は一定の短期に止め永久に渉るへからず若し之を永久に救恤するに於ては貧民は救恤を以て當然受くべきものなりとし恰も年金の如き感を起し自活の良民に復歸するの期なければなり

以上五原則は救貧事務に於て忽諸に附すへからざる重要な事項にして而して此原則に遵ひ勞働に堪ふる者は貧民勞働所なるものを設け之に收容して一定の勞働を授けて自活の途を與へ受救中若干の貯蓄を爲さしめ愈々自活の良民に復歸するに當ては之を以て職業を營むの資に充てしむることを要す貧兒の看護に在ては管に之を養育するのみに止まらず由來貧兒は其徳義心甚た微弱にして往々詐僞盜賊の徒に化するの恐れあるか故に須らく之に教育を授け成長の後には善良なる良民たるの基礎を作らざるへからず而して貧兒は之を一處に集めて教育すへきか或は托すへき親屬ある場合には之に托して養育せしむへきかに付ては議論の存する所なれども之か教育に任すへき親屬ある以上は之に托するを以て適當なりとす又身體不具にして普通の勞働に堪へざるもの例へは盲者、聾啞者の如きは之を公私の養育場に入れ自活の方法即ち盲者には按摩業、聾啞には座業の如き適當の職業を付與すへく疾病者に對しては病院に

入院せしむるか若くは醫師に托して治療せしめ薬價料として金錢を救與するは徒に消費するの恐れあるか故に之を避くるを要す以上貧民救助に付ては略は其大體を講究したれども是れ既に貧民と爲りたる者に對する救助策にして國家は之に止まらず又更に進んで根本的に貧民を出さへる方法即ち貧民豫防策を講ずるは甚だ緊要のとなりとす

既に前述せる如く社會の進歩殖産工業の發達は益々優勝劣敗の理勢を明にし大農は次第に小農を併吞して穰々たる良田は悉く豪農の掌裡に歸し一般農民は恰も臣下の如く之か所有地を小作して春夏秋冬苦心慘憺辛ふして収獲せる作得の大部分は地主の収むる所となり小作人は僅に糟糠を嘗めて饑渴を凌ぐも一朝天候其順を失するに於ては饑餓立どころに至り父子弟妹離散するの苦境に瀕し一方には科學の進歩は新利器の發明を促し新利器の採用は工場の大規模となり工場の大規模は小製造家を壓倒して其利得は是れ亦雇主の壟斷する所となり労働者は一襲の衣一握の粒すら尙ほ且つ容易に之を得ると能はざるは彼の一將功成萬骨枯と云ふか如き慘狀にして今日所謂文明國なるもの、社會の下層を觀察すれば殆ど酸鼻に堪へざるものあり如此状態なるか故に縦令救貧の方法ありて之か救済に任するも一方に此の大勢

を防遏する方法を設くるに非されは貧民の増加は愈々益々甚しく従て國家の基礎は漸次脆弱ならざるを得ず如此貧民豫防策は甚だ緊急の事業なるか故に之か爲めに學者も政治家も道德家も皆其腦漿を絞り大に討究を怠らざる所なれども財政學上其關係薄きか故に余は之を詳説せず唯だ救貧制度を論したる序として最も簡單に之を概論せん

農民の救済策として左の二方法は最も緊要なるものなりとす

第一 土地の合併を防遏し平等に之を分割することを勉めざるへからず之に付き政府の權力を以て直接に干渉すべきものなるか否やは學者の間に大に議論の分るゝ所なれども寧ろ耕地の開墾農業の改良等に由り間接の方面より之を防遏すべきものなりとす

第二 小作人の地位を進め其生活を豊ならしむる爲め借地法の改良を要す

労働者の救済策として緊要なるものは

第一 政府は工業條例を制定し男女小兒の労働時間、就業方法、雇者被雇者の關係を規定し立法の力に依り労働者を保護せざるへからず

第二 同業者相團結して雇者の暴壓に對抗し同盟罷業の災厄を避くる爲め労働組合

を設けしむるを要す

此他一般の細民を保護する方法は

第一 貯蓄銀行を設立して細民の貯蓄心を奨励し不時の入費に對する備を爲さしむるを要す

第二 信用組合を設立し團體の信用に依て資金の借入若くは勞働者各自の銖錙の少資本を積んで相當の大資本となし以て富豪者の大事業と拮抗し或は日常の必需品を低價に購入し卸賣價格を以て組合員の内に賣渡すの方法を採用するは甚だ得策なるものなりとす

第三 保險會社を設立し強制を以て細民賃金の幾分を蓄積し老後若くは不具疾病等不時の場合に於て災厄を避くるの方法は政府進んで之か施設を計らざるべからず

(リ) 移民

交通の發達と生存競争の大勢は消極的に人民の移動を促し國家の政略即ち殖民地の開設未開地の開拓産業の保護は積極的に人民の分配を促し國の内外人民の轉住は愈々頻繁なる傾向を現はせり殖民地移住の利益なるとは之を喋々する迄もなく英國か印度若くは亞弗利加殖民地の占領に徴し明なる所にして第一富源を開拓し第二内

國人口の増加を防ぎ第三領地を擴張して國勢の強大を致すか故に之を奨励すると同時に又海軍の力に依りて移民の安寧を保護することを要す然れども移民の周旋を行ふか如きは經費煩勞多くして政府の事業としては不適當なるか故に單に營業者に對し相當の監督を行ふに止めざるべからず

次に國內各地人口の平均を計るは産業の進歩國力の充實の爲め必要なる事務なるか故に特に未墾地の多き土地例へは我邦の北海道の如きは政府に於て専ら移住を奨励する爲め或は旅行の費用を給與し作業の器具資本若くは住家を與へ或は開拓地面に應じて相當の奨勵金を付與し又或る一定の年限間地租を免除するか如き適當なる特典を與ふるを要す此等の經費は素より地方自治体に於て負擔すべき性質のものに非ず國家の利益を増進する爲め當然國庫の負擔すべきものなりとす右の外外國人の來住は大に注意を要すべきものにして來住人の性質、目的、智愚、貧富等は大に國家の政治上、經濟上、社會上に影響を及ぼすものにして支那人の如く其性貪婪にして又忍耐力に富み金錢の爲めには牛馬と伍して恥ざるのみならず阿片を喫するの惡風を有する者の如きは社會上に産業上に幾多の弊害を流布するか故に今日世界の各地に於て之れか來住を拒絶する所以なり又自國の富強を計るか爲めと雖も漫に外人の來住を勸

め次第に其數を増加し優等なる外人の來住するに於ては自國の人民を壓倒すると尙ほ布哇に於て政治上經濟上の實權か東洋人と歐米人との爲めに左右せらるゝか如く國家の基礎を危くするか故に輕々に看過すへきに非ず

(又) 宗教

宗教は常に各國人に精神上の幸福を與ふるに止まらず國家の一致團結に偉大なる勢力を有するものにして歐洲に於ける内亂外訌の多くは宗教上の問題に起因せり凡そ人類は精神の命令に由て發動するものなるか故に其精神を左右する宗教の力は偉大の勢力を有し其善惡は教育上政治上に密着の關係を有するや勿論なるか故に古昔孰れの邦國に於ても多くは國教とする一定の宗教の外其他のもの、渡來布教を禁し同一種屬の人民に在ても異教者に對しては公權私權の享有を制限し殆ど奴隸視したる有様なりき然れども人智漸く進んで精神上の自由を渴望し又交通の便益々開け異教者との交接愈々頻繁なるに及び宗教の自由を許可し異教者と雖も同一國の國民たる以上は其權利義務を平等と爲すに至れり然れども宗教の假面を被れる邪說迷信は孰れの國に於ても嚴重に之を禁止せざるはなし今日世界に於て最も勢力を有する宗教は耶蘇新舊二教にして佛蘭西、奧太利、伊太利は舊教に屬し英吉利、獨逸、北米合衆國は新

教に屬し魯國は舊教の一種たる希臘教に屬す總て此等の諸國に於ては宗教を以て教育と併進し人類の精神上の幸福を増進するものなるか故に政府は須らく之を保護管理するの責任あるものなりとし從て之か爲めに要する經費少からず
左に此等諸國の人民か一人毎に負担する所の額を示せば

- 佛蘭西 三十九錢四厘
- 奧太利 十八錢
- 伊太利 三錢三厘
- 英吉利 六錢六厘
- 普魯西亞 十四錢三厘
- 魯西亞 十五錢
- ウルテンバーク 七十錢餘
- ババリヤ 四十五錢餘

我邦に於ては古來佛教の傳來あり汎く全國に行はれ儒教も亦人民の良心を支配し精神界に非常に勢力を有したりと雖も人民の性質比較的宗教心に冷淡にして之か爲めに流血の慘を演ずるか如きとあらざりき然れども之に代ふるに開闢以來神道なるも

のあり天子を以て神の子孫とし皇室に對し奉りて忠順温良なるべきとは日本臣民か先天的に腦裡に刻印する所にして所謂日本魂なる一種獨得の氣風は優に宗教に勝れる力を精神界に有するか故に一時迷信の時代を除ては之か爲めに多くの經費を要したるとなく今日に於ても僅に此種の經費は唯た伊勢の大廟費並ひに著名なる神社の保存費にして總額二十五萬三千七百餘圓平均一人の負擔五厘強に過ぎず

(M) 教育

國家の富強は天産の豊富地利の便宜のみにては到底發達すべきものに在らず其天産地利を致して人類の必要を充さしむる所の知識の進歩あつて始めて得べきは又喋々を要せざるなり即ち教育は國民の知識を進歩せしむる手段にして又國家の富強を致す唯一の原力なりとす故に國家か是等の事務に干涉するは誠に當然のとなりとす然れども古昔に於ては孰れの國に於ても今日の如き公衆の教育制度なるものあるとなく富者は各自其奴隸中より學識ある者を擇ひ之をして其子弟を教育せしめたりしか耶蘇教の行はるゝに及んで學識は凡て僧侶の專有に歸し中世紀の頃は信者の子弟は皆寺院の僧侶に付て讀書を學ひ尙ほ其蘊奥を極めんとする者は當時學術の淵藪たりし伊太利に遊學し十三世紀の頃は最も文運の隆昌を極めたりしか其後封建制度の

起るに及んで漸く衰退に傾き教育は唯僅に富豪の間に行はるゝのみにして一般人民は無學文盲の有様に陥れり十八世紀の交彼の有名なる「フレデリックウキリヤム」王の普國に君臨するに及んで頽廢したる教育は再び隆盛に赴くに至り王は就學を以て國民の義務なりとし大に之か改良進歩を促したりしか爾來各國又教育制度の振興に熱心し今世紀に及んで著しき進歩を見るに至れり即ち今日文明教育の大原則とする所は左の如し

第一 國民か教育の有無は直接に國家の隆替に關係するか故に人民は子弟をして就學せしむるの義務を有し國家は之を強制するの權力を有す

第二 從て貧富貴賤の區別なく就學せしむる爲めには謝金を輕減することを要す

第三 高等なる學術は國家か富強進歩の原力にして之か設備の爲めには巨額の費用を要するか故に高等教育は政府自から之に當らざるへからず

右の三原則は文明國の採用する所にして初等教育は皆強制主義に由り身體孱弱にしし學業に堪へざるか若くは相當の理由あるに非されは必ず子弟を就學せしむべき義務あるものとせり校費負擔に付ても亦各國畧は其揆を一にし普國に於ては其初め學校組合なるものを設け組合中直接に利益を受くる子弟の家長をして負擔せしめたり

しか今日に於ては専ら市町村をして之か管理維持に當らしめ學校税を賦課することを
 得せしめ其負擔に堪へざる部分は國庫の補助金を以て之を支持せり英國に於ても亦
 之を市町村及び寺區の負擔と爲し救貧税を標準として徵收する租税及び國庫の補助
 金を以て之を支辨せり佛國に於ては千八百七十六年教育制度の大改良を行ひ之と同
 時に補助金下付の制を設け又市町村に校費前借の便を與へたり如此各國略は其制を
 同うすと雖も國庫補助の割合に付ては皆相異れり即ち左の如し

普國	(千八百八十六年調)
授業料	一〇九二、六八八五馬克
町村費	九一六六、七六七七同
國庫補助	一四〇二、一八八四同
總計	一、一六六一、五六四八同
英國	(千八百八十九年)
授業料	四九三、一四六一 磅
寄附金	
町村費	

國庫補助

總計

五〇七、〇二一七”

一〇〇〇、一六七八”

佛國

(千八百八十三年調)

授業料

二六四一、〇〇〇〇、法

町村費

五七九、三〇〇〇、”

州補助

六五九六、〇〇〇〇、”

國庫補助

九八一、八〇〇〇、”

總計

即ち主として自治体の負擔を以て之を維持するは普國にして國庫の補助を蒙むると
 最も多きは佛國なりとす經費負擔の割合に付ては其國の國情に由り自から異らざる
 を得ず地方自治の未だ擧らざるものに在ては到底重き負擔に堪へざるか故に國庫よ
 り多額の補助を與へざるへからすと雖も可成的自治制の發達と共に之を地方の負擔
 に任するの方針を執らざるへからすと普通教育の授業料は教育普及の爲めに宜く此を
 廢すへきか如くなれども尙ほ各國に於て之を存する所以のものは之を以て教育費の
 一財源と爲さんとするの目的よりは寧ろ教育獎勵の一手段と爲さんとするに在り蓋

し幾分にては授業料を徴收するに於ては其欠席の損失なるを思ひ勉めて出席するか故に間接に教育を奨励するを得へしと雖も更に授業料を徴收せざるに於ては自から欠席を意とせざるに至り教育普及の目的を達すると能はざるに至るへければなり

社會進歩して事物の複雑なると共に高尚なる知識深淵なる思想の必要を生し從て之を養成する所の高等なる教育の必要起るは又多辯を要せざる所にして今日の社會は政治上にわれ産業上にわれ到底平凡なる知識を以て運爲すへきに非ず特に論する迄もなく教育なるものは先人か苦心經營幾多の年所を経て發明し來れる粹を集め短時日にして之を知悉せしめ更に一步を擡て、先人か未見の蘊奥に入らんとするものなるか故に高等教育の進歩せると否とは必ず優勝劣敗の理勢に由り後者は前者の壓倒する所とならざるを得ず之を既往世界各國の沿革に徴するに決して争ふへからざる真理にして學術の隆頽は常に國家の盛衰と相伴隨せざるはなし如此高等なる教育は國家の須臾も怠るへからざる要務なるか故に何れの邦國に於ても皆之か奨励を勉めざるはなく魯、奧、伊等に於ては高等教育を受けたる者は兵役上一定の特權を與へて之を奨励せり然るに英國の碩儒「アダムスミス」氏は高等教育を以て一種の贅澤

事業なりと斷し國家に於て之を保護するに於ては學校は依頼心を生し常に舊態を墨守して高等なる科學の發明進歩を見ると能はざるに至るへきか故に宜く富豪者の自由放任すへしと論したるは實に放任主義の極端なる議論にして是等の弊害は其管理宜きを得るに於ては容易に之を除き去るとを得へし而して若し之を人民に放任するに於ては其發達甚だ遅緩にして高等教育は殊に多額の經費を要するか故に到底完備せるものを設けると能はず左れば政府か自から之に當り或は適當なる補助を與ふるは國家の進歩發達上誠に必要なりと謂ふへし高等教育は之を中學教育と大學教育との二階級に區分す

中學教育は深く専門の學に入るに非ずして其豫備若くは中等人士として恥ぢざる相當の教育を授くるに在り此種の教育は既に中世紀伊太利文運の隆昌時代に萌芽し十六世紀の頃大に旺盛に向ひたりしと雖も當時其目的は中等教育ある僧侶を養成するに在りて一般社會の中等人士を養成するに非ず全く宗教的性質を帶へり然るに近世教育事業の進歩は漸く宗教の範圍を脱し政府若くは自治体の監督に任ずるに至れり今各國の制度を觀察するに英國に於ては政府に於て毫も之か經費を補助するとなく各其徴收する授業料を以て支持せしむ故に其組織從て不完全にして寄附金に成れる

公立中學校合資に依る豫修學校私立に係る私立中學校ありと雖も之を獨佛等に比すれば遙かに劣れりとす獨逸に於ては最初政府に於て之を設立したりしか其後自治体に於て相當の維持資金を有する者は公立中學校の設立を許可し其組織又大に整頓せり大學教育は中等以上の教育ある者か更に進んで學理の蘊奥に入らんとする者に對して授くるものにして其初め伊太利に起りたりと雖も當時に於ては僅に團體組織にして碩儒か學生を集めて講義を爲したるに過ぎざりき英國に於ても亦十三世紀の頃既に「オックスフォード」「ケンブリッジ」の二大學を設立したりしか其後國王親王若くは僧侶の創設に成りたるもの及び有志者の設立せるものを合し今日分科大學の數は二十七校あり而して其經費は皆各自の財産を有し之を以て支辨せり佛國に於ても亦十二世紀の頃巴里大學の設立ありたりしか爾來常に其管理は政府の任する所にして今日に於ては分科大學の數五十八の多きに及へり而して千八百八十年以來人才養成の趣旨を以て凡て此等大學の授業料を免除せり獨逸に於ては其組織巴里大學に倣ふと雖も各獨立し皆其收入を以て支辨し來りたりしか學術の進歩と學生の増加は到底之を以て支ふると能はずして終に國庫の補助を受くるに至り基本財産及び謝金は僅に全經費の四分の一を支ふるに過ぎず

以上教育制度の經費に付き各國の制度を觀察すれば皆多少相異なる所ありと雖も教育費に關する財政上の原則としては初等及び中學校教育は先づ市町村の負擔に任し其堪へざる部分は政府に於て補助を與へ大學教育は特別なる基本財産の收入あるに非ざれば政府に於て總て之か負擔に任せざるへからず此他圖書館、博物館、公衆講義會等の如きは凡て國民の知識を啓發進歩せしむるものなるか故に政府に於て適當の保護を與ふるとは最も緊要にして歐洲に於ては演劇も亦人知の開進に裨益ありとして之に保護金を與ふるもの少しと爲さず

第二編 歳入論

第一章 歳入の定義及び其沿革

前編に於て既に述べたる如く國家は其活動の爲めに巨額の費用を要するか故に之を支辨する所の方法を講せざるべからず即ち歳入論は其收入の手段方法を論ずるものなり國家歳入に付ては古今大に趣を異にするとは略ぼ前述したるか如く太古に於ける歳入は一に戰鬪に由て掠奪せる敵國の貢物を以て之を支持し歳入を増加する爲めには多くの戰鬪を行ふの有様なりしか社會漸次進歩し戰鬪漸次遏むに及んても尙ほ今日の如く國家的權力を以て人民に租税を課するとなく唯人民の任意的献納金を徴したるに過ぎずして歳入の大部分は君主の私有領地及び「レガール」即ち王の特權に係る收入に依れり當時君主の權力は甚だ強大にして所謂普天の下率土の濱皆王土王臣に非ざるなしの主義行はれたるか故に君主か直轄に係る土地のみならず封建制度に由て諸侯に分割したる土地に對しても恰も永代借地の如く諸侯は必ず調貢を納めざるべからざりしなり又總ての收入ある事業は悉く君主の特權に屬し貨幣、度量、衡、道路、郵便、富籤等の如きは勿論凡そ營業は悉く皆君主か之を行ふの權力を有し若し人民

にして是等の事業を起さんとするに於ては必ず若干の金を納め特許を受くるに非ざれば能はず如此有様なりしか故に從て君主の收入と國家の歳入との間に區別あることなく君主の收入は即ち國家の歳入なりしか降て近世に及んで國家の觀念漸く發達し國家と君主とは決して異名同体なるものに非ず君主は國家を統治する最高機關にして國家の一部たるに過ぎざると明白となり路易十四世帝か所謂朕は國家なりとの言は妄想迷信の甚しきものにして昔日の如く普天率土を以て王領と爲さず人民は之を所有し之を収益する權利を有し又如何なる事業と雖も國家の目的と背馳せざる限りは宜く人民の自由に放任し他の干渉を受くべきものに非すと爲すに至れり如此一方には君主の權力漸く制限せられ其收入の途縮少せると同時に他方に内廷の奢侈及び其他の諸費用は次第に君主の財源を涸竭し到底國家必要の經費を充足するに能はずして茲に初て君主の收入と國家の歳入との區別を生し君主の收入は唯君主か一國の元首たる權能を行ふに必要な額に止め國家は國家たる本然の目的を行ふ爲めに必要なる政費は國家を組織する所の人民より徴收するととなり曩きには臣民の好意に依て王室の冠婚葬祭若くは非常の場合に上納せる獻納金の性質は變して人民か國家必要の經費を納むるは其義務にして國家は之を徴收するの權力を有し即ち權力

を以て租税を徴收することとなり又國家の目的を達する爲め人民の經營に放任し難き事業若くは財産は政府之か管理に任し之より得る所の收入を以て國家の經費を充すに至れり其他近世に及んで國家の歳入に對して一新財源を開きたるは國債の募集なりとす古昔に於ても稍々之と形を同ふせるものなきに非ず即ち君主か内廷の經費に不足を來せる場合の如きは負債を起し之に依て支辨したるとは孰れの邦國に於ても常に行はれたる所なりと雖も當時の負債は公共の目的の爲めにするに非ずして唯君主一個人の負債たるに過ぎざり然るに今日の所謂國債なるものは之と大に性質を異にし其目的は常に國家公共の爲めにして財政上必要なる場合には將來の收入を以て現在に於て之を支辨する方法を立つるを得へしと云ふに在り如此は畢竟國家の發達に基せるものにして實に近世財政上の一大進歩なりと云ふへし以上財政上の歳入沿革を略述したるか之を今日と往時とに比較するに於ては驚くへき變化を來せりと云ふへし以下更に進んで現今歳入の統系に論及せんとす

第二章 歳入の分類

歳入の分類に付ては學者によりて區分の標準を異にし收入額の確定、不確定、收入方法の直接間接財源の政府の生産よりするものと人民の生産よりするものとに由て分つか如き種々の區分法ありて是等は財政上素より忽諸に付すへからざる要件なりと雖も其最も重要なものは歳入を時及び性質に因て分つに在りとす即ち之を時に因て經常と臨時とに分ち性質上よりして公權上の收入と私權上の收入とに分ち經常収入とは年々其収入額に大差なく収得せらるゝ所のものにして臨時収入は其額更に一定せず又年々繰返さるるとなく臨時に収得するものを云ふ

公權上の收入とは國家的權力に依て政府か人民より強徴する所の收入を云ひ私權上の收入とは政府か一個人の資格を以て經濟的の事業を營むより生ずる所の收入にして毫も其間に權力關係を有せず此場合に於て政府も一個人も少しの差異を認めず今何故に時と性質との區分は財政上最も重要なやと云ふに國家は永遠の目的を有するものなるか故に必ず永久の歳入を求めざるへからざるものにして一時苟且の收入に甘んじて永遠無窮なる國家の存在を維持せんとするは誠に危険なると云はざるを得ず是れ即ち政府か其收入を吟味し中に就て永久に繼續し且つ比較的變動少き收入を擇ふを要する所以なり然れども活物なる國家は常に一貫不動の收入のみに

依て支持し得べきものに非す一朝非常なる事件の勃興の爲めに經常歳入に不足を生し若くは多額の歳出を要する場合に於て之を補足する途なくんは國家は之か爲めに瓦解の不幸を免る能はず是れ臨時歳入の必要なる所以なり即ち時に因て國家活動の原動力換言すれば國家の歳入を類別するとは其活動し生存し發達する上に於て誠に緊要のことと云はざるを得ざるなり

次に性質上公權と私權の區分は當に其收入方法を異にするに止まらず政治上、經濟上甚だ重要な關係を有し公權上の收入なるものは政府に限りて有する所の權利より生ずる收入にして一般國民は皆其利益に均霑するか故に人民は徵收に應ずるの義務を有し政府は之を拒む者あるに於ては國家の目的を達すると能はざるか故に權力を以て之を強制するの必要あり(或る者は公權的收入を以て人民に直接の報酬を與ふるとなく唯間接の報酬を與ふるに過ぎずと爲す者あれども是れ大に公權的收入の範圍を狭少にせるものにして現に準租稅即ち手数料の如きは公權的收入なるに拘はらず人民に對して直接の報酬を與ふるか故に公權的私權的の差別は報酬の直接間接に依らずして余か前述せる如く政府に限りて有する所の權利より來るものを以て公權的收入と爲すを以て完全なるものなりとす既に公權に依て之を強徴し人民は必ず

之を納付せざるへからざるものなるか故に其方法の適否金額の多寡は直に民力の隆替に關係を及ぼし其方法宜きを得れば毫も民力を傷ふとなく益々發達して以て國家の隆昌を期すへしと雖も若し之に反する時は則ち民力の進歩を阻礙し國力萎靡し延て國家の衰亡を來すに至るへし私人經濟的の收入とは一般人民か有すると同一の權利の施行より政府か得る所の收入にして直接に人民に對して報酬を與へ且つ其徵收は強制的に非ずして之を納付すると納付せざるとは人民の自由に在りとす私人經濟的収入の目的は收入を得るか爲にする場合と國家永遠の爲めにする場合との二種あるも要するに一般人民か事業の自由を制限し人民か通常爲すへき事業の範圍に立入るものなるか故に其宜きを得るに於ては以て國庫の収入を増加し産業上幾多の弊害を除去し經濟の發達を保全するを得へしと雖も之を誤るに於ては徒に民業に干渉し事務の煩雜を來し民業の發達を阻礙して國力の衰退を招致するに至る

如此國家歳入の時と性質とは國家の隆替興亡に最も重大の關係を有するものなるか故に此標準に従て歳入を區分し其宜きを得んとを計るは財政學上の最大要務と云はざるを得ず尙ほ茲に私權上の收入に付き一二の原則を擧げて論ずる所あらんとす

第一 私權上の收入は可成的多くの利益を得ることを勉むるを要す、何となれば政府既

に是等の事業を起し營利的事業を営む必要ある以上は可成其資本を經濟的に運轉し生産費を減少して純益を増加することを勉むるに非されは徒に政府の煩勞を増加するに過ぎされはなり

第二 私權上の収入は収益を以て唯一の目的とせず又行政上の必要を顧みざるへからず即ち政府は之を以て一に収入の増加をのみ希望せず又一般人民の利益幸福を増進することに注意せざるへからず蓋し國家か歳入の増加を計る所以のものは畢竟國民の利益幸福を増進し國家の目的を達せんとするに在るか故に若し専ら収入の増加をのみ企圖し人民の利益幸福に及ぼす影響を顧みざるに於ては國家の目的に背馳するに至るへければなり故に一方に収入の増加を計ると同時に又一方には人民の利益幸福を増進する方法に出てさるへからずされは私權上の収入は時に或は之か爲めに相當の利益を收むる能はさるとなきに非すと雖も是れ必しも非難すへきに非す

第三 私權上の収入を得んとするに當りては政府も一個人も法律上同等にして決して政府と雖も特殊の權力を有すへきものに非す是れ本來の性質なればなり
以上國家の歳入を時に因て經常、臨時に性質に因て公權私權に分ちたるか更に是等の

二箇の標準に據りて歳入を細分すれば左の如し

第一 經常歳入

甲、私權上の収入

- (一) 官有財産よりする収入 動産と不動産とに分る
- (二) 官業よりする収入 工業と營業とに分る

乙、公權上の収入

- (一) 租税
- (二) 手数料
- (三) 罰金、科料、沒收

第二 臨時収入

甲、準備繰出

乙、官有財産拂下

丙、起債

丁、増税

戊、戦争賠償金

國家歳入の重要な区分は凡て右の如し以下順次に之を論せん

第三章 官有財産

第一節 官有財産の定義

官有財産とは私權上國家か有する所の財産を云ふ官有財産は之を動産と不動産とに分ち動産は更に分れて器具物品船舶等と爲り不動産も亦更に分れて土地山林鑛山建物等と爲る茲に官有財産は私權上國家の所有なりと云ふ所以のものは之を公權上國家か所有する所の國有財産と区分したるものにして是等の区分は從來世人の往々混合せる所にして元來國家は會社團體組合等の如く法律に依て人格を有するものに非すと雖も一方に個人若くは法人の權利能力を確認すると同時に他方には自己の法律上の行爲を限定するを得るものにして財産にして公法上の規定に據るものは之を國有財産と云ひ私法上の規定に據るものは之を官有財産と云ふ然れども國有財産と官有財産とは財産其物の性質を異にするに非ずして國家か或る場合に任意に決するものなれば二者の間劃然たる區別あるに非ず唯強て其標準差別を求むれば通常國家

か行ふ所の行爲にして一個人も亦同一の手段に由るを得るものは之を私權上の財産即ち官有財産なりと云ふて可なり此区分は各國政府の皆是認する所にして我邦に於ても亦此區分に因り國有財産は公共の用に供するものにして官有財産は一個人と同一なる目的を以て所有するものなりとせり故に國有財産は不融通物にして道路河川港灣海濱城塞砲壘兵器軍艦等の如きものなれども官有財産は融通物なり然れども國有財産と雖も財産其物か不融通物なるに非ず唯其目的上融通すると能はずと云ふに在て既に其目的を失へる時若くは其目的を害せざる限りは之を融通するも亦決して妨げなきなり即ち不用に歸したる道路建物を拂下げ若くは海濱河川等を貸下くるか如き場合なしとせず又官有財産は融通物なりと雖も自由に之を處分し得べきものに非ず其小なる財産若くは貸下監理等の如きは豫め法律を以て之を規定し行政官に一任すへきも事體大なるものに至ては議會の協賛を経ざるへからず官有財産の管理及び離權に付ては後段に於て論する所あるへし

國有財産と官有財産との区分か往々混同せらるゝ如く官有財産と御料財産も亦往々初學者の爲めに混同せらるゝとあり往時に在りては此二者は全く同一物にして官有財産は御料財産の内に包含せられ毫も其間に区分なかりしか前章に於て説述したる

如く近代に至て二者の區分を生し官有財産は定義に於て述ふるか如く國家が私權上有する所の財産なれども御料財産は君主一個の私有財産にして二者の間判然たる區別の存するあり

第二節 官有財産の沿革

官有財産は動産と不動産とに分れ動産は更に分れて器具、船舶、金銀等となり不動産も又分れて土地、山林、鑛山、建物等となる而して官有財産の内最も其主要なるものは土地なるか故に余は主として官有土地の沿革に就て述ふる所あらんとす

官有土地の起源は其初め蒙昧未開の太古に起り人類が漸く部落を成して定住し酋長を戴て四隣の部落と鬭争を事とせるの時代に於て既に部落の土地なるものは酋長の所有する所にして部下の蠻人は皆之を借地したるに過ぎず然るに後世に及んで社會上政治上幾多の變遷は漸く國王の權力を減し又其領地は次第に分割せらるゝに至れり今其原因を尋ぬるに凡そ五個あり

第一 地方の豪族起て國王の所有地を掠奪し之を己れの領地と爲したるに由るものにして是等の豪族は管に一二に止まらず國內至る所に起り次第に武力を以て土地

の掠奪を勉め恰も幾多の小君主の如く各其部下の人民に土地を貸付し調貢を徴収せり之を貴族と云ふ

第二 羅馬の昔時に於ては貴族は收穫したる十分の一若くは五分の一を出して國家所有の土地を賃借するの特權を有したりしか此特權は遂に變じて所有權となり慣習の久しき貴族は之を以て自己の領地とし政府も亦其回復を請求するに能はざるに至れり

第三 往時官吏は皆悉く世襲にして父祖の官職は必ず子孫の繼承する所なりしか當時貨幣經濟未だ行はれずして自然經濟の時代なりしか故に君主は常に其俸給として土地を交付し其土地は官職と共に又之を世襲し遂に官吏の私有たるに至れり而して又當時の官吏なる者は今日の官吏と大に其職務の趣を異にし今日官吏の職務は一般行政事務なるに反し當時の官吏は多くは財務上の行政に止まり國王の土地を管理して地租小作料を徴収するに在りしか故に中央統治の緩弛と共に官吏は次第に國王の土地を兼併し之を己れの私有と爲すに至れり

第四 當時自然經濟の時代なるか故に國家の經費は常に現物にして繼續して經費を要する事業の如きは都て土地の幾分を割き之を以て其事業の基本財産とし土地は

恰も今日に於ける貨幣の代用を爲したるか故に國務の多端なると共に益々分割せられ國王の所有地は漸く減少するに至れり

第五 上來屢々説述したる如く當時國家の經費は都て國王の私有財産より生ずる収入を以て支辨したる有様なりしか故に非常なる事變の起りたる爲め若くは内廷の奢侈等に因り不足を生したる場合に於て租税若くは起債に依ると能はずして往々其所有地を賣却し之を以て補充したるか故に次第に其領地を減するに至れり右に述ふるか如く官有財産の起原は遠く蒙昧野蠻の太古に起り當時國家の土地は都て國王の所有地にして君主は即ち國家なるか故に君主の所有地は即ち官有財産にして所謂普天の下率土の濱皆王土たるの有様なりしと雖も爾來前述の五個の原因は益益國王の土地を減少し僅に國土の一部を領有するに過ぎざるに至れり然れども尙ほ國內に於て他に國王の財産に匹儔するものなく其収入又甚た巨額なりしが降て近世に至り國家なる觀念漸く進歩し君主は決して國家に非ざるか故に君主の私有財産を以て國費に充つるは甚た方法を誤れるものなりとし國家の經費を支ふる爲めには人民は當然納税の義務あるものにして國王の財産に依頼すへきに非ず而して國王の財産の巨大なるは往々國家の統一進歩上幾多の弊害を生し或は專横に流れ或は奢侈に

陥り或は金力に依て政治上の權力を專有するの恐れあるか故に國王の私有財産は唯國家の元首たる機能を完ふするに必要な額に止め他は宜く之を割て國家の所有と爲さるへからすと云ふに至り遂に君主の私有財産は大に減少し其分割したるものを以て官有となし茲に初めて官有土地を觀るに至れり

次に我邦に於ける官有土地の沿革を尋ぬるに古來我邦に於ても亦國土は悉く天皇の所領にして人民は毫も之に對して所有權を有するとなし唯之を耕作し租貢を納入して其收益を得たるに過ぎず土地に就て始て一定の制度の發布ありたるは彼の有名なる大寶令にして土地を田地と園地とに分ち孰れも其私有を禁し田地の制は男女生れて六歳に至れば一定の土地を受け之を耕作し死後は公収せらるゝものにして其生じて六歳に至れば一定の土地を分割を整理する爲め一定の年限毎に班田の法を行ひ之を行ふ年の移動に従て土地の分割を整理する爲め一定の年限毎に班田の法を行ひ之を行ふ年を班年と稱せり園地は其地方の土地を均分し之を各人に分ちたるものにして其戸斷絶すれば之を公収せり又百官は位田職田を受領し其収入を収得せり如此總て人民は土地に對して毫も所有權を有するとなかりしも其後班田の法漸く頼れ人民は常に一定の土地に住し一定の田地を耕作するに及んで其名は之を所有するに非ざるも其實は之を所有すると異るとなきに至れり殊に徳川幕府の時代に及んては人民の耕作

地は寧ろ其所有地なりと云ふも不可なき迄に至りたりと雖も名實共に人民の所有權を認むるに至りたるは明治六年六月發布の布告に依り地租改正を行ひ地券を人民に交付したるを以て始めとす當時人民より從來年貢を納め自由に進退し來りたるものを以て所有主とし之に地券を與へ其所有權を鞏固にしたりしか所有の確證なきものは悉く之を官有財産の内に編入せり而して其數甚た多く永く人民の自由に進退し來りたるものなりと雖も納税を免れんか爲め其土地の面積帳簿上には實際より狹少に之を記し若くは全く帳簿に上らずして唯其作得を収入せるものは悉く調査の上官有地の内に編入せられたり

官有土地の沿革は以上述ふるか如く洋の東西を問はず初めは悉く君主の所有なりと雖も漸次私有の制起るに及んで益々減少するに至れり然るに近年に至り官有土地は又政府に於て之を購買し或は行政上司法上の處分に因り政府に於て之を沒收するものありて爲に漸次増加の傾向あり官有土地の内之を細分すれば耕地と山林とに區別す此二者は其の管理の方法大に異なるか故に別々に論ずるの必要あり故に余は先づ次節に於て耕地に付て(以下通常土地と云ふは耕地を指すと知るへし)其利害を考覈し而して後ち山林に論及せんとす

第三節 官有土地の得失

今日歐洲諸國に於て官有土地の得失に付ては獨り財政上のみならず行政上大に學者實際家の間に議論ありて多數の學者は之を有害無益なるものなりとし「アダムスミス」氏の如きも其著書に於て大に官有土地の不可なるを論じて曰く官有土地は即ち之を以て租税の輕減を行ふとあるも其輕減は單に表面上のみにして人民は之か爲めに耕すへき耕地を減少するか故に其實際上の負擔は却て増加するものなりとせり余は官有土地の保存を否認する者にして以下其不可なる所以を論せんとす

第一 經濟上より觀れば政府が官吏をして勞力者を使役し若くは小作地を管理せしむるとは到底一個人か自己の利害の爲めに細密なる監理を行ふか如くならざるか故に従て土地よりして得る所の收穫少なく國家經濟上甚た不利なるを免れず「ポリユー」氏曰く小作人の監理宜きを得るは甚た困難にして小作人は其土地に永久の利害を有せざるを以て進んで疏水灌漑其他土地の改良を計り永遠の収入を増加するを計らす唯目前の費用を吝んで収入を減せんとを恐るゝのみ故に完全なる土地の改良は之を私人の所有に歸する迄は得て望むべからすと云へり

第二 故に寧ろ是等の土地を賣却し之を以て積極的に一般人民の利益を増進する事業即ち交通の進歩産業の發達等國力の増進を計るか然らされは消極的に國家の負債を償還して人民の負擔を軽減するか如き直接に國民の利益を増進する方向に之を流用するを要す

第三 政府か土地より得る収入は外見租税の如く人民の収入を減殺し無報酬に徴収するものに非ざるか故に大に便利にして且つ人民に痛痒を感せしめざるか如くなれども其實人民の耕地を減するか故に一般の上より觀れば人民の負擔は毫も之か爲めに減少するとなし

第四 政府か土地を監理するとは害ありて益なし往時未だ租税の發達せず國家の經費か多くは固定財産に因て支辨せられたる時代は既に經過し今や立憲國の人民は皆租税を納むるは國民の義務なるを自覺し之を納むるに毫も異議なく容易に之を徴收し以て國家の需要を充すとを得るに拘はらず何故に強て經濟上不利益なる官有土地を保存するの必要あるか

第五 加之政府にして多くの土地を所有するに於ては土地の利害に關係する政治問題の起りたる場合に政府は往々土地所有者の利益を計り不偏不黨なるべき政府本

然の位置を誤るに至るとなきを保せず

第六 官有土地を保存して君主の尊嚴を維持すへしと云ふ一派の議論の如きは甚だ奇怪なる説にして國民の政治思想未だ甚だ幼稚にして國家を君主と同一視したる時代は既に經過し君主は國家統率の最高機關として別に其威嚴を保持するか爲め御料財産若くは皇室費として國庫より支出するの今日に於ては官有土地の有無多少は毫も何等の關係を君主に及ぼすとなし

第七 官有土地を利用して社會政略を行ふの方便に供すと云ふとは一應可なるか如くなれども經濟上の大勢に反抗し之を以て貧富の懸隔を調和し無數の勞力者の地位を上進して善美整頓劃一平等なる社會を作らんとするか如きは到底至難の業にして假令之を行ひ得るとするも今日政府か有する狭少なる土地を以て其目的を達し得へきに非ず故に寧ろ社會政略の如きは或る他の方法を擇ふべきものにして官有土地の如きは須らく之を離權すべきものなりとす

第八 農業の改良を謀り人民の模範たるか爲め政府は自から手を下し之を経験して人民に示すの必要あるか故に官有土地は離權すへからすと爲す者あれども如此目的を以て官有土地を保存せんとせば決して今日の如く多くの土地を所有するの必

要なし唯其模範を示すに必要な僅少の土地を残し他は悉く離権すべきものとす
 第九 若し土地の價格の永遠の騰貴を望んで拂下げを躊躇するか如きは全く計算上の知識なき誤謬の甚しきものなりと云はざるを得ず「ヘルト」氏は土地は社會の開明經濟の發達と共に漸次其價格を騰貴するものなるか故に年々得る所は少きも將來に至れば多くの収入を得て國家の利益となるか故に其離権は決して急ぐべからずと曰へども是れ實に笑ふべき誤謬にして今日如何なる低價に拂下くるも之を以て他の有益なる事業に放下するに於ては其の得る所の利益は優に不足を補足し得るのみならず利息に利息を重ねるか故に却て後日の貴價に超過するの利益を占得し得るや必せり

以上述ふる如くなるか故に官有土地は斷然之を拂下くるを以て策の得たるものなりとす

官有土地の拂下げに就て注意すべき點は左の如し

第一 廣大なる土地を一時に拂下くるとあるべからず何となれば經濟上の需要供給の原則に因り直に土地の價格を低下し政府か之より得る所の代金を減するのみならず延て一般土地所有者の不利益を醸すべければなり

第二 土地は之を小分して多人數に拂下げ一人をして多くの土地を所有せしむるとあるべからず何となれば今日土地の兼併は益々盛に行はれ漸次少數富豪の獨占する所と爲り貧富の懸隔愈々甚しくして竟に社會の基礎を危險ならしむるの懼あるか故に廣大なる土地を一人に拂下くるに於ては政府は此弊風を助長するものと云はざるを得ず

第三 土地の拂下げは國家平靜の時に於て行はざるべからず何となれば擾亂の時代に於ては經濟市場常に動搖し恐慌を惹起し易きものなるか故に如此場合に於て拂下を行ふに於ては愈々經濟社會を攪亂し救ふべからざる瘡痕を被り政府も亦満足なる價格を以て之を賣却すると能はざるなり

第四 拂下手續きは必ず公明正大なるべきことを要す凡そ金錢上若くは利益上の事に關し賄賂苞苴の行はれ官紀を紊亂するは古今の通弊にして國家の信用を害し政治の腐敗を來すの基なるか故に最も慎まざるべからず

右の條件に遵據し官有土地は可成的速に離権すべきものなりと雖も種々の事情の爲めに未だ直ちに之を拂下くると能はざるに於ては不得已其管理法を最も完全にし力めて其弊害を輕減するの策を講せざるべからず故に次節に於て官有土地の管理に就

き詳説する所あらんとす

尙ほ茲に各國に於ける官有土地の概況を略述せんに普魯亞、奧地利、魯西亞の如きは皆廣大なる土地を有し國家財政上の一大財源を爲せり北米合衆國、濠太利等の如きも亦肥沃なる未墾の土地を有すると甚た多く廣漠たる平野は一望千里皆悉く政府の所有なりと雖も是等は未だ人口稀少の爲め開墾を施すに至らざるものなるか故に政府に於て之を所有し漸次人民に開墾を奨励し私有に移すを勉め之か爲めに經費を要するとあるも此等の土地より収入を得ると能はず其性質は歐洲に於ける官有土地とは大に異なるものなり之に反して普魯亞の如きは都て既墾の耕地なるか故に官吏を派し勞力者を使役して自作法を行ひ若くは之を賃貸し之より得る所の収入決して少からず千八百七十年の調査に據れば其小作人に賃貸したる耕地は總計八百五十八ヶ所總面積百三十六萬七千八百九十九アルバン(一アルバンは我一町步餘)にして其収入は千二百八十四萬〇六百十六法なりとす此他散地、水車場、鑛泉、堡砦所在地等より得る収入を合すれば總額三千五百九十二萬法に上り是等の土地に要する總經費七百八十七萬法を控除するも二千八百〇五萬法の純収入を有せり佛國に於ては普魯亞に比すれば其額は遙かに少額にして年々得る所は一千萬法に過ぎず英國に於ては尙ほ更に少なくして別に財政上に影響なしと云ふも不可なし

第四節 官有土地の管理方法

官有土地の管理に就ては往時既に獨、奧等に於て彼の「カメラリスト」即ち官房派と稱する一派の行政學者は専ら之か講究を勉め其収入を増加せんとを謀りたりしか管理の方法に於ては憲法上と行政上との二方面より研究するの必要あり憲法上よりは官有土地の離權、増減は之を如何に處置すへきかを定め行政上よりは境界の保護、整理、耕作、貸付等の方法を講究するに在り

憲法上先づ官有土地に付て論せんに官有土地の離權に關して其小なるものは豫め法律を以て之を定め行政官の意思に一任すへしと雖も其大なるものに至ては必ず立法部の協賛を経さるへからず何となれば立法部は豫算上歳入、歳出に關し嚴密なる監督を行ふに拘はらず官有土地を賣却して多額の収入を得んとするに對して之を政府の自由意志に任するか如きは彼此矛盾の甚しきものにして財政の紊亂一時の彌縫を來すの病因なればなり然れども其小なるものに至りては一々立法部の協賛を煩はずと

は甚だ煩累にして又少額の拂下げに對して格段財政上に影響を及ぼすに至らざるか故に寧ろ法律を以て豫め之を定め行政官に任ずるを以て事体の輕重宜きを得るものと謂ふへし故に歐洲諸國に於ては皆官有土地の増減は必ず議會の協賛を経へきものなりとし憲法に明記せるもの多し然るに我邦に於ては憲法上にも會計法規等にも官有土地の離權若くは買入等に就て立法部の干與すへき規定なく官有土地取扱規則第一條に於て官有土地の賣買讓與交換及び貸付は内務大臣之を處理すと規定し全く内務大臣の進退に一任し唯官有財産管理規定第十七條に於て各省大臣は毎會計年度間に於ける所管官有財産の増減移動報告書を調製し翌年度開會の帝國議會に報告の手續を爲すへしと規定し唯議會の豫算上の參考に資するに過ぎず是れ甚だ法規の不完全なるものにして今日に在ては未だ拂下げの急を要する場合にも迫らざるか故に何等の困難を來すとなしと雖も若し等閑に付するに於ては他日之か爲に行政部と立法部との間に紛争の種子を醸生するの憂なきを保せず

次に行政上官有土地の管理に就て論せん
官有土地の管理は其初め所謂直接管理法にして中世紀の頃迄歐洲諸國は皆此方法に由り王侯は其臣下を各地方に派遣し之か管理に任せしめ臣下は之を人民に分割して

耕作せしめ其収入を傳送せしめたりしか是等派遣の官吏は常に土地の管理に任せのみならず又司法警察事務を兼攝し内治の衝に當りたるを常とす蓋し當時の社會に在ては一國の政治は之を今日に比すれば簡單なるものにして僅に司法警察財政の三者に過ぎず而して財政事務も素より甚だ簡單にして多くは唯現物の徴收に止まり之を運送し之を賣却して以て國費に充つる有様なりしか貢納の掠奪盜難等より受くる損失を避くるか爲め官吏は之を保護防禦するの必要を感じ茲に警察事務なるもの起り又現物の徴收運送賣却等の爲め人民の權利義務に關する事件を生し之を裁決する爲め司法事務の必要を生せり如此當時に在ては國家の政務は甚だ簡單平易にして一人の官吏にして能く諸般の事務に當り直接管理法も格段不便を感ずるとなかりしと雖も社會の進歩と共に漸く三政務分離の必要を感じ土地の管理は専ら專任の官吏を以て之に當つるに至りたり然るに社會の進歩は駸々として止まず政府の事務を煩雜多端にし殊に經濟社會の進歩は最早到底直接管理法を以て好果を收むると能はざるに至れり今直接管理法の弊害を擧ぐれば左の如し

第一 直接管理法は經濟上の原理に背反するものなり抑も總ての事業に於て生産を獎勵し收入を増加せんとするには必ず之に當る者か利己心の發動に出づるに非ざ

れは不可なるとは論を俟たず然るに直接管理法に於ては之か管理に任する官吏は其収入の増減は毫も自己の利害に關せざるか故に到底自己の所有地の如く熱心に従事するとなく小作者も亦自己の所有地の如く之を愛し永遠の収入増加を計るか爲めに土地に對して資本を下すとなし茲に於て法令を以て之か監理方法を定むるの必要起る然れども法令は其性質として一般を拘束するものなるか故に善良なる官吏勤勉なる小作人も不正なる官吏不良なる小作人と共に一樣に羈束せられ善良なる官吏は其技倆を現はすと能はず勤勉なる小作人も進て土地の改良を行ふ能ざるに至る加之農業上の改良を施すの必要起る場合の如きは政府は國債若くは特別支出を以て之を保護せざるへからざるか故に爲めに租税の増加を要するに至り誠に不得策なるものと云はざるを得ず

第二 直接管理法に在ては其収入常に貨幣に由らすして現物なるか故に經濟市場の狀況により其價格常に動搖して一定せず爲めに政府の収入も亦常に變動して定りなく豫算編成に當て非常に不便を來し財政の整理完備を得ると能はず加之氣候の順不順は年々收穫を増減するか故に凶歉の爲めに收穫を減少するに於ては政府の収入も直ちに影響を蒙らざるを得ず由此觀之直接管理法は業に已に今日に於て

到底採用すべきものに非ざるや明なり

直接管理法の不完全を補ふか爲め之に次て起りたるものを委任管理法と云ふこの法は官吏をして年々收穫の豊凶に拘はらすして一定の額を必ず政府に納付すべきことを受負はしむるものにして千六百六十年獨逸に於て嘗て之を採用し又現に支那朝鮮の如きは地方長官をして此法を實行せしめつゝあり此方法に據るときは第一年々の収入一定し其利益割合に多きを得第二管理の手續を省略するとを得第三被委任者は其収入の多少は自己の利害に密着の關係あるか故に事業の改良進歩に對し周密なる注意を加ふるを以て經濟上利益多し如此委任管理法は一見甚だ簡便にして遙に直接管理法に優るか如くなれども仔細に之を考覈するに其利益は官吏の爲めに吸収せられ政府は常に不利益の位地に立つのみならず官吏は往々自己の利益を増加する爲めに暴戾収斂の弊に陥るとなきと能はず何となれば該法は歲の豊凶に拘はらす官吏は年々必ず一定の額を納付せざるへからざるか故に其納付額を定むるに平年の収入を以て標準と爲すに於ては一朝凶年に際しては官吏は人民より徵收する所は平年の額に達せざるか故に政府に請負額を納むる爲めに自己の財産を割るか若くは他に借入して之を補填せざるへからず然れども如此は到底官吏の堪ふる所に非ざるか故に其

額を定むるに當て必ず豫め凶歲に備ふる爲めに平年に於て幾分の餘剰を積まざるへからず茲に於て平年の平均額より稍々少なき額に止め其餘剰は政府と官吏とに於て之を分配するととなるか故に實際收入し得べき額を政府は削減せられ加之官吏の職は國家の政務に任すべきものなるに殆ど營利的と爲り官吏は只管自己の収入の増加のみ勉め既に政府に納付すべき額は一定し其額以上の収入は多々益々自己の利益なるか故に凶歲不作の如きに當ても毫も假借せず収歛益々甚しきを加へ土地の改良農民の進歩の如き永遠の發達を期するとなく眼前の利益にのみ汲々として農業の衰退細民の困厄を來し官紀紊亂の病因となるとは之を諸國の實蹟に徴して明なり故に其弊害は却て直接管理法の上に出て決して採用すべきものに非ず而して又此方法は官吏に委任せずして之を私人若くは會社に任するも毫も其間に差別あるとなく到底其弊害を除去すると能はず

直接管理法、委任管理法の弊害を除き大に官有土地の害惡を除却し得たるものを小作法と爲す此法は最も近代に至り行はれたるものにして獨逸財政學者は皆此法を稱賛し又歐洲各國に於て一般に採用せらるゝ所なりこの法の利益とする所は小作人は收利の爲めに刺撃せられ自己の土地を所有したると同様の熱心を以て土地の改良農業

の進歩を勉むるか故に財政上政府の収入を増加し經濟上産業の進歩を計るを得へし即ち小作人は其土地を改良し多額の収入を得んとを勉むるに於ては既に政府に對して納付する所の額は一定し他は悉く自己の収益なるか故に單に眼前の利益のみに汲々として土地の生産力を枯槁せしむるか如きとなく永遠の爲めに改良の資本を下すとを惜まざるへし

小作法は其始め委任法に次て起りたりしか被委任者は其利益を失ふとを恐れ之に反對したるを以て當時に在りては被委任者を以て小作人と做したりしか漸次改良を加へ今日に及んては純然たる小作法と做すに至れり此方法を行ふに就て論究すべき問題は即ち小作年限、小作契約の方法とす

小作年限の長短に就て之を短期と爲すに於ては小作人は永遠の目的の爲めに土地の改良を勉むるとなく唯眼前の収入にのみ汲々として土地の生産力を減殺し之を枯槁するを願さるか故に必ず長期と爲さるへからざるや明なりと雖も其年限の程度に就ては或は十年とすへきか或は二十年とすへきか理論上之を確定するに苦む然れども貸付は希望者の請求に因り之を許すものなるか故に其生存中を以て年限と爲すに於ては小作者は専ら永遠の収利を計り耕地の改良を行ふとを得て最も適當なるへし

然るに或る經濟學者は未だ之を以て完全ならずとし小作者をして眞に土地に對して忠實ならしめんとするには之を以て世襲と爲さざるべからず如此すれば第一小作人は土地を愛すると所有地に對すると毫も異なるとなし第二政府は大に手数を省くとを得第三土地改良の爲めに政府は資本を下すの必要起らざるべしと爲せとも亦之に伴ふ弊害として第一小作料一定して經濟市場の變遷に伴ふ能はず第二小作人をして却て怠慢ならしむるの弊を生ず故に之を世襲として全く貸付の性質を失はんよりは寧ろ是等の弊害を除く爲め斷然拂下げを行ふの勝れるに如かさるなり

契約を爲すに當りて二種の方法あり一は競争法にして最も多額の小作料を納むる者に貸下くるものにして通常入札法を以てす一は自由契約法にして政府と小作人との對談上にて貸下くるものとす此二種の方法に就ては大に議論あり競争法に因るに於ては往々投機者の手に落ち或は又小作人は多額の小作料を納むると能はずして爲めに資産を破るの恐れなき能はず加之此方法に依るときは小作人は可及的多くの収入を得んとして土地に忠實ならず爲めに土地の生産力を減殺するとは英國に於て實驗したる所なり故に第二の方法に由り政府は小作人の人物を撰ひ其正直着實なる者に貸下くるに於ては此の如き弊害を除くことを得べしと云ふ者あれども是れ亦弊害なき

能はず即ち人物の如何を判定するは甚だ困難にして如何に法律規則を嚴重に規定するも到底人物の善惡を判知するとは得て望むべからざるのみならず之を自由契約と爲すに於ては自から官吏は私曲を營むとなき能はず元來政治上に於て最も避けざるべからざる私事にして之を公明にするとは甚だ肝要なり若し夫れ競争法にして其弊害を除くことを得んには此方法に據るを以て適當なりとす競争法の弊害を杜絶せんとするには第一猥りに貸付料の多きを望まず土地に付て調査の上相當の標準を定め第二小作人の身元に一定の制限を置き第三貸下けに對する保證金を納入せしめ第四土地の改良に關し詳細なる規定を設くべし如此せば庶幾は甚しき弊害なきを得ん此他貸下くべき土地の廣袤は大小孰れを可とすべきかは是れ亦重要な問題にして強て小分するは徒に煩勞を増すのみなるか故に不利益なりとす然らば如何に定むべきか農業の方法富の程度等其國各別の事情あり從て其法を異にせざるを得ざるか故に茲に之を論定すると能はずと雖も可成的生活に餘裕ある者に貸下くるを避け小民に之を貸付して一には社會行政の目的を補ふとは官有土地の弊害を輕減する一助なりと謂ふべし

次に又納付物件に就ては金錢を以てすべきか若くは現品即ち米穀を以てすべきかと

云ふに現品を以てするとを許すに於ては小作人は甚だ便利にして割合に負擔に堪へ易きの利益ありと雖も政府の財政上は甚だ不都合にして之か運搬徴收の爲めに幾多の煩勞費用を増加するのみならず剩へ物價の變動の爲めに政府の收入額に變動を生し一定するとなきか故に必ず金錢を以て納付せしむるを要す又其貸付額は素より年々一定して安りに變動すへきものに非ざるも凶歲饑饉に際しては亦相當の輕減を行はざるへからず

第五節 官有森林の得失

官有土地の弊害は行政、經濟、財政學等孰れの方面より觀察するも免る能はざるか故に之を拂下け私有土地とするに非されは如何に其管理方法宜きを得るも唯弊害の幾分を救濟し得るに過ぎざるとは既に前節に於て詳論したるか如し然るに之に反して森林は政府に於て所有監理するも毫も弊害なきのみならず國家經濟上須らく政府自ら當るへきものなるとは殆ど一般學者の異論なき所なり

歐洲諸國に於ては牧畜業盛に行はれ爲めに廣漠たる原野を要し森林を伐採して之に當て人口の増加も亦森林原野を開墾して耕地とし次第に其減少を來すの原因と爲り

たり然るに造船其他各種の工業は多くの良木、大材を要し又下等貧民は日常の必需品たる薪炭の騰貴の爲めに其生活愈々困難なるの傾きありしか故に前世紀の中頃より學者も政治家も大に森林民有の不可なるを論し之を放任するに於ては木材、薪炭は愈愈欠乏して其價格を騰貴し工業を衰退し勞力者を疲弊せしむるに至るへきか故に宜く政府に於て之を保護、管理し濫伐荒廢を救治し其供給を潤澤にして價格の騰貴を防かざるへからずと云ふに至れり然れども今日に於ては是等の原因は殆ど森林官有論の理由としては價値なきものと云はざるを得ず何となれば造船其他各種工業の進歩は又昔日の如く多くの木材を用ゆるとなく専ら鐵石材を以て之に代用し薪炭に代ふるに石炭、石油等の燃料を以てするに至りたればなり加之政府か供給者の任に當りて木材、薪炭を低價に販賣し以て細民の困難を救治すへしと論するか如きは甚だ奇怪なる議論にして若し木材、薪炭の價格を維持するは政府の必須なる事務なりとせば一層人生に必要不可缺米穀の如きは更に政府は深く之に干與せざるへからず然れども此の如きは到底政府の爲し得る所に非ざるか故に今日に於ては政府は漫りに經濟上に干渉すへきに非ざることを認るに至れり尤も當時に於ても森林官有の理由として森林は水利、氣候に大なる關係を有するものなることを唱へざりしに非すと雖も是は第二の

理由として前者を以て其主たる原因と爲したるは甚た奇怪なりと云ふ可し
 森林の官有と爲さるるへからざる理由は凡そ二あり

第一 森林は其性質政府の事業に適するものなり何となれば

(一) 森林は其保存管理の爲めに資本手数を要すると少なし即ち土地耕耘の爲めに要する資本煩勞に比すれば遙かに平易にして又少額を以て足るか故に十分政府に於て之を管理するを得へし

(二) 森林の管理は一定の方法に據るとを要す即ち森林の繁茂を計るか爲めには植付伐採等に當りて學理に基づく甚た必要にして又利益多しと雖も普通一個人に在ては一層痛切なる利害の關係ある農業の改良すら容易に行はれざる有様なるか故に森林の改良の如きは得て望むへからず斧斤時を撰はず伐採濫りに行はるゝを常とす故に森林事業の進歩を計り其収入を増加する爲めには須らく政府に於て之を管理せざるへからず

(三) 森林事業は之を小分したるより寧ろ規模の廣大なる程利益多きものなりとす何となれば其管理容易なるか故に従て廣大なる面積を管理し得て經濟上所謂大仕掛の事業は小仕掛の事業に優れる利益を收むるを得へければなり

(四) 森林の収入は永遠を期せざるへからざるか故に永久の法人たる政府に托するを以て得策なりとす即ち其収入を得るか爲には三十年五十年若くは七八十年を経ざるへからず故に其生存年限の短き個人の事業としては不適當なるものなりとす

第二 森林は雨量の多少氣候の寒暖及び乾濕を變動する原因にして殖産上密接の關係を有するものなるか故に政府に於て管理せざるへからず

抑も森林は枝葉幹根の間に雨水を吸収して其疏通を遅緩にし漸次之を流出するか故に一時に多量の出水を來すとなく水源を涵養し水利の調和を計り土壤を崩壊剝落して山骨を現はし河身を肥やすか如き悞なく氣候順適を得て寒暖乾濕の變化を調和し人体の榮養動植物の繁殖を助け又國土の風景勝槩を保存して人目に快樂を與ふると少からざるか故に政府に於て之を管理するとは正當にして必須なりとす然るに若し之を民業の自由に委せんか其弊害實に測るへからず收利の外水利氣候の被害の如き一般の利益の消長に關しては毫も個人の懸念する所に非ざるか故に濫伐妄採鬱蒼たる森林忽にして赭山秃嶺に變するとなき能はず則ち氣候は急激の變化を來し雨量を減し霜害を來し寒暄度を失し人體の攝生を害し惡疫の流行となり従來其地方の特産物たる農藝品の如きも亦生育すると能はざるか爲め漸次衰滅

に歸し加之降雨毎に山岳の土壤を剝落して河川に流出し堤塘の包容し得る水量を減するか故に少しく多量の降雨に遭へば立どころに漲溢して堤塘を崩壊し田畑を荒廢し家屋を流失し人命を奪ひ産業を害し其慘狀云ふに忍ひざるに至らん若し如此に至れば政府は之か救治の爲めに行政上幾多の煩勞を増加するに止まらず財政上租税の減少を來し復舊工事の爲めには多額の支出を要し國家經濟を損害すると實に甚しきものあり此の如き例證は常に世界の各地に於て吾人か見聞する所にして森林濫伐の爲めに其地方の主要なる物産を滅盡して人民の困厄を招き水害の爲めに地方の衰微を來したるは殆ど枚擧に遑わらず現に我邦の如きも維新以降森林保護の制弛み各地に於て濫伐盛に行はれたる爲め年を逐ふて全國無數の河川は漸次土砂堆積し時に多量の降雨に遭へば直に汎濫の害を被り近年に至りては愈々甚しきを加へ明治二十二年より二十七年に至る六年間水害の爲めに人民の直接に被るれ損失は實に八千二百六十三萬三千五百四十九圓の多きに上り殊に二十九年の如きは全國到る所水害の災厄を被らざるはなく人畜の死傷家屋田畑堤防道路橋梁の流亡せるもの其數を知らず之か爲めに政府の支出に係るもの尙は六百七十萬圓以上に達せり其の堤防溝渠の築造の如きは之を維新以前に比して進歩完全せるは

疑なき事實なるに拘はらず其被る損害は頻年益々増加するに視れば畢竟山林制度の緩弛に基せるや昭々として明なりとす

如此理由なるか故に森林は必ず政府に於て之を所有し其保存繁茂を謀らざるへからざるなり然れども森林は悉く政府の管理に一任し決して人民の所有を認許すへからずと云ふに非ず地方の小森林にして行政上殖産上の關係を有せざるものゝ如きは之を人民の所有と爲すを却て得策なりとす

上來述ふる如くなるか故に森林の保存に關しては政府は常に一定の主義に據り安りに山林を變して耕地と爲すか如きとあるへからず或者是樹木の伐採後は再び苗樹を植付けすして寧ろ開墾して田畑に變するを以て利益多しと爲す者あれども元來土地を開墾して耕地と爲すは人口の割合に田畑僅少にして人民は爲めに生計の程度を進暢する能はざる地方に限り之を森林の儘に存するよりは多くの收入を得へしと雖も如何なる場合にも必ず開墾は利益あるものと信するは甚しき誤謬にして耕地の管理は森林と異なり其要する勞力及び資本は遙に多きか故に安りに耕地の範圍を擴むるも之と共に人口の増加或は農業の改良あるに非されは其開墾したる土地も忽ち荒廢に歸し再び蕪鬱たる森林と爲すには又幾多の資本勞力と年月を経ざるへからざるか

故に無謀なる土地の開墾は徒に森林事業の衰退を招致するに過ぎず

二二四

第六節 森林の管理法

前節に於て森林の官有たるべきを要するとは既に述べたる如くにして之を以て官有と爲すに利ありとせば則ち次に起る所の問題は如何にせば森林の行政宜きを得べきやにあり以下之を論せん

第一、營林法に注意することを要す 森林を以て政府の事業と爲す以上は唯行政上、殖産上の保護を完ふすれば其目的を達したるものなりとし之に資本勞力を放下するのみを以て満足すべきに非ず可成的多額の収入を得且つ年々繼續する一個の財源と爲し人民に課する租税の負擔を軽減することに勉めざるべからず營林法上忽にすべからざる點は凡そ左の如し

(一) 森林の植付、伐採、培養を整理する爲めに精密なる統計表を作らざるべからず統計表は一般事業を經理する爲めに必要なるは今更ら説明を要せざる所なれども森林の如く其收益永遠を期するものは特に綿密なる統計表を要するものにして管理者交迭の場合に當り若し正確綿密なる事業の成績を知るの標準なきに於ては營

林の方法順序は爲に錯雜混亂し無益の費用勞力を費し収入を減少するに至る

(二) 森林に培養する樹木は需用に適する樹木を擇ふとを要す是れ收利上明白なるか故に特に説明を要せずと雖も往々一時の煩勞を厭ひ若くは眼前の小利に眩惑し易きを以て政府は宜く永遠の爲に此點に注意すべきを要す

(三) 森林は一時に多くの伐採を行はす年々小部分つゝ伐採することを要す故に森林は之を小區劃に分ち年限の異なる樹木を培養し之を輪伐せざるべからず何となれば一時に多くの森林を伐採するに於ては前節に述べたる濫伐の弊害を生し洪水の慘害、氣候風土の變化を來すのみならず雨水は速に流出し去り根幹の間に濕氣を保存せざるか故に土壤常に乾燥し再ひ之に苗樹を培植するも生長甚だ遅緩にして又風害の困むる所となり營林に非常の困難を被らざるを得す

(四) 樹木は其種類に因り一定の年限の後は之を伐採し再植することを要す凡そ樹木は其生育永きに涉るに従ひ年々成長し遂に大木巨材たるに至るべしと雖も或る一定の年限以上は其生長遅緩となるか故に漫に其年限永きに涉るに於ては却て利益を損するに至るべきを以て成長旺盛の時代を經過せば之を伐採し再ひ新なる苗樹を培養することを要す

第二、森林監理 森林監理とは森林を保護し盜伐、火災を豫防するを云ふ抑も森林の監理は甚だ注意を要するものにして營林の方法如何に宜きを得るも其監理にして完全ならされは長年月の辛苦經營は往々水泡に歸し殊に火災の如きは其被害實に甚しく倏忽にして廣大なる深林を灰燼するとあるか故に最も恐るべきものにして官吏をして之か監視を嚴重ならしむるは甚だ必要なりと謂ふへし然れども一に官吏の監視を以て全然之を豫防するとは到底至難の業にして官吏の補助として其所在人民の營利心を利用して監視せしむるは甚だ効驗あるもの、如し即ち官有森林の規則を嚴重にし人民をして一步も此れに侵入するを得せしめざるか如き嚴則を設けず樹木の成育を害せざる限は其枯木、下草を拾取するを不問に付するに在り如此すれば人民は火災の爲めに之を燒失するに於ては直ちに自己の利益を損するか故に進んで之か豫防に盡力するとなり又日常の必需を得るか故に盜伐するか如き惡意を萌生するとなきを得へし尙ほ盜伐を豫防せんには其地方人民に必要な森林に限り之を其私有に歸せしむるは甚だ緊要なりとす然らされは供給不足の爲めに勢ひ止むを得ず非行を敢てするに至るを免かれず

第三、生産物の拂下げ方法 森林の生産物には其主たる樹木と副産物とありて其拂下

け方法に亦種々あり(一)競争拂下げ(二)隨意契約法(三)政府に於て伐採し木材と爲して之を一定の場所に出し時價を以て漸次賣却するもの是なり

抑も森林拂下は其目的全く營利に在るか故に可成的利益の多きを求むへきも政府に於て一般商人的の事業を營むは最も避けざるへからず左れば第三の方法の如きは管に政府の煩勞手數を増加するのみならず往々官吏の私曲を逞する恐あるか故に素より採用すへからず隨意契約法も亦第三の方法と等しき弊害に陥り奸吏は私利を營み而して廉直の吏は事に當るを厭ふへく假令相當の價格を以て之を拂下くも尙ほ且つ疑を避くると能はされはなり尤市町村若くは寺院其他公益の爲に拂下げを行ふに當り隨意契約法に據るとなきに非すと雖も是等の目的は一に營利に非ずして例外の場合なるか故に必ずしも不可と爲さるなり故に拂下げ方法の内最も善良なるは第一の方法即ち入札を以て競賣に付し價の最も高き者に拂下くるに在りとす

副産物とは枯木、下草、菌、蕈、鳥獸の狩獵等を總稱す凡そ是等の内其高價なるものは主産物と同じく競賣法に據り拂下くるを要す我邦に於て松、篋山等の如きは毎年入札を以て拂下くるを常とす然れども其價格の僅少なる枯木、下草等は前述の如く森林

保護の爲めに小額の収入を望まずして寧ろ之を許可して地方人民の採取に一任するを以て得策なりとす

森林の管理上其重なる要點は以上略述へたる如くなるか是等の事務を執行する官吏は通常歐洲諸國に於ては三階級に分てり其最下級なる者は人夫と共に樹木を植付け培養の事に當るものにして第二者は之を指揮する所の監視官にして森林の所在地に在て營林保護の事に當る而して監視官の上に位し地方行政區劃内の總ての森林を支配する者を監督官と云ふ監督官は其主務省の命令を遵奉し森林に關する一切の事務を處理す主務省は國に因りて其付屬を異にすれども大藏省に屬すへきか農商務省に屬すへきかと云ふに森林事業たる單に收利のみを目的とするに非ずして一種の技術を要するものなるか故に産業の事を掌る農商務省に屬せしむるを以て適當なりとす

森林の管理法を説述したる序として原野に就て少しく述ふる所あらんとす我邦に於て原野は其面積甚た廣大にして私有の原野あり町村の原野あり官有の原野あり其内最も多きは官有の原野とす故に原野の管理宜きを得んとを勉むるは甚た緊要にして其方法に據りては實に國家の一好財源たるを得へし元來原野は之を開墾するに非ざ

れば耕作の用に堪へざるは勿論森林と爲すにも亦相當の經營を費さるへからざるものにして通常牧場として使用せらるゝと雖も牧場の必要なるは唯此事業に適する地方に限り至る所に廣大の原野を要するものに非ず故に開墾して耕地と爲さんとは常に政府の奨励し盡力する所なれども前段に於ても述へたる如く耕地の必要は其地方に對し一定の限度あるものにして妄りに耕地の擴張を勉むるは有益なる勤勞を徒費して故らに廢地を作るに過ぎず故に政府は此の如き廣大なる原野に對しては須らく永遠の爲めに一時資本を放下して苗樹の培養を勉め他日政府の収入を補助するの好財源たるを勉むるを要す森林の増加は孰れの點より觀察するも利益ありて弊害なく耕地を減少せざる限は如何に之を擴張するも毫も損害を被るものに非ざるか故に使用すへきの土地ある以上は無限に之を培養を勉むへきものなりとす然るに我邦の如く廣大なる原野を雜草の蔓衍に委棄し毫も政府の財政を補助するの計を爲さるるか如きは誠に天恵を暴殄するものと謂ふへし

第七節 森林の收入

今歐洲に於ける官有森林の面積及び其収入を調査するに左の如し

國名	面積	積	収	入	経	費
魯西亞	一二、八八五、〇〇〇町					
佛蘭西	三、〇五一、〇〇〇	一六五九、〇〇〇圓			二五六、五〇〇圓	
埃太利	二四一、〇〇〇	四〇二、一〇〇			二九四、六〇〇	
サキソニー	一七三、〇〇〇	二七一、六〇〇			八六、二〇〇	
ウルデン	一七八、〇〇〇	二三、九〇〇			一一一、五〇〇	
普露亞	二四〇、〇〇〇	一三〇、八三〇			七六五、三〇〇	
バーデン	八八、〇〇〇	一〇一、二〇〇			四八、二〇〇	
英吉利	二、七五〇					

翻て我邦に於ける森林の有様を視るに官有に屬するもの甚た多く民有に屬するものは總面積六百三十萬七千七百三町歩にして官有に係るものは六百八十九萬三千八百十町歩なり故に此他に官有に屬せざる所謂共有森林なるものありと雖も尙ほ官有森林は全國總森林の過半を占有せり各國中如此廣大なる官林を有するものは甚た稀にして私有林との比例は唯魯國か全國森林總面積百分の七十を所有するを除けば普佛の如き又遙に我邦の下位に在り即ち普國は百分の二九、二佛國は百分の一、二、五に過ぎ

すされは我邦に於ける官林の管理は殊に重要なる事務にして大に意を致さるへからず然るに從來の成績を驗するに維新以前各藩に於て其管理に任したる當時は其組織大に整頓し苗樹の植付けを勉め濫伐の弊行はれさりしか故に千古の綠翠は翳鬱として四山を蔽ひ營林法の進歩は尙ほ未た之を以て繼續せる好財源と爲す迄に足らざりしと雖も而かも能く水利の調和を計り水源の涸渴洪水の漲溢の爲めに恐るへき慘害を被むると在らざりき然るに維新以後森林の制度は頓に弛み濫伐盛に行はれ再び之に苗樹の植付けを勉めす漫然放棄したる爲めに萬章天を蔽ふの好森林も忽ち禿瘠と化し頻雪降雨は次第に山皮を剝落して河底に運ひ遂に前述の如く頻年猛烈なる災害を被るに至れり元來森林の事業は一旦荒廢に付すれば復舊態に回復せんとは誠に至難の業にして短時日の能く成功し得へきに非ず彼の佛國の如きも南方及び「アルゼリ」の森林荒廢に歸したりしか今日に於ては其忽諸に付すへからざるを覺り多額の資本と勞力とを吝ます専ら之か回復に勉め伊太利の如きも亦汲々として苗樹の培植下草の繁茂に力むと雖も既に委棄して全く童山と化したる後に於て之を回復せんとするか故に巨額の資本と非常の勞力を費さるへからず我邦に於ても維新の創業纔に緒に就き始めて山林事業の忽諸に付すへからざるを悟り明治十九年に及んで山林

局を設け其回復に勉めたりと雖も其収入は甚た僅少にして如此廣大なる森林を有するに拘はらず明治二十四年の収入は僅に七十二萬四千四百四十六圓にして之か爲めに費せる管理費五十萬四千六百六十三圓を扣除すれば純収入は二十二萬圓内外に過ぎず之を歐洲各國の森林収入に比すれば其懸隔實に甚しきものあり尤も近年に至り漸次管理の方法を改良し頻歳の洪水は全く森林事業の荒廢に職由するを覺知するに至りたりと雖も今後益々之か改良に勉むるは眞に緊要にして其方法宜きを得んには良好なる政府の一大財源に至るべきや必せり

第八節 此他の官有財産

以上専ら官有財産中の重要なもの即ち土地、森林に就て論究したりと雖も此他官有財産に屬するものには不動産なる建物、動産なる器具、船舶等あり凡そ此等の官有財産の處分法は之を拂下くるの得策なる場合には宜く速に離權し又貸付するも差問なくして利益を得る場合には貸付するを得策なりとす之を行ふに當りて左の注意すべき要點あり

第一 拂下けを行ふ場合

- (一) 重要な官有財産の拂下けは必ず議會の協賛を経べきものにして其小なるものは豫め法律を以て規定するを要す
- (二) 必要な間は決して拂下くるとあるへからず若し必要な間に拂下くるに於ては再び新に之を求めざるへからざるか故に此の如きは徒に國帑を冗費するものなればなり
- (三) 拂下けを行ふには之を拂下くる方必ず利益ある場合に限らざるへからず則ち之を所有するに於ては多額の修繕費を要し収支償はさる場合の如きは宜く拂下くへしと雖も多少収入あり若くは拂下けの爲めに損失を招くとある場合に於ては寧ろ離權せざるを優れりとす
- (四) 拂下け手續は必ず公明正大なるを要す凡て官有財産の拂下けに當り苞苴請托に由り往々官吏か私曲を逞ふするとは毎に見聞する所にして官紀を紊亂し政府の威信を害し幾多の弊害を發生するの基となるか故に公明なる手續を以て曲事を行ふと能はざらしめざるへからず

第二 貸付を行ふ場合

- (一) 貸付を行ふには常に法律の規定に従ふとを要す若し之を官吏の自由に放任する

に於ては同じく私曲を行ふ基たるべきか故に一定の規定に據らざるべからず

(二) 貸付を爲すも政府に於て差問なき場合ならざるべからず若し政府に於て必要な物を貸下くるに於ては更に之を他に求めざるべからざればなり而して其永久に必要な物ならんには貸下くるよりも寧ろ拂下を行ふを以て得策なりとす

(三) 貸付は之に由つて利益を得る場合ならざるべからず即ち貸付に由て借料を徴収するも爲めに官有財産其物に毀損を生し却て損失を招く場合の如きは決して貸下くべきに非ず又無料貸下けの如きは甚しき弊害あるものにして政府は其政府たる性質よりして決して或る人民に限り特別の恩恵を與ふべきものに非ず即ち特殊の利益を與ふるに於ては相當の資本を以て従事する他の人々の利益を奪ひ或は又他に轉貸して利益を得んとし遂には離權の端緒たるに至るべきか故に最も避けざるべからざるなり

而して是等の官有財産は都て或る一省の管理に一任し之をして責に任せしむべきか若くは各省各之を管理し別々に責に任すべきかと云ふに各省所屬のものは其各省に非されは官有財産の性質明ならずして拂下け若くは貸下の緩急適否を明確に判知するに能はざるか故に之を中央に任するに於ては往々失敗あるを免れず然れども亦各省各別の管理に任するとも完全なりと謂ふと能はず何となれば官有財産の進退處分は行政上、財政上重大なる事件にして輕忽に各省の意見に放任することは甚だ危険なるものなればなり故に兩者を折衷し其重大なる財産の離權、貸下の如きは常に中央監督省の協賛に由り其小なるもの、管理は各省別々に之を行ふとせは最も完全にして庶幾くは是等の弊害を避くるとを得んか

第四章 官業

第一節 總論

官業収入とは政府が營む所の經濟的事業より生ずる収入にして其収入を得る所の事業を指して官業と云ふ其官有財産と異なる所は官有財産収入は財産其物よりする収入なるも之に反し官業収入は官有財産を資本とし事業を經營して之より収入を求むるに在り故に事業經營は主にして官有財産は従たるに過ぎず政府が經濟的事業を經營すべき範圍に就ては大に議論あり従て各國其國情に由り官業の種類を異にせり中世紀の頃歐洲諸國に於ては盛に「レガール」と稱し國王は其最上權を以て各種收利の途を專有するの權力を有するものなりとし各種の工業、商業等を營めり蓋し當時に在り

ては封建制度漸く衰退し地方權力の集中すると同時に政府の事務は漸く繁劇を加へ従て其費用を増加したりと雖も之を支ふるの途なきに苦みたるか故に各國の君主は皆其專制權を利用し既に私人に占有せられたるものは私人の所有なりと雖も未だ何人にも屬せざる各種の収入源は悉く政府の專有なりとし依て以て歳出の不足を補充せんとせり彼の佛王路易十四世、普王「フレデリッキ」一世時代に於ては此「レガール」權最も盛に行はれ政府は多くの事業を自ら營みたりしか近代に至て「レガール」權の甚だ不當なるを認むるに至れり元來政府か私人と並立して營利的事業を營むは私人の利益を剝奪するものにして政府若し營利的事業に従事するに於ては之と競争する一個人は到底勝利を得ると能はざるか故に健全なる事業の發達を阻礙し個人を衰弱せしめて政府の力を過大ならしむるに至る是れ豈國家の眞目的ならんや畢竟政府なる機關の必要なる所以のものは政府其物の隆盛の爲めに非ずして國家なる團體をして利益幸福の方向に進移せしむる爲に外ならず然るに其機關たる政府か妄りに私人經濟的事業に干與し其利益を減殺するは政府なる機關設置の趣旨に反すと云はざるを得ず加之事業の經理に不熟怠惰なるは官業の免る能はざる短所なるか故に經濟上甚だ不得策にして之を一個人に放任するに於ては優に此弊害を除去するを得へし即ち官

吏の怠惰不熱心を防遏する爲には監督命令に由るの外なしと雖も一般に適用すべき監督命令なるものは其間正廉なる官吏に對すると奸曲なる官吏に對すると毫も差別なきか故に皆同一の制限を蒙り以て汚吏の惡行を防遏するを得へきも一方には之か爲に正廉敏達なる良吏の手足を束縛し之をして十分に其才器を伸はすと能はず従て事業の緩急を計り臨機應變の計を爲すを得ざらしめ到底其不經濟的なるを免れず然るに若し私人に放任するに於ては私人は利己心の爲めに刺撃せられ其監督宜しきに適ひ機を見て變に應ずるか故に大に利益を増加するを得へし即ち「レガール」權の今日に於て排斥せられ政府は妄りに作業に従事すべきものに非すと云ふ所以のものは國家は人民の安寧幸福を維持し其生活を完全に益々發達せんことを謀るか爲めには其費用を一般人民より強徴するの權利を有するを以て一個人と並馳して作業に従事するの必要なく妄りに官業を起して人民の収益を減殺するか如きは國家の目的と背馳し徒に其權力を過大ならしめ政府の事務を繁冗錯雜せしむるに過ぎず故に中世に於て専ら行はれたる「レガール」權の如く未だ人民の私有に歸せざる一般の收利方法は悉く政府の獨占に歸すべきものなりと爲すは國家的觀念の發達し當然政府か租税を強徴する權を認むる今日に於て決して容るべきものに非ず然るに今日現に各國政

府に於て各種の作業に従事し之を以て一の財源と爲す所以のものは何ぞや他なし是等の事業は之を一般人民に放任するに於ては國家一般の利益を害するの恐れあるものなればなり原則として總ての收利事業は須らく人民の自由に放任すべきものなりと雖も爲めに一般人民の利益幸福を損傷するか如きとあるに於ては國家の目的と背馳するか故に政府は人民の爲に之を制限し政府自から之に當らざるへからず即ち官業の目的は營利に非ずして一般人民の保護に在りとする然れども若し是に由て一般人民保護の目的を達すると同時に能く公正の主義に反せずして收益を得人民が租税上の負擔を軽減するとを得るに於ては之を以て收入の一財源と爲すは決して不當の事に非ずして一舉兩得の策と謂はざるを得ず然らば政府は如何なる場合に限り私人經濟的事業に立入るべきかと云ふに凡そ三個の場合あり

第一、行政上必要なる場合 私人經濟的事業なりと雖も其影響する所弘く且つ大に公共の安寧幸福に係り私人に放任するとの甚た危険なるものあり例へば貨幣の發行、富籤の發賣、兵器彈藥の製造若くは鐵道運河の如き交通機關にして利益を壟斷して政治上、社會上、經濟上に危険なる害毒を及ぼすの惧ある事業は事業其物の性質は一般營利的のものなるも其影響は公共一般に及ぼすか故に國家的事業たる性質を有

すと謂はざるを得ず故に如此事業は政府に於て之に當るは國家の責務にして此場合に於て私人は如何に其自由を制限せられ其利益を剝奪せらるゝも甘して之を忍ばざる可らず何となれば國家全体の利益は到底一個人の利益の損傷と換ふる能はされはなり

第二、經濟上必要なる場合 國家は其富強を計り國民全体の尊榮、國運の隆昌を來すか爲め經濟の進歩に勉めざるへからざるなり故に全國統一の施設を爲すに非されは完全なる効果を奏すると能はざる事業例へば郵便、電信等の如きは各地方別々の施設に任し統一するとなきに於ては其不便甚しく圓滿なる成效を期すると能はず故に全國劃一の施設を成し得る唯一の機關即ち政府に於て任せざるへからず又將來有望なる事業なるも當初其利益少きか爲め一個人の卒先して之に當ることを躊躇する場合若くは國民の未だ知らざる事業にして大に國家の富源を開拓するものなきに非ず例へば航海事業の如き農業の改良の如き新奇なる各種の工業の如きは之を自然の發達に放任するに於ては其何れの時善良なる國家の富源となるべきや未だ知るへからず如此事業に在ては政府を措て他に之に當る者なきか故に國家百年の大計の爲め政府は勢ひ之に當らざるへからず其當初に於ては收入を以て支

出を償ふ能はず却て一個の支出費目を増加するに過ぎざるの觀なきに非ずと雖も必ずしも官業は収入を以て唯一の目的と爲すものに非ざるか故に決して財政上非難すべきに非ず況んや其事業漸く發達するに至れば獨り國民の富を増加するのみならず政府良好の財源たるに至るへければなり

第三、財政上必要なる場合 官業を以て収入のみを目的と爲すの誤れるとは前述の如し然れども之を民業に委するに於ては國家の善良なる財源を失ひ若くは各人の負擔を偏頗不公正ならしむる恐れある場合に在つては政府に於て事業を起し收入の途を公正完全ならしむるとは甚た必要なりとす例へは煙草の消費税の如きは能く重税に堪ふるの力を有し良好なる財源なりと雖も印紙を以て徵收し原料の收穫高若くは植付反別に課税するか如き方法なきに非ずと雖も是等の方法は徵收の爲に入費煩勞を要すると多く又脱税詐偽行はれ易くして其純収入は甚た僅少なるへしか故に如此事業は政府に於て自から之を營み財政上租税徵收の一方便と爲すは正當なるものなりとす或は又國力の程度に於て容易に租税の増加を爲すと能はざるより一時の手段として營利的作業を營むか如きも財政上實際已むを得ざる場合に於ては強ち尤むべきに非ず埃太利、伊太利等に於ては不公正なる鹽税を廢止する能

はざる所以のものは之より得る所の收入七八千萬法の巨額にして之を廢止するに於ては之に代るに他に國家必要の經費を充すへき好財源なく之を廢するは之を存するに勝るの弊害を招致すへきか故に如此場合に於ては財政の整理行はるゝに至る迄は特別の場合として是認すへきものなりとす

右に述ふる三個の場合に於て政府は私人經濟的事業の範圍に立入るとを得へしと雖も之を實際の事實に徴し如何なる事業は官業と爲すへく如何なる事業は民業に放任すへきかは其國各別の状態に因り自から異らざるを得ざるや明なり然とも官業の原則として(一)營利のみを以て事業の目的とするもの(二)私人に放任して弊害なきものは如何なる國に於ても決して政府の經營に任すへきものに非ずとす政府收入の豊富なるは徒に政府をして濫費の弊に陥らしめ個人の利益を滅殺して健全なる經濟の發達を阻礙するに過ぎされはなり以下今日各國に實行せらるゝ作業に就き果して官業として不可なきものなるや否やを研究せん

第二節 造幣

貨幣鑄造權の政府獨占爲らざるへからざるは其理明白にして貨幣は常に交換の媒介

價格の尺度として一度分業の行はるゝ以上は一日も缺くへからざる人生必需物件たり社會未だ進歩せず經濟發達の程度幼稚なる時代に在ては貨幣を受授する所の人民は一々貨幣の性質、重量等を検査し其實價如何を確むるを得へしと雖も社會進歩し經濟組織の愈々複雑となり各人の間に物品交換の度數と數量とを増加するに至れば貨幣の流通は最も敏速を要し到底一々其貨幣の品質を檢定するか如き煩勞を忍ぶと能はず如此遲緩なる手段に於ては交換貿易は甚だ多くの手數を要し從て之を阻礙して其發達を見るとき能はざるか故に之を救正するか爲めには簡便なる方法を設け貨幣の受授を容易ならしめざるへからず而して之を容易ならしむるの方法は人民をして深く貨幣其物の品質を信用し之を検査するの必要ならしむるを要す即ち貨幣の効用を完全ならしむるには互に信用に依て之を受授せしめざるへからず故に今日各國皆政府に於て地金の品質重量を一定し之に一定せる刻印を付し貨幣の品質を證明して又一々検査の必要なからしむるに若し之を各人の自由に放任するに於ては貨幣の品位は忽ち劣惡と爲り實際名目丈けの實價を有せず種々雜多の貨幣濫發せらるゝか故に其受授に當て止むなく秤量検査の煩を避くるを得ざるに至るへければ到底營利を以て目的とする私人に放任すへきに非ず然るに「ハーバート、スベンサー」氏は貨幣

の發行は宜く人民の自由に放任すへしと爲し曰く茶、麵麩等は其製造を私人に放任すと雖も需要者は之を驗して漸次良質のもののみ要するに至るか如く貨幣も亦之を私人の發行に放任するも良質のもののみ市場に流通するに至るへしと是れ甚しき誤謬にして貨幣は決して茶、麵麩等の如く直ちに消費するものに非ずして交換の媒介として之を用ゆるものなり即ち世人は多く貨幣其物の品質を驗するとなく唯其名目價格に據りて受授するを常とするか故に貨幣の發行を私人に放任せんか營利に汲々たる私人は重量若くは純分を減少して世上に發行し惡質の貨幣も良質の貨幣と等しく流通せらるゝを以て良貨は漸次鑄潰し又藏匿せられて惡質の貨幣のみ市場に流通し「グレンシャム」氏か所謂惡質の貨幣は良質の貨幣を驅逐するに至るを免れざるなり故に全國の貨幣を均一し貨幣の作用を全ふして經濟の發達を計らんとせば必ず政府に限り之を發行し品質、量目を一定せざるへからず而して又偽造貨幣の流通の如きは大に貨幣の信用を失墜するの原因たるか故に政府は嚴重に之を監督し刑罰を設けて偽造貨幣の弊害を避くるとに勉めざるへからず

元來貨幣鑄造よりして得る所の収入は利益を収むるの目的より生ずるものに非ずして貨幣制度の必要より自然に生ずるものなりとす即ち本位貨の鑄造料若くは補助貨

幣の包含地金の價格と名目價との差額より生ずるものなりとす
 本位貨の鑄造料は之を徴収すべきや否やに就ては議論ありて本位貨幣の其本位貨幣たる性質上必ず地金の價格と名目價格と同一ならざるへからず即ち鑄造料は之を免除せざるへからずと爲す者あり然れども地金價格と名目價格とを全く同一と爲すは決して策の得たるものに非す何となれば之を地金としても其の價格に毫も差異なきに於ては新貨は常に鑄換へられて地金となり通貨の額を減少して經濟界を困難に陥れ徒らに金工兩替店等の投機心を挑發し其結果磨損せる貨幣のみ流通する有様を呈すへければなり故に鑄造料の徴収は實際上必要にして之か爲めに貨幣の効用を減ずるか如きと毫もあるとなし然れども若し其實費以外の費用を徴収するに於ては本位貨なる性質を損傷するか故に之を以て一の財源と爲さんとするか如きとは最も避けざるへからず之に反して補助貨に在りては其流通最も頻繁なるか故に名目價と地金價と同一と爲すに於ては其積量大に失し携帯受授に不便にして又往々鎔解せらるゝとあるへきか故に名目價より實價の少きものを以て造らざるへからず而して補助貨は單に小取引に用ひらるゝものにして一定の額迄は本位貨との交換自由なるか故に貨幣の効用を減ずるか如き恐れ決してあるとなし補助貨の實價を減ずるに付ては其

重量を減ずるものと品位を下すもの即ち純分を減して他に低廉なる金屬を混合するものとの二種の方法ありて二者格段優劣なしと雖も補助貨なるものは最も頻繁に通用せられ磨滅し易きものなるか故に其質を堅牢ならしむる爲め第二の方法により品位を下すを以て優れりとす

次に又磨滅したる貨幣の交換を行ふ場合に其損失は最終に所持したる者をして之を負担せしむべきか若くは政府に於て之を負担すべきものなるかと云ふに元來貨幣の磨滅は貨幣たるの任務を果す爲め各人の間に轉輾受授せらるゝ間に起るものにして最終の所持者か一人にて之を磨損したるものに非ざるへければ一般人民をして負擔せしむるを以て正當なりとす加之是等の負擔を最終の所持者に歸するに於ては所有者は之か負擔を避くる爲め容易に交換を請求せざるか故に缺損磨滅せる貨幣のみ市場に流通し幣制紊亂の端緒と爲るへければ政府自から之を負擔せざるへからず貨幣と同一の効力を有し約束手形の形を有する紙幣の發行に關しては大に議論ある點にして凡そ三種の方法あり第一は政府に於て之を發行するもの第二は紙幣發行を銀行の自由に放任するもの第三は政府の監督の下に在る銀行を限り之か發行を許可するもの是なり以下三方法の得失に就き少しく研究せん

第一 政府に於て紙幣を發行するの可否

抑も紙幣は信用に由て容易に流通するものにして殊に紙幣に至ては紙幣其物に實價を有するに非ずして之を以て安全に實價ある貨幣と交換するを得るの信用よりして相互の間に受授せらるゝものなるか故に最も其基礎鞏固にして信用厚く永久に存在する所の政府に於て之を發行するは紙幣の信用を保全し正貨の代用たらしむる爲め最も適當なる方法にして決して信用不安にして永久存在せざる普通銀行等に任すへきものに非ずとは即ち此派の論者の理由とする所なり

政府自から紙幣を發行するとは古代支那に於て行はれたる所にして一時人民の負擔を減し産業の隆盛を導くの利益あるか如くなれども是れ甚た危険なる方法にして政府は之を以て財政の破綻を彌縫するの手段に用ひ國家財政を紊亂すると同時に發行せられたる紙幣は忽ち不換紙幣と變し經濟市場を荼毒するを免れず即ち通常歳入の不足し若くは歳出の超過せる場合に當ては租税に依るか若くは國債に依るの外なしと雖も租税は容易に之を増加するに能はざるものにして又之を増加し得るとするも急速に歳入の不足を補填し得へからず故に多くは如此場合に於ては國債に依るを常と爲せども國債は強て應募せしむると能はず又元利を償却せざる

へからざるの責任あり然るに紙幣の發行に至ては事甚た容易にして急速の用に應ずるか故に往々濫發せられ易きものにして若し政府にして紙幣の發行權を有するに於ては常に之を財政の彌縫策に用ひ不換紙幣は忽ち國內に充溢し物價騰貴し信用地に墜ち經濟社會は遂に混濁の慘狀に陥るを免る能はざるなり而して若し仮りに政府は此の如き無謀姑息の手段に出つるとなく歳入不足の如き場合には租税若くは國債に依り紙幣は唯交通市場の媒介たらしむる爲めのみ限り之を發行すると爲すも尙ほ甚た不安全たるををれす何となれば政府は常に其身を經濟市場に置き市場の狀況を知悉するものに非ざるか故に市場に於て果して幾何の紙幣を必要とするかを知ると能はざるを以て臨機應變紙幣の流通額を伸縮するに能はず或は過發の爲めに物價の騰貴を來し或は少きか爲めに物價の下落を來す等常に經濟社會の基礎を動搖して其發達を阻礙するを免れず故に政府は斷して紙幣發行に不適當なるものと謂はざるを得ざるなり

第二 紙幣發行を銀行の自由に放任するの可否

或者は紙幣發行は宜く銀行の自由に放任すへきものにして之を放任するも決して弊害を生ずるとなしとせり其理由とする所に曰く政府は銀行に對し預金事業を自

由に營むとを許して而かも之に對して紙幣の發行を制限するは甚だ謂れなきと云はざるを得ず銀行事業として預金と紙幣發行と其責任を負ふ點に於て何の異なる所あるか預り金は人民の依託に由て預り之に對して證書を交付し何時にても請求に應じて之を拂渡すの義務を有し發行紙幣に於ても又人民は銀行を信用して之を流通し正貨と引換へを請ふ場合には何時にても銀行は之を引換へざるへからず即ち預金證書若くは紙幣所有者の債主にして銀行の負債者たるは二者孰れの場合に於ても毫も異るとなく同一に之か償還の義務を有するものなり然るに一方の預金事業は之を自由に放任するも危険なしとして許可し紙幣發行は危険なりとして之を制限するは無用の危懼を抱くものと云はざるを得ず元來紙幣發行は之を銀行の自由に放任するも決して無制限に増發し得べきものに非ず自然の制限は常に之を牽制して到底必要以外の發行を許さざるものなり即ち(一)銀行に對して借用金若くは手形の割引を請求する者ある場合に非されは紙幣發行の必要あるとなし而して是等の請求は決して妄りに許容するものに非ず信用確實にして返濟の見込十分なる者のみに對し之を許容するものなるか故に公衆の需要に制せられ濫發を行ふと能はず(二)發行紙幣は請求に對し直に正貨を以て引換へざるへからざるものなれば

若し紙幣の濫發を行ふに於ては請求に應じて之を引換ふると能はずして信用地に墜ち破産の不幸に陥るか故に銀行家は自己の利益を保護する爲め決して無謀の増發を行ふとなし(三)銀行間の手形交換は可成的自己の紙幣を多く流通せしむる爲め他銀行の紙幣にして入手したるものは之を其銀行に返却して流通額の減少を計るか故に發行紙幣は市場を退き銀行に復歸す(四)人民の預金も亦其銀行の紙幣を以てするに於ては紙幣は銀行に復歸すへし如此自然の制限ありて銀行は決して紙幣の濫發を行ひ得べきものに非ざるか故に紙幣の發行は預金事業と共に宜く銀行の自由を放任すべきものなりと云ふに在り

然れども是れ甚だ皮想の見たるを免れず余は此誤謬を闡明する爲め左の二段に分て之れを説明せんとす

(一)論者の言の如く銀行者にして經濟上多少の知識あらんには紙幣増發の決して妄りに行ふへからざるを知り適當の額に制限し之か引換に窮するか如きと非ざるへしと雖も是れ唯經濟界の平靜なる時に限り一朝恐慌に遭遇し信用の基礎動搖し通貨の必要額に増加する場合に當ては銀行は巨額の取付けに遇ふへしと雖も平常萬一の恐慌に備ふる爲め莫大の準備を爲し得べきに非ず故に如此場合に當ては何れか

其請求に應ずるの策を回らすに非されは倒産の不幸を蒙るべきか故に此時に當ては論者の所謂自然の制限は全く弛解し正貨の引換へに處する方法の如きは毫も考ふるの違なく先づ目前自己の有する紙幣發行の權利を利用して一時を逃れんとするは蓋し自然の勢なりと云ふへし然るに此如紙幣の増發を行ふに於ては一時恐慌の災厄を免れ得るも復直に正貨の引換に遇ひ其義務を盡すと能すして再び恐慌の原因と爲り銀行は破産し恐慌の害毒を重ねるの不幸を見るに至る則ち紙幣増發の自然的制限なるものは平時に於ては効力ありと雖も一朝恐慌の場合に際しては全く其効なく却て害毒を加倍するの弊害あるものなり

(二)次に又紙幣の完全なる効力は各人の間に授受するに當て毫も忌嫌不安の念を生ずるとなく其信用確實なる正貨と毫も擇ふとなきに非されは交換の媒介價格の尺度として適當なるものなりと謂ふと能はざるなり論者は預金も紙幣の授受も同じく信用に由て成立し毫も其間に徑庭あるとなしと爲せども其債主たり負債主たる點は二者同一なりと雖も其銀行を信用する度合に至ては各人皆悉く同一なりと云ふと能はず甲は(A)銀行を以て確實なりとして之を信用するも乙は不安なりとして信用せざるやも未だ知るへからず則ち甲は(A)銀行を信して之に預金を爲し又喜んで

其發行紙幣を授受するも乙は不安を抱くか故に預金も爲さず又發行紙幣の授受を肯せざるへし此の如き場合に於て預金を爲すと爲さざるとは全く各人の自由に在て經濟上何等の影響を他に及ぼすとなかるへしと雖も紙幣の授受を肯せざるに於ては經濟上の不便實に名狀すへからざるものあり尤も是等の不便は確實なる銀行の設けある小部分の地方に在ては皆常に其銀行の形況を目撃するか故に多くは之を信用し左迄の不便を來さざるへしと雖も通貨は一小地方に限り流通するのみに非ずして汎く全國一般何れの地方に行くも常に容易に授受せらるゝとは通貨としての必要條件なるに甲地方の人民は(A)銀行を信用するも遠隔の乙地方に在る人民は(A)銀行の信用如何を知らざるのみならず甚しきは甲地方に(A)銀行の存在をも知らざる者なきに非ず此の如くんは其紙幣は甲地方に限り流通するのみにして乙地方に至れば單に一片の紙片として之を視到底交換の媒介たる任務を盡す能はず即ち其債主たり負債主たる點か同一なるよりして預金と紙幣發行とを全然同一視するは皮想の見にして預金は相對的に成立するものなれども紙幣は絶對的に全國一般人民か之を信用するものならざるへからざるなり

如此理由なるか故に紙幣發行を以て銀行の自由に放任するとは甚た危険且つ不便に

して到底之を採用すると能はさるや明なり

第三 政府の監督銀行に限り紙幣發行を許可するの可否

政府と密接の關係ある銀行即ち監督の下に在る銀行をして確實なる引換準備を備へ紙幣を發行せしむるとは最も確實便利にして安全なるものなりとす即ち政府之が引換を保証するか故に之を授受する者は毫も不安の心を抱くとなく全く正貨と同等に之を信用し又全國何れの地方に至るも毫も不融通の爲め艱難を感ずるか如き恐れあるとなし又恐慌の場合に當ても政府之を監督するか故に銀行は無謀に紙幣の増發を行ひ一時を糊塗するか如きと能はず他の方法例へは外資の輸入等に由て之か救済を計るべきか故に恐慌の慘を重ぬるか如きとなし加之一國に於て政府の監督の下に在る信用鞏固なる大銀行の設立ある場合に於ては縦令恐慌の襲來するとあるも之か爲めに其基礎を動搖せらるゝか如き憂なし蓋し此の如き大銀行は其信用鞏固にして世人は一般に之を信用し銀行の内部に對して疑心を抱くか如きとなさか故に恐慌の渦中に埋没せらるゝとなく超然卓立して其信用を利用し恐慌を鎮壓するを得べきか故に決して恐慌の爲め紙幣増發の必要に迫らるゝとなし此を以て今日に於ては孰れの邦國も皆強大なる中央銀行を設立し之をして一國の經

濟市場を整理發達せしむるの機關と爲し又財政上現金の出納を所理せしめざるはなし我邦に於ける日本銀行是なり

以上述ふる所を約言すれば紙幣發行は政府自から之を行ふへからす又銀行の自由に放任すへからす宜く政府の直轄する中央銀行をして之に當らしめ他に此權利を付與するとあるへからさるなり

第二節 鑛山業

鑛業は古來歐洲諸國に於て「レガル」權の一種に屬し地中に埋藏せる鑛物は決して私人の所有すべき物に非ずして唯國家のみ之を所有すべき物なるか故に一般人民は特別に政府の許可を得る場合の外當然政府の一財源として官業と爲すべきものなりとし政府自から之か採掘に従事したりしか輓近に及んで鑛山官業は次第に廢止せられ民業に委ねて租税を徵收するに至れり然れども尙ほ今日に於ても普國の如きは鑛業より収入する所決して少からす千八百八十九年の調査に據れば一億一千百五十四萬馬克の収入を得たり我邦に於ては往古より官業民業並に行はれたりしか彼の佐渡生野の鑛山の如きは官業より帝室御料と爲り後ち又民間に拂下けられ今日官業は全

く其跡を絶ち租税を賦課するに至れり現行法に據れば鑛産物の價格百分の一を鑛業税として徴收し鑛區一千坪毎に一ヶ年三十錢のを鑛區税として徴收せり
鑛山業の官業として適當なるものなりや否やに就ては議論ありと雖も余は之を以て人民の起業を誘導する爲め模範の施設を要する場合の外到底官業たるを不適當と爲す者なり

官業を可とする者は曰く(一)鑛業は地中に埋藏し其生産額を明知すると能はざるか故に人民は進んで之に従事すると躊躇して天與の富源を徒に埋没せしむるに至る(二)鑛業は巨額の資本を要するものなるか故に私人の資力は之に従事すると能はず(三)鑛業の収入は永遠を企圖するものなるか故に私人の事業に適せずと云ふに在り然れども余は如此理由あるか故に寧ろ官業に適せずと爲す者なり元來政府の収入は年々一定額の間斷なく永續することを要するものなるに鑛山業は論者の云ふか如く其生産額を明知すると能はざるか故に収入額は常に變動し從て豫算は常に變動して財政の整理宜きを得ると能はず加之其生産物の賣却は純然たる商業上の掛引を要するものにして是れ政府の最も短所とする所なればなり故に鑛山業は官業として適當なりと謂ふと能はず然れども人民の鑛業上の知識未だ幼稚にして熟練なる技術と必要なる資

本を缺く場合に在ては徒に巨額の富源を泥土と共に委棄するは所謂天物暴殄の甚しきものなるか故に政府は先づ之に従事して人民の企業を奨励せざるべからず既に人民の技術資力増進し又今日の如く科學の進歩は目之を見ざるも略は其産出額を測知し得るに至れば最早政府に於て之に従事するの必要なか故に之を人民に拂下げ民業の自由に委ね政府は是れよりして一定の租税を徴收することを要す或人は鑛業税の徴収に關して之を不當なりとして曰く人民は土地の所有權を有するも鑛物は地中に埋没する物なるを以て其所有者を認めず即ち無主物を採掘する物なるか故に普通の營業税を賦課すべきものなりと爲せども鑛物は空氣若くは通常水の如く價格を有せざるものに非ずして鑛物其物に價值あるか故に之を無主物と看做すとは甚だ不當の見解にして之に租税を賦課するは正當なりとす然れども若し重きに過くるに於ては鑛業の發達を阻礙するに至るか故に妄りに其収入の多からんとを望むべからず以上述ふるか如く鑛業は模範の必要ある場合の外官業と爲すべきものに非ずと雖も軍事上の必要より兵器の原料として鉄鑛の採掘若くは兵器製造軍艦等に要する炭坑採掘の如きは特別の理由に由るものなるか故に是等は例外と爲さるべからず

第四節 富籤業

富籤とは一定の價を以て符籤を販賣し其當籤者に限り掛金に數十倍若くは數百倍せる金額を與ふるものにして萬一を僥倖する所の一種の賭博なりとす賭博の弊害あるとは今更論する迄もなく社會上其害毒を流布する決して尠少なりとせず故に何れの邦國に於ても法律を以て之を嚴禁せざるはなし然るに歐洲の或る國に於ては他の賭博を禁止するに拘はらず富籤に限り政府自から之に従事し以て一の財源と爲すは甚た怪むべきか如し然れども獨逸、奧太利、伊太利等に於て尙ほ之を廢止する能はざる所以のものは行政上の必要已を得ざるものあればなり我邦の如きは從來人民の資性着實勤勉にして比較的賭博心に冷淡なるか故に絶無なりと云ふ能はざるも其弊害未だ甚しからず然るに歐洲諸國に於ては人民の賭博心旺盛にして萬一を僥倖し不義の資財を攫得せんとするの念盛にして到底法律の力能く之を禁制すると能はざるか故に可成的其弊害を減殺せんとして一般の賭博を禁し富籤を政府の獨占として興行するに至れり然れども之を政府の手に於てするも其弊害は同一にして唯其程度に幾分の差異あるに過ぎず故に英國、佛國、白耳義、和蘭の如きは漸次之を廢止したりと雖も今日尙

は普魯亞、奧太利等に於て之を舉行する所以のものは之を正當なるものと信して存するに非ずして不正當なるものと知りつゝ唯弊害の幾分を救濟せんとするか爲なるを以て一に理論のみに由て其利害を判すると能はず即ち各國人民の氣質風俗にして法律の力を以て之を嚴禁するの却て弊害ある場合の如きは政府に於て之を興行する必しも不可なりと爲す能はず故に若し之を興行するの已むと得ざる以上は可成的其弊害を減少すると計らざるへからず即ち其金額は小額に止め其興行の數を減するか如きは弊害の豫防上最も緊要なる注意なりとす

富籤の興行に付ては二種の方法あり一は販賣總金額の内より幾分を政府の收入に充て其殘餘を種々の割合を以て配付するものにして他は豫め政府の收入額を定め總收入の多少に拘はらず先づ之を扣除し殘餘を分配するもの是なり今日盛に行はるゝ所のものは第二の方法にして政府か之を以て一の財源と爲すは必しも不可なりとせず然れども其收入容易なるよりして妄りに人民の僥倖心を利用し收入の増加を計るか如きは最も慎まざるへからざる所にして可成的速に之を廢止するを至當なりとす

第五節 鹽業

鹽業も亦「レガール」權の一種に屬し歐洲諸國に於ては夙に行はれたりしか最も始めに之を施行したるは佛國とす佛國は千三百四十二年「フイリツプ、トラ、ワルフ」之か基礎を創し「シャール」第六世の時鹽稅を施行し即ち「ガベル」なる名稱を以て永續の事業とし人毎に一定せる鹽を購入するの義務を負はしめ食用割烹用の鹽と漬物用の鹽とを區分し法律に違背する者は嚴密なる酷罰に處し獄舎は鹽稅に關する罪囚を以て滿さるゝに至り其負擔甚た過重なりき獨逸に於ては千七百二十五年「ウエルヘルム」第一世始めて之を施行したりしか此他英國、白耳義、埃地利、伊太利の如き其制度に多少の差違あるも皆其法を採用せり元來鹽業は其製造容易にして利益多く人類生活上の必需品にして販路廣く需要額に増減なきものなるか故に年々一定の収入を得べく又其生産地に限りありて海岸若くは鑛山の或る部分に於てのみ生産するものなるか故に奸詐行ひ難く良好なる官業の性質を有するか如くなれども人民か是に由て被る所の負擔の苦痛より見て財政上官業と爲すも租稅と爲すも共に甚た不良なるものと云はざるを得ず或者は之を以て分頭稅なりとして非難すれども實に分頭稅なるのみならず却て下等貧民程多くの負擔を被るものなり何となれば貧民は鮮魚生肉を食すると能はず其常食とする所の物は多くは鹽肉鹽魚若くは鹽菜なるか故に貧民程多量の鹽を需要する

ものなればなり加之輓近工業農業の進歩は大に鹽の需要を増加し來りたるも之か供給にして低廉ならざるに於ては勢ひ其發達を阻礙せざるを得ず故に英國、白耳義等に於ては全然之を廢止するに至れり佛國に於ては關稅間稅の兩事務局に於て製造輸送を監督し租稅として徵收するに過ぎず然れども伊太利、埃太利に於ては尙ほ之を以て政府の獨占事業と爲し千五百七十六年の調査に據れば伊太利は七千八百萬「フランク」の収入を得埃太利は八千萬「フランク」の収入を得たり以上述ふるか如く製鹽は之を官業と爲すも將た又租稅と爲すも孰れにしても弊害あるものにして須らく廢除すべきものなりと雖も収入減却の爲め已むを得ざる場合に於ては寧ろ租稅として可成的其賦課を輕減するに如かさるなり

第六節 煙草製造

煙草製造を以て政府の事業と爲すものは歌羅巴諸國に於て佛蘭西を主とし埃太利、西班牙、葡萄牙、ルーマニア等あれども鹽業の如く其原料迄政府之か生産に従事するに非ずして其原料たる葉煙草の耕作は人民をして之に従事せしめ政府は租稅を徵收する代りに之を製造販賣するものなりとす元來消費品中に於て酒類、煙草等の如きは一般に

需要せらるゝものにして又奢侈の性質を含むか故に重税を課することを得て政府の財源として甚だ良好なるものなりとす而して酒類の如きは之か徴収方法は餘り困難ならざれども煙草は其徴税方法甚だ困難にして通脱詐僞行はれ易く或は外國品の輸入を奨励し内國生産額を衰減するか如き弊害を生ずるか故に之を救正して公平正當なる好箇の財源たらしむる爲め其必要上政府自から此事業に當るものなり即ち煙草製造は租税徴収の便宜上より行ふものにして大に他の官業とは趣を異にするか故に余は別に之を租税篇消費税の部門に詳論すると、して茲に贅せず

第七節 交通事業

分業の發達は經濟の進歩する所以にして經濟の進歩は即ち國民富力の増進にして國民富力の増進は換言すれば國家の富強なり左れば分業の發達は誠に喜ぶべき現象にして奨励すべきものなりと雖も分業の因て起る所以のものは人類相互の間に交通行はるゝより起因するものにして其交通愈々盛に行はれ彼我の物品を容易に交換することを得るに至れば自然分業は盛に行はれ經濟の進歩を促すことを得へし

獨り經濟上のみならず人類の知識發達し文明の進歩する所以のものは人類相互の接

觸盛なるより來るものにして若し人類にして孤立獨棲全く相互の交通を絶んか其知識は唯僅に自己の經驗より來るものに止まるか故に幾百千年を經過するも常に同一舊態にして其進歩得て望むべからず即ち人類か自己の知識を増進する爲め採長補短を行ひ得る所以のものは一に相互の接觸に原始するものなるか故に接觸の多少は知識増殖の多少に關するや明なり故に其接觸をして愈々頻繁ならしめ愈々容易ならしむる所の交通の便否通塞は文明の進歩に絶大の勢力を有するや毫も疑を容れざるなり

如此人類か物質上精神上の進歩に交通事業の影響する至大なる以上は國家の本務として之か發達を企圖するの甚だ重要なるは言を俟たず加之交通の便否通塞は常に國家の進歩發達上至大の關係あるのみならず又國家の生存自衛上決して忽諸に付する能はず何となれば内亂外寇を鎮壓し國家の靜平を保全する所の軍備は其兵士の精練勇壯なるのみを以て満足する能はず必ず之か進退集散を自在ならしむる所の交通機關の完全を要すればなり

國家の進歩上にも自衛上にも交通機關の完備を要するとは右に述べたるか如し而して本節に於て専ら論究せんとするものは交通事業中の主要なる郵便、電信、鐵道の三事

業にして是等の事業は殊に政府の施設を要するものなり即ち交通の眞正なる發達とは決して局部の開通のみを云ふに非ず國內至る所交通の便利開けて始めて完全なりと云ふを得へし故に一國中南邊北陬周く交通機關の完備を要するものなれども之を民業に委ぬるに於ては交通頻繁にして収利の見込確實なる部分は容易に完成するを得へきも僻陬にして交通の稀なる地方は何れの日を待つも其完成を期すへからず故に僻陬の地方に迄交通の便利を普及する爲めには必ずや國家の力を籍るに非されは能はざるなり且つ又此等の事業は普及の必要なると同時に到る所劃一なる施設を要するものにして地方々々により其制を異にするに於ては其不便名狀すへからず而して其制を劃一ならしめんとするには必ず全國一般に及ふべき力を有する政府の施設を俟さるへからざるや明なり此等事業の内最も始めに行はれたるものは郵便事業にして次に鐵道起り電信又之に次て起れり此等三事業は施設上密着の關係を有し互に他の機關の補助を借るに非されは圓滿なる結果を得ると能はず即ち郵便事務は印刷物小包物品等を輸送するか故に鐵道の力を藉らざるへからず鐵道は列車の運輸上電信の力を藉るに非されは其安全敏速を致す能はず又電信に在ては其通信する所は僅に記號に由て單簡なる用辨に過ぎざるか故に詳細なる通信は郵便の力を藉らざるへ

からす此の如く此三箇の事業は互に輔車唇齒の關係あるか故に一手裏に之を管理するに於ては首尾相貫通して十分なる効果を擧ぐるとを得へし故に若し同一の官廳に於て之を管理すると能はざるも經濟の共通なる一機關に於て其施設に任するは甚た得策なりとす

而して又是等の事業を民業に委するは甚た危険なるを免かれず何となれば交通事業は其始め數個の競争者並立して他を排斥し顧客を奪はんとするか故に皆其賃錢を低減し或は顧客を優待して一般の利益を進むるに勉むへしと雖も是等の競争は決して永久に繼續するものに非ず漸次他を壓倒して復競争者なきに至れば利益獨占の弊害に陥り恣に其賃金を上騰して一般人民の利益は小數營業者の利益の爲めに犠牲に供せらるゝに至るを免かれず然るに之を非難する者は曰く政府が任用する所の官吏は利己心の爲めに刺撃せらるゝとなさか故に費用を増加し収入を顧みるとなく又人民に對して不親切なるを免れずと爲せども事務の執行に當る所の者は私立の會社に在りても亦利害に直接の關係ある資本主に非ずして俸給を受けて勤務する社員なるか故に政府の官吏と甚たしき差別あるとなし以下各種に就て更に詳論する所あらん

第一 電信事業

郵便制度は其起源遠く波斯王「サイラス」の時代に始まり當時盛に行はれたりしか後ち羅馬に於ては共和制の時代中央政府と屬邦との間の公用上の通信を計るか爲め始て之を設け「オーガスタス」帝の時に及んては公用文書のみならず一般人民の信書も亦之を取扱ふに至れり然れども其方法甚た幼稚にして恰も維新前我邦に於て江戸と京都、大坂との間に行はれたるものゝ如く甚た不完全たるを免れざりき郵便事業發達して其の体面を一新せるは誠に近代の事にして獨逸の貴族「テキザス」出て大に郵便制度の改良を行ひ當時獨逸帝の特許を得て之を營みたりしか他の聯邦諸國に於ても皆之に摸倣せり然るに獨逸は歐洲の中原に位し自から交通上樞要の地位を占めたるか故に漸次四方に蔓延し伊太利に及び佛國に及び遂に歐洲一般皆之を摸倣するに至りたりしか航海の便開け世界の各部に於ける人民の接觸頻繁なるに及んて郵便事業も亦各國連絡の必要を生し「ステッフエン」氏出て「萬國郵便聯合を主張するに及び更に其面目を一新するに至れり即ち其初め郵便事業は私人の經營に任したりしと雖も今日文明諸國は孰れの國に於ても皆政府の獨占事業と爲し歳入を補ふ一の財源と爲せり獨り合衆國は土地廣袤に比較して人口稀少なるか故に政府は却て之か爲め支出を要する有様なり如此英國若くは米國の如く最も官業を嫌惡する國にして尙ほ且つ官業と爲

す所以のものは到底民業に委すると能はされはなり蓋し第一郵便事業は其管理容易にして煩雜ならず又臨機應變の施設を要するか如きことなきか故に官業と爲すも事務の敏活を失するか如き憂ひあるとなし第二郵便事業は全國一般の普及を要し交通頻繁なる地方のみに限るへからず第三郵便物の發着集配は迅速確固なるを要す第四同一地方に競争者あるも競争上よく何等の利益を得るとあらず即ち其事業簡單なるか故に十通の書狀を集配するも一百通の書狀を集配するも割合に多くの費用煩勞を要するとなく一人の脚夫を以て之を辨し得るか故に同一地方に多數の會社を設立するも無益の資本勞力を費すのみにして毫も之か爲めに地方人民の利益は増加するもの非ず又民業としては其目的一に營利に在るか故に交通頻繁なる地方の會社は持續するを得るも偏陬にして事務の稀少なる地方に於て到底郵便の普及を望むと能はざるなり然るに政府は全國人民に對し劃一の利益を均霑せしむるとは其義務にして繁華なる地方の人民のみ利益して僻陬人民の利益を顧みざるか如きは國家の目的に違背するか故に必ず全國普及の施設を行はざるへからず而して政府に於て之に任するに於ては利益多き地方の収入を以て損失ある地方の支出を補ふか故に容易に普及の實を擧ぐるとを得へし

郵便税の得失に就ては或者は交通の發達を計るは國家の義務にして之に租税を課するに於ては其發達を阻礙するか故に政府は無料にて其送達に任すべきものなりと爲す者あれども人民か受くる所の特別なる利益に對して代價を支拂ふは素より當然にして之に報ゆる所なくして單に利益のみ被らんとするは甚だ不當と云はざるを得ず然れども政府か徴収する所の代價は實際郵便事業に費す所の經費を得るを以て満足すべきか若くは其經費を補ふて尙ほ通常各種の事業より得る利益の如く資本に相當の利子を得るを以て目的となすべきか或は之を一の財源と看做し其収入を増加し得る限りは充分其額を増加して不可なきものなるや否やは大に議論の分るゝ點なりとす

元來郵便税は其徴収甚だ簡便にして人民は之を納むるを嫌忌せず容易に巨額の収入を得るものにして米國の如きは特別なる原因の爲に却て經費を要すれども英國佛國等に在ては其經費に五倍若くは七倍の収入を得此他の諸國も皆相當の収入ありて財政上重要な一財源を爲せり如此諸國か皆之を以て一の重要な財源と認むるとは果して不可なきかと云ふに郵便税は之を財政上と交通上との二方面より觀察するとを要す則ち政府か官業として郵便事業を營む所以のものは交通の進歩完全を計る爲

め民業に委ぬるの弊害あるより來れり故に若し妄りに税率を増加して却て交通の發達を阻礙するか如き恐れあるに於ては當初官業と爲したる目的に背反するか故に須らく輕減せざるへからず然れども交通の發達を阻礙せざる限度に於て之を徴収し政府の財源を補ふは決して不當に非ざるなり然れども政府の収入は宜く經費の何倍に限らざるへからずと云ふか如きは實際架空の言にして決して一定の標準を定むべきものに非ず而して郵便事業の性質たる前に述ふるか如く單純簡易にして郵便物の増加の割合に經費を増加するものに非ざるか故に其収入を増加せんとするには税率を上さんよりは寧ろ之を下して郵便物の發送數を増加するの捷徑なるは從來諸國の實驗したる所にして此の如くすれば獨り政府の収入を増加するのみならず併せて交通の發達を誘掖するか故に郵便税は高きよりは寧ろ低きを以て得策なりとす

此他交通の進歩を誘掖すると同時に尙ほ政府の収入を増加する方法は其取扱ひ手續きを簡便に爲すに在り往時に在ては嘗に郵便物の重量に據て税額を異にしたるのみならず恰も現時運送會社か貨物の運賃に於ける如く距離の遠近に據て税額を異にしたるを以て發信者は其煩雜に苦み大に郵便事務の發達を阻礙したりしか「ローラン・ドピル」氏の計畫に由て初めて全國劃一の制を布き距離の遠近に由て税額を異にする

となきに至り茲に於て郵便事業は大に整頓し其収入從て増加するに至れり尙ほ郵便行政上最も注意すべき點は郵便線の擴張と土地の状態に由て區劃を設け事務の繁閑に由て相當なる施設を行ふに在り郵便線の擴張は事務稀少なる僻陬の地方に及ぶか故に經費を増加するの憂あれども一般の利益を計るは政府の職務なるか故に之を擴張せざるへからず又事務の繁閑多少に由て區劃を分つは甚だ緊要にして人口多く商業取引旺盛なる地方の如きは郵便物の遞送殊に頻繁なるへきか故に十分之に應ずるの施設を爲し人民をして満足せしむるを務めざるへからず

次に各國に於ける郵便事業を通觀するに何れの國に於ても其事業益々發達し其収入は又漸次増加の傾向あり郵便事業は何故に如此益々隆盛なるの傾向あるか郵便事業を隆盛ならしむる所の原因は如何なるものなりやを探くるに大約左の五箇の原因あり

(一) 人口増加 人口の増加は從て相互間の通信の數を増加するに至るは明なる事實なり

(二) 人智の進歩 人民の知識發達して讀書文字を能くするに至れば郵便に托して意を通すると容易なるか故に郵便事務は從て増加せざるを得ず

(三) 運輸の開通 道路鐵道航海の便開け人若くは貨物の運搬容易なるに至れば人々との關係頻繁と爲り從て其間に郵便に托して通信を行ふの必要増加せざるを得ず

(四) 商業の隆盛 運搬の便開くるに至れば彼我の物品を交換賣買すると甚だ容易にして國內に於て甲地と乙地と若くは國の内外に於て甲國と乙國との間に商業の隆盛を見るに至れば其賣買取引上に信書の往復頻繁を加ふるや明なり

(五) 郵便制度の完備 郵便制度の不完か事業の隆盛に至大の影響あるとは上來詳説せるか故に又茲に贅せず

第二 電信事業

電信の起原は輓近に屬し千八百四十年始めて英國に於て鐵道列車運轉の安全敏速を計る爲め「ブラックフォール」鐵道に沿ひ之を架設したりしか其後四年を経て始めて公衆の用に供し爾來東西諸國に普及して今日に於ては國と國との間に海底電線を布設し實際の通信尙ほ之に托するに至れり其始め電信は鐵道の一要具として用ひられ鐵道線路に沿て布設し私立會社の事業として公衆の依頼に應したりしか英國に於ては近年之を政府に買ひ上げ唯米國を除くの外何れの國に於ても皆之を官業と爲さざるはなし

抑も電信は最も敏速を要する通信に用ひらるゝものにして其布設費は郵便事業に比すれば遙に多額を要し従て郵便税に比すれば高額にして之を使用するものの大部分は少數の上流社會若くは商人に限れり故に其収入僅少にして孰れの國に於ても僅々の純収入を収むるに過ぎざるを通例とす然れども人文漸く進んで時間の價值を重んじ商業上の取引隆盛なるに至らば自然電信の必要増加するや明なり

電信を民業に委ぬるとの不可なる理由は略は郵便と同一にして同一地方に數條の電線を架設するも毫も人民の利益を増加するとなく今日政府か一手に獨占してすら尙ほ其収入僅少なるか故に之を民業に委すれば邊陲の地方の如きは素より其架設を望む能はずして僅に繁華なる地方の人民を利益するに過ぎず然るに政府自から之に任するに於ては利益ある地方の剩餘を以て賑僻の地方迄電線を延長し廣く其利益に均霑せしむるを得べく又郵便事業と合して同一の屋舎同一の役員を用ひ得るか故に其費用を節減するを得べく尙ほ又鐵道にして果して民業に委ぬるの不可にして須らく官業と爲すべきものならんには殊に此三者は密接の關係を有するか故に同一の手に於て之か管理に任せざる可からず加之電信は官廳事務に使用せらるゝと多く殊に軍事上外交上の如き分秒を争ふて重大なる事件を決する爲めに用ひられ其各要

地を連絡すると通信秘密の漏洩を防ぐとの緊切なる必要あるか故に之を民業に委ぬるは甚だ危険なりと謂はざるを得ず

尙ほ茲に電信事業の官業と爲さるへからざる理由は電信の用は隔絶せる地方の通信を迅速ならしむるに在るか故に常に一國內に普及の必要あるのみならず今日の如く航海業の發達して四海比隣の如く互に交通貿易を行ふ時代に於ては遠く外國に通して軍事外交商況其他一般重大の事件を急報するの必要あり然るに若し電信事業を以て民業の自由に放任するに於ては國と國との間に電線の連絡を計るは甚だ困難にして到底今日の如く容易に万国電信聯合を見ると能はずして文明の進歩國家の發達上に幾多の阻礙を與へたりしや未だ知るへからず

次に電信料に就て述へんに電信料も亦其始めは往時の郵便税の如く距離の遠近に由て其額を異にしたりしか今や遠近に拘はらず文字の數に由つて高低あるに至れり元來電信は郵便より一層遠近に由て手数を要すると比較上少しか故に遠近の別を廢して全國劃一の電信料と爲したるは素より當然なりとす然れども文字の増加は其増加に比例して手数を増加するか故に文字の數に由て電信料を徵收するは決して不當にあらず其徵收方法は一定の字數を一音信とし一音信毎に一定の額を徵收するものと

一定の電信料を定め其上に一文毎に一定額を徴收するものとの二種ありて二者甚た優劣なしと雖も後者は前者に比較すれば幾分か優れるものゝ如し而して孰れの方法に由るも電信料は郵便税と同しく之を増加するに於ては交通の發達を阻礙し却て其收入を減するか故に電信料を低下して其需要を廣くし一面には交通の發達を促すと同時に一面には収入の増加を計るゝを要す

其組織の電信に似たる電話も軌近交通上の一機關として重要なるものと爲りたれども今日に在ては尙ほ未だ繁華なる都會にのみ行はるゝに過ぎず其最も發達したる英國にして尙ほ僅に英蘇愛の諸州に通して延長七八千哩の架設に過ぎず故に今日に於ては之を官業と爲す程の必要に迫らずと雖も漸次發達して事業の範圍擴張するに至れば官業に編入せざるを得ざるに至るへし而して其施設の大体に至ては郵便電信制度と甚た異なるとなし

第三 鐵道事業

鐵道の起原は亦今世紀に屬す千八百十四年「スチーブンソン」氏機關車の發明ありて後ち千八百二十九年米國に於て始めて「ボルチモラー」鐵道を敷設し次て其翌年英國に於て「マンチエスター」リバーブル間に敷設したりしか爾來未だ七十年を經過せざるも其

發達實に著しく廣く東西諸國に採用せられ最近の調査に據れば其延長は全世界を通して實に三十三萬五千哩に及び政治上、經濟上、軍事上其他學術上、道德上に及ぼせる影響は實に偉大にして鐵道の發明は世界の一新紀元を開きたりと云ふへし

此の如く鐵道は其初め英米等に於て民設會社の手に成り爾來今日に至るも尙ほ民設の會社に委ぬと雖も其他の他國に於ては多くは皆政府の事業として之を經營せり即ち白耳義は千八百三十四年國有主義を取り同五十年の頃一旦私設會社に布設の免許を與へたりしも同七十年頃より全然國有と爲し奧太利は千八百四十一年始めて國有として敷設に着手し其後財政困難の爲め官有線路を拂下けたりしか弊害續出し爲めに又同七十年頃より國有主義に回復し普魯亞は其初め民有主義なりしも千八百四十七年より國有主義を取り同七十年佛國との戰爭以來鐵道制度は大に其基礎を固うるに至れり此他官有主義を採用するもの甚た多く那威、瑞典、丁抹、和蘭、南米諸國、濠洲等皆然らざるはなし佛國に於ては千八百四十二年始めて官有主義を以て敷設に着手したりしか爾來政海の變遷と共に鐵道制度の基礎は屢々動搖し千八百八十四年に至つて始めて確定し七十四ヶ年の後に國有に歸することと爲し現今は政府の保護事業として之を經營せり魯西亞、西班牙、葡萄牙の如きは恰も今日の佛國と同しく之を民設とし

政府は補助を與へて嚴重に之を監督せり尤も魯西亞に於ては今日國有私有混同して未だ全國劃一の制を布くに至らず如此鐵道は各國其制度を異にすと雖も大別すれば左の二種に過ぎず

第一、國有主義 民業の自由を制限し専ら政府の獨占事業と爲すもの

第二、民有主義 民業の自由に放任し政府は唯行政上の取締を爲すに過ぎざるもの
右に述ふる兩主義の得失に就ては學者政治家及び實際家の間に大に議論あり故に余は最も公平なる判斷を下すか爲め兩主義を把て各其利害を研究せんとす

第一、國有主義の論據

(一) 全國劃一の機關に於て之を經理するか故に其事業は甚だ經濟的に運轉するを得

(二) 營利を以て目的と爲さるるか故に一般人民の利益幸福を増進するを得へしと雖も若し之を民業に放任するに於ては利益壟斷の弊害に陥り一般人民は小數事業家の利益の爲めに犠牲に供せらるゝに至る

(三) 營利を以て目的と爲さず利益多き地方の餘剰を以て利益なき地方の經費を補ひ得るか故に全國到る所之を貫通し鐵道の利益を一般に均霑せしむるを得

(四) 他の遞信事業即ち郵便、電信事業と併せ行ふことを得るか故に之か管理上便宜多く從て費用を節約するを得へし

第二、民有主義の論據

(一) 官吏は嚴格なる規律の下に束縛せられ時宜に處するの策を回らすは最も其短所とする所なるか故に之に變轉機敏なる經濟社會の重要機關たる鐵道事業を掌らしむるとは甚だ不得策にして業務の遲緩を免るゝ能はず

(二) 國有鐵道に在ては利益の爲めに刺撃せらるゝとなさか故に浪費多く又人民に對して不親切なるを免かれされとも民有鐵道に在ては可成的多數の顧客を得て其収入を増加せんか爲め人民に對して親切丁寧に事務を扱ひ又浪費少し

(三) 鐵道事業は一般の貨物運送と差別なきものなるか故に一方は民業に委ねて一方は之を許さるは徒に人民の事業を妨害するものなりと云はざるを得ず

(四) 鐵道を以て官業と爲すに於ては徒に政府の權力を増加し政治上の器械として鐵道を利用するの弊害あるか故に須らく民業となさるへからず

此二主義の論據とする所を觀るに一得一失國有主義の長所は民有主義の短所にして民有主義の長所は國有主義の短所なるか如し

然れども鐵道事業は常に擴張のみを以て満足すへきに非ず同時に組織の劃一にして甲地より乙地に通する間に無益の煩勞を要するとなく容易に通達するを得るは交通上の必要條件にして政府に於て一手に之か管理に任するに於ては容易に此目的を達するを得へく又勞力器具等の爲めに要する經費は大に節約せられて經濟的に事業を運轉するを得へし是れ甚た觀易き理にして小會社と雖も大會社と同じく必要なる役員若くは器具の一式は必ず之を具備するを要し資本金十萬圓の會社は百萬圓の會社の十分の一なるか故に其役員器具は十分の一にして足れりと云ふと能はざるなり故に比較的の小會社は多くの經費を要し大會社は小額の經費を以て足る即ち此點に於て民有主義は必ず官有主義に一步を譲らざるを得ず何となれば全國には幾多の民設會社設立せらるゝか故に之か聯續には必ず多少の不便を來し又割合に多くの經費を費さゝるを得されはなり更に是れよりも民有主義の缺點として最も恐るへき危険の點は線路を獨占して利益の壟斷を行ひ一般人民の利益を顧ざるに在り凡そ産業上に於て同業者間の競争は必ず免るへからざるものにして互に顧客を奪ふて利益を収得せんか爲め需要品に改良を加へ若くは價格を低落するか故に此場合に於て顧客は大に善良にして低廉なるものを需要するを得て甚た利益なりと雖も同業者の間に聯

合成り若くは勝者が敗者を制するに於ては低落せる物價は頓に暴騰し物品は粗惡と爲り供給者は利益を獨占し需要者は已むなく其獨占到に任せざるを得ざるに至る然れども普通の營業に在りて如此利益の獨占行はるゝに於ては又直ちに之か競争者を出し需要者の利益を保全するを得へしと雖も鐵道事業に在りては一旦線路を獨占せらるゝに於ては之と競争せんには幾多の年月と巨額の資本とを以て初めより會社の起仆を賭し萬一を僥倖して之に従はざるへからざるか故に到底之か競争者を出すと能はずして一般人民の利益は恣に其蹂躪に任せざるを得ず從來鐵道民有主義の行はれたる諸國に於て會社の合併行はれたるは實に夥しく英國の如き其初め七百餘の小會社ありしか今日に至りては漸次合併して十三會社と爲り佛國に於ても千八百四十七年には三十三個の會社ありしか同五十九年には減少して僅に六個と爲り米國に於ても千八百五十年より千八百六十年の間合併盛に行はれ「ヴァンダービルド」氏の如きは二十三個の會社を買収して全長四千哩に達し「スコット」氏の如き又九千哩の鐵道を合併するに至れり如此同業者の競争止み會社の合併成るに至れば必然の結果として現はるものは會社か利益の獨占到にして其弊害實に甚しきものあり即ち第一會社の利潤は他の産業に比較して其利益非常に巨額なるも賃金を低減する方法なきと第

二會社は隨意に賃金を増加し産業者及び一般人民の不利益を顧みざると第三會社は其自由意思に由て賃金の増減を行ひ得るか故に其利害感情に任せて或る産業に不利益を與へ或る産業を優遇し自由に産業の起仆を行ふとを得へし如此鐵道は經濟上に至大の勢力を有し其國家に及ぼす利害關係最も密着なるか故に茲に於て政府干渉の必要を生し英米に於ける鐵道規則の十中八九は實に此賃金に付て規定せらるゝものなり偕て右に對する政府の干渉は果して奏効し得へきや否やは茲に研究すへき問題なれども之を實際に徴するに毫も其効果を奏すると能はざるものにして米國に於ては「ウォーターリングストック」と稱する一種の株券盛に鐵道會社の間に行はれ巧に其利益を隱蔽し實際會社の収益を知ると能はざらしむ即ち多額の利益ありたる場合には通常株券に應じて配當すへきものなりと雖も之を配當せず代ふるに其金額に相當する新株券を發行して之を配付せり故に表面上會社の利益は到底知ると能はずして法律を以て利益の制減を行はんとするも到底無効たるを免かれず然らば賃金額を他國に比例して定むへきかと云ふに賃金なるものは其國特別の事情に由て異なるものにして材料の價格構造技術の進歩地形の如何荷物乗客の多寡等に由て大に異なるなきを得ざるか故に是れ又到底行ひ得へきに非ず現に米國鐵道會社の裏面は專制暴虐殊に甚

しと雖も其賃金は英佛等に比較して遙に少額なりとす而して又若し一定の確實なる標準に遵據するとなき盲斷的に政府か其賃金額を定むるに於ては事業の沈滞を來し延て産業の衰靡を招致するに至る現に千八百六十五年より千八百七十一年に至る五六年間は大に米國鐵道事業の發達せる時代なるか當時其賃金高かりしか爲め法律を以て賃金の低下を行ひたりしに果して事業の衰退を來し殊に「イリノイ」「ウイスコンシ」州等の如きは其慘狀甚しく將に衰亡に終らんとするに至れり茲に於て千八百七十八年「アイオワ」州「マサッチュセツ」州等を始として地方鐵道調査委員を設け鐵道會社と交渉の機關と爲したりしか其後數年を経て更に進て州間鐵道委員なるものを設け第一に會社の協同第二賃金の不平等を禁し又綿密なる賃金の制を定め其種類五千種に及へり如此其制度は大に完備せりと雖も翻て其裏面を窺へば奸譎なる産業家は巧に法網を免れて私利を逞うし所謂鐵道王なるものは其獨占の利器を以て産業起仆の權を握り政治家官吏法官に至る迄金力の爲めに主義良心を買収せられ悖戻放恣殆と言語に絶するものあり英國に於ては其弊害米國の如く甚しからず會社は能く輿論に鑒みて義務を重んじ其組織大に整頓せりと雖も而かも公衆の利益と背反するの弊は到底免除するに能はず法律上賃金の制限あるも毫も之に對して効力を有せず其實際

は法定賃金より却て抵額なるも尙ほ普通以上の利益を收得し而して又利率に制限を付せんとするも是れ亦十分の効果を得ると能はず加之法律の効力は會社の力未だ微弱なる時に在ては其効ありと雖も漸次勢力の強大なるに至れば有名無實に屬し會社にして法律を蔑視するとあるも人民は之に對して訴訟を提起するの力なく又實際勝訴の場合に於ても之か爲めに會社の感情を害し貨物運搬の峻拒を受くるとなきに非ず如此獨占壟斷の弊害は法律の力遂に能く之を除くと能はざるは英米等の實際に徴して毫も疑なき事實にして佛國か今日之を民業に委して是等の弊害を生ぜざる所以のものは畢竟其監督最も綿密周到なるに由るものにして會社の事務は大小となく皆政府の検査官技師の監督を受け政府は殆ど自から經理に任するか如き有様なり而して之か爲めに年々八十萬弗を支出するのみならず尙ほ敷設の當時會社に下したる補助金及び現行の會社か發行せる證書に對し利益保證の爲め費す所は實に巨額なるものなりとす

如此鐵道事業に於ける利益獨占の害毒は實に恐るべきものなれば既に此一事を以てするも鐵道國有の理由は十分なりと謂ふへし

尙ほ又之を民業に放任するに於ては利益の見込十分ある地方は會社の起仆を賭して

も盛に其敷設を勉むへしと雖も元來會社の目的は營利に在るか故に僻陬にして利益なき地方は何れの日を待つも之か敷設を見る能はざるか故に物質上精神上の發達進歩は唯僅に國內の一地方に限り一般を均霑する能はず加之軍事上鐵道の必要なるは亦喋々を要せされども其利益の見込なき地方ならんには國家の安寧自衛の道は何れの日完全を告ぐへきか未だ知るへからず而して又事業經理の經濟的方面より見るも鐵道と密接の關係ある他の遞信事業即ち郵便電信事業は既に前陳せる如く國家か施設に當らざるへからざるものなる以上は之を別々の機關に於て經理するは常に經費を要すると夥多なるのみならず其間に生ずる煩勞決して少なからざるなり

由此觀之國有主義の論據は業に已に十分鞏固なりと雖も更に進んで民有主義の論者の唱ふる國有主義の缺點なりとする所は果して事實なるか若し又事實なりとせば之を救済するの途なきか或は亦是等幾多の弊害の爲めに到底國有と爲すと能はざるや否やを研究したる後に非されは未だ俄かに國有主義を是認すると能はざるなり故に先の官吏は嚴格なる規律に束縛せらるゝか爲め交通機關の圓滿なる運轉を爲すと能はざるや否やを視るに會社の役員と雖も執務上一定の規律に拘束なき能はず又鐵道事業は他の營業の如く商機を察して機微の間に應變の策を用るか如き處置を要

するものに非ずして其目的は唯運搬すへき貨物人員を敏速且つ安全に送達するに在りて超絶せる見識と特種なる手腕を要するか如き至難なる事業に非ざるなり故に之を官業と爲すも事業の運轉上左迄差別なきもの、如し若し又民業は此點に於て幾分官業に優る所ありとするも此の如き輕微なる理由を以て到底民業の弊害を抹殺するに能はざるなり

民有鐵道は其目的營利に在るか故に従て利己心の爲めに刺撃せられ顧客に對して便利を謀り其収入又多きを得れども官業は之に反すとは民有論者の論する所なれども是れ亦一概に首肯するに能はず之に就ては屢々説述せるか如く事業に任する者にして悉く資本主ならんには是等の利益あるへしと雖も私設會社に在ても其事務に當る者は官吏と同じく一定の俸給に由て雇傭せらるゝ者なるか故に利害に直接の關係なきとは二者毫も異なるなく要は總理する當局者の手腕に由て異なるものなりとす從來一般の運送業を民業の自由に放任し獨り鐵道に限りて之を制限するは徒に民業の自由を妨害するものなりとは誤謬の甚しきものにして普通の運送業と鐵道事業とは決して之を同一視するに能はず一般の運送業に在ては同一地方に同業者の共存は常に行はれ設令競争者なきも鐵道事業に於けるか如く恐る可き利益の壟斷を行ひ得

るものに非るなり然れども鐵道の如く交通上恐るへき專制權を有し政治上經濟上社會上に害毒を流布する甚たしきに於ては假令營利的の事業なるも國家の本務は國家全体の利益を増進するに在るか故に少數の爲めに多數が犠牲に供せらるゝ、悞あるに於ては躊躇なく之か防遏に勉めざるへからざるは素より當然にして營利的事業なるか故に如何に一般の利益を蹂躪するも之を顧る能はずとせば人類相集て國家を形成する理由は全く消滅せざるを得ざるなり

國有主義の最も恐るへき弊害とする所のものは徒に政府の權力を増大にし政府が鐵道を以て政治上の器械に濫用し政治腐敗の害毒を流布すと云ふに在りて大に價值ある非難なり此點に於ては國有論も稍々迷はざるを得ず然れども如此弊害は專制政治の下に於て最も恐るへしと雖も今日の如く人民參政の權利を有し議院に於て常に政府の行動を監視する立憲政治の下に在ては必ずしも憂ふべきとに非ず現に獨逸を始め其他の立憲國に於て官業として經理するもの多しと雖も嘗て之か爲めに政治上の腐敗を來せしとなし若し又假りに是等の弊害ありとするも政策上より來る弊害は人情の弱點たる利己心の上より侵入する害毒に比すれば遙かに之を救濟芟刈すると容易にして内閣交迭若くは當該官吏の排斥に依り優に之を救濟するを得へし然れ

とも利己心なる弱點を窺ふ害毒は誠に恐るべきものにして彼の北米合衆國に於ては
 民有主義を採れども其波及する勢力は實に驚くべき點に迄達し獨り經濟上のみならず
 政治上の實權は殆ど所謂鐵道王なる者の掌握する所にして國會議員州會議員の如き
 は皆之か爲めは其主義良心を買収せられ鐵道業者の意思に由て國家の政治は左右せ
 らるゝの有様なるか故に或者は合衆國を評して曰く合衆國は其外見民主自由の共和
 國なるか如きも其實際を窺へば鐵道王なる君主の爲めに支配せらるゝ專制國なりと
 左れば鐵道は既に已に今日の政体の下に在ては之を國有として決して恐るべきとな
 く却て私立會社の獨占より來る害毒こそ誠に戰慄すべきものあり

上來述ふる所に依て之を觀れば鐵道は須らく國有と爲さるへからざるものにして
 到底民業の自由に放任すへからざるや明なり

次に又或者は鐵道事業の民業の自由に放任すると能はざるは最早疑ひなき事實なり
 然れども若し政府にして利益の保證を與へて一方には其業務上の監督を嚴重にせば
 官業民業の弊害を撻滅して以て完全なるを得ん現に佛國の如きは私立會社の管理
 に任し政府は之を監督の任に當て毫も民業に於ける各種の弊害を醸生するとなきに
 非すやと曰へども是れ決して策の得たるものに非す元來利益の保護法は決して善良

なるものに非すして畢竟徒費たるを免れす何となれば會社に利益の保證を與ふるに
 於ては會社は自ら奮て利益の收得を勉めざるも必ず一定利率の保證あるか故に寧ろ
 坐して之を得んとし勤勉の精力は消耗して事業の發達を阻礙し政府は少數起業家の利
 益を保護する爲め一般人民の膏血を吸取するの奇態を呈するに至るへし又會社の事
 務に立入り嚴密なる監督を行ふは多くの煩勞と經費とを要するものにして佛國の如
 きは爲めに年々八十萬弗を費すの有様なり此の如きは財政上不得策の甚しきものに
 して政府は八十萬弗の經費を濫費するものと云はざるを得す何となれば國有鐵道の
 唯一の缺點とする所は事務の運轉民業に比して幾分遲緩なりと云ふと雖も是等は其
 經理方法宜きを得んには之を救済するを得へく而して一方には私有の弊害實に甚
 しく到底自由に放任すると能はざるや明なるか故に寧ろ全國國有と爲すに如かず此
 の如くんは管に之か監督の爲めに要する經費を節約し得るに止まらず年々幾多の利
 潤を得て却て財政の補助を爲すを得へければなり

以上鐵道の制度に就き論したる如く既に愈々國有と爲すべきものなる以上は是れよ
 りして得る所の収入は之を租税と看做すべきか若くは収利を目的として其収入の一
 つに多きを望むべきか或は又資本及び營業費を償ひ尙ほ幾分の餘剰を得る手数料と

同一に看做すべきものなるかを研究せざるへからず

鐵道事業の収入の租税と大に其の性質を異にするとは後段手数料及び租税の性質を論ずる部門に於て自から明なるべきか故に茲に是を省き先づ収入額の標準に就てのみ論せんとす鐵道事業の収入は單に収入を得るを以て目的とし可成的之か増加に勉むべきものなるかと云ふに決して然らず政府か鐵道事業を以て官業と爲す所以のものは民業より起る幾多の弊害を杜絶し健全なる交通の發達を計るに在るか故に妄りに其収入を増加する爲め賃金を引き上ぐるとは甚た不當にして國家若し収入増加の必要あらは宜く租税若くは他の方面に向て之を求むべきなり加之賃金の引き上げは交通の進歩を阻礙し却て収入を減するに至るを免れず故に其収入は宜く郵便電信に於けるか如く營業上の費用を補ひ尙ほ幾分の餘剰を得るに止めざるへからず然れども之を郵便電信等に比すれば一層高率なるも不可とせず何となれば鐵道の利益を受くる所のものは郵便電信の利益を受くるものに比すれば其數の遙かに少數にして之か敷設及び管理の費用は國民一般の負擔する處なればなり故に鐵道の収入は實費を控除して尙ほ餘剰を存し之を以て財政上の補助と爲すとは或る程度迄は決して不可なりと爲さず然れども其程度は何を以て標準と爲すべきかに至りては國に依て異ならざるを得ざるか故に茲に言明すると能はず

第八節 官業収入

上來各國政府に於て専ら行はるゝ官業に就て講究せり此他尙ほ官業中の重なるものは兵器彈藥の製造なり是等の事業に政府か自ら當る所以のものは一つに軍事上の必要より來れり軍隊か兵器彈藥の供給を營利のみを目的とする私設會社に仰くとは甚た危険にして前述したるか如く英國は彼の「クリミア」戦争の時に當り火藥の供給を會社の製造品に仰きたりしに品質粗惡の爲め發火甚た稀にして其困難實に名狀すへからざりき如此事實あるか故に佛國の如きは嚴重に人民の火藥製造を禁し又外國より輸入するとなく悉く政府自ら之を製造せり加之近來技術の進歩は大に器械の巧緻を加へ又各國各其精巧を競ふて製造を秘密にせんとするか故に之を民業に委するを厭ひ政府の手に於て専ら擔任するに至りたり然れども英國獨逸等に於ては民設に係る盛大なる兵器製造所なきに非ず

此他瑞西に於ては「アルコール」を政府の專賣とし印度政府に於ては阿片專賣より巨額の収入を得るあり「アルコール」若くは阿片の如き人類の衛生上に危害を及ぼす物は政

府が社會上の目的より官業として嚴重に之を監督せざるを得ず今各國政府に於ける官業の收入を視るに其統計稍々古きに屬したれども千八百八十二年に於ける調査に據れば左の如し

獨逸	一一五、〇一五、〇〇〇圓
英國	六六、四〇一、〇〇〇
奧國	五一、七六八、〇〇〇
佛國	四八、二三六、〇〇〇
魯國	四七、二八九、〇〇〇
伊國	二八、九二六、〇〇〇

右の表に據れば官業收入の最も多きは獨逸にして遙かに他の諸國に超絶せり元來獨逸の學者は官業の範圍廣きを望み之を擴張せざる迄も既に存する官業は決して縮小するに及ばす宜く之を以て國家財政を補ふ財源と爲すべく如此すれば人民が租税上の負擔を輕減して且つ公平ならしむるを得べく又退職官吏に職業を授けて之を給養するとを得民業に免かる能はざる利益壟斷の弊害を除き事業の公平、統一、進歩を促し政府は低廉なる物品の供給を仰ぐことを得て大に經費の節減を行ひ得へしと云ふに

在り之に反して英國派の學者は可成的官業の範圍を縮少せんとし官業は政府の權力を増大にし徒に民業を妨げ又其收入を増加するか故に従て經費の濫用に陥るとあるを免れすとせり是等は皆共に極端の議論にして素より公平ならざるや明なり

第五章 手數料

第一節 手數料の定義

手數料の定義に關しては學者間各其説を異にし明晰なる解釋を與ふると能はずして財政學上の一疑問と爲せり而して今日各國政府が手數料と稱する所のものは毫も一定することなく甲國の視て以て租税と爲す所のものは乙國は之を手數料なりとし乙國の手數料とする所のものは甲國は之を以て租税と看做すか故に租税と手數料は混淆錯雜して截然分類すると能はざる有様なり

然れども學理上より手數料の定義を下すときは手數料は一個人の請求により政府の與ふる勤勞の報酬として徴収するものにして其實費を超えざるものを云ふ

故に手數料は必ず其實費を超過すべからず若し其實費を超過せんか既に手數料の性質を脱して租税の範圍内に屬するものと云ふべし而して手數料と租税と異なる處を

舉ぐれば第一手数料は政府の保護を要求せるものに對する報酬の目的を以てするに
 反し租税は國家の公務を行ふ目的を以て徴収せらるゝものなり第二手数料は専ら國
 家か特別の保護を與ふる爲めに要する經費を標準とするに反し租税は人民の資力に
 依て其標準を定む第三手数料は特別の場合に特別の國家行爲に對し人民より納むる
 ものなれども租税は國家一般の經費を辨する爲め人民一般に之を負擔し其場合を限
 るとなし第四手数料に在ては人民か特別なる國家の保護を請求すると否とは各人の
 任意にして人民は自動の地位にあれども租税に在ては國家か強制的に人民より徴収
 するものにして人民の任意を許さず即ち此場合に於て人民は受動的なり如此理論上
 より之か定義を下すは容易なりと雖も之を各國の實際に適合せしむる能はざる所以
 のものは抑も何に依るかと云ふに各國は其財政上の都合に由りて手数料を以て租税
 に兼用すると多きに因れり即ち手数料本來の性質は特別なる利益保護を與ふるに要
 する所の經費を償ふに足るを以て限度と爲すべきものなれども人民か之より得る所
 の利益甚大にして且つ相當の負擔に堪ふる力あるに於ては實費賠償以外に多額を
 徴収するを以て常とせり故に其形は手数料なれども實際租税の如き實質を有せり故
 に之を租税と稱し難く又純然たる手数料とも稱すると能はざるを以て是等は准租税

と稱すべきものなりとす

手数料と租税との區別は獨り財政學上重要なる區分なるのみならず議會の協賛權に
 至大の關係を有するものにして手数料は普通行政の範圍に屬し行政機關の都合に由
 て之か徴収額を變動する必要あるか故に租税の如く議會の協賛を経るを要せず一に
 行政部の隨意に任するを以て普通とす我邦憲法に於ても租税は國民の義務にして之
 を徴収するに當ては必ず議會の協賛を経へしと規定せりと雖も手数料に就て議會は
 容喙の權利を有するとなし故に或者は之を危惧して曰く若し政府にして收入増加の
 必要あるに當り租税を以てせば議會の協賛せざらんとを慮り其稍々手数料の形を有
 し曖昧なるものは直ちに之を手数料なりとして隨意に徴収するとありとせんか人民
 か憲法上保護せられたる財産權は之か爲めに蹂躪せられ少くとも毀損せらるゝを免
 れず故に如此危險を避くるか爲めに其徴収額實費を償ふて尙ほ餘あるものは既に手
 数料に非ずして租税なるか故に必ず議會の協賛を経ざるへからずとして准租税も議
 會の協賛に依て定むべしと主張する者ありて其説く所一理なきに非ずと雖も斯の如
 きは大に行政機關の行爲を掣肘するに過ぎ却て其運轉を礙滯せしむるとなきに非ず
 而して前にも述ふるか如く手数料は租税と異なり人民は政府の保護利益を請求する

と否とは自動的にして租税の如く強制的ならざるか故に財産権の蹂躪を恐るゝは杞憂に過ぐるものと云ふへし然れども手数料の高低は大に人民の利益幸福に係し又國家の進歩發達に影響するか故に議會は能く此點に留意し若し人民の利益を害し國家の進歩を阻む恐れある場合に於ては政府に對して注意を與ふるとを怠るへからず。手数料と租税との區分は右に述ふる所を以て明瞭なるか故に更に進んで手数料と官有財産、官業等の私人經濟的收入とを比較すれば其性質全く異り手数料は租税と同じく公法上の性質を有し人民か之を納むるは公法上の義務にして國家は命令權を以て之を徵收するに反し私人經濟的收入は自由競争の勢力に動かされ其收入は又私法上の名義を以てせり然れども官業の中に在りても造幣、郵便、電信、鐵道等の如き民業に放任するとの危険にして行政上須らく政府の施行を要し政府の特占業として自由競争以外に立つものに在ては營利を以て目的とする純然たる經濟的事業とは大に異なり國家行政事務の一部と看做すべきものなるか故に是に依て利益を得る人民より徵收する所のものは經濟上の所謂報酬に非ずして行政上の手数料なりと云はざるを得ず故に是等の特占事業は須らく本章に於て研究すべきものなれども余か前章官業の部に於て之を講究せる所以のものは果して政府の行政事務に屬すべきものなるや否やを研

究するの便宜上より前章に屬せしめたりと雖ども既に國家の特占事業と爲すべきものたるや明なるか故に是等の收入は之を手数料と看做さるへからず

手数料の徵收に就ては學者の間に之を非難する者ありて曰く政府は既に國家一般の經費に充つる爲めに租税を徵收する以上は政府か各人の請求に依り利益保護を與ふる爲めに要する經費と雖も國家公法上の名義に依り人民を利益する行爲は即ち國家の職務なれば宜く租税を以て支辨すべく特に其人をして賠償せしむるの理由なしと論ずる者あり然れども是れ誤れるの甚しきものにして國家は人民に對して常に平等均一にして不公平あるへからざるは不易の原則なりとす然るに特別に人民の請求に據て與ふる利益を一般人民より徵收する租税を以て支辨するか如きとあらんか特別の人民の爲めに一般人民は犠牲に供せらるゝものにして實に不公平の甚しきものと云はざるを得ず加之無報酬にて人民に特別の利益保護を與ふるとせんか之を請求する者甚た多く國家は到底之か經費に堪ふる能はざるに至るを免れざるなり左れば政府の要する經費に準して手数料を徵收するは即ち公平正當なるものと謂ふへし

第二節 手数料の起原

手數料の最も古き起原は訴訟事務より來れり彼の羅馬帝國の滅亡して歐洲に於ける各國制度の瓦解するや人民は其權利自由を保護するの途を失ひ正理公道も亦治者の手に依て之を安全ならしむると能はざるに至れり茲に於て人民は各人の間に起れる紛争の判決を乞ふ爲めに特別なる人に依頼し是に由て其裁判を受くると行はれたりしか當時法律上の知識は獨り「ローマンカゾック」教僧侶の專有せる所なりしを以て裁判事務は悉く擧げて僧侶に任する有様なりき然るに其後漸次僧侶以外に法律を研究する所の學者出て是等の學者は裁判事務の依頼を受け是より得る報酬を以て生計を立つる一種の職業と爲せると尙ほ今日辯護士か訴訟人の依頼に應ずるか如くなりき故に其報酬か甚た高額なりしとは推知し得へし然れども裁判事務を以て私人の事務とし之に一任するとは人民の權利自由を保護する爲め甚た危険にして常に報酬の多少に因て黑白地を換へ其弊害名狀すへからさりし爲め後世に及んては孰れの國に於ても皆之を以て國家の職務とし司法部をして之を掌らしめ政府は之に對して手數料を徴収するに至れり而して其最も初めに之を徴収したるは和蘭なりとす此の如く手數料の起原は裁判事務に起りたりしか此他「レガール」權より變化したるもの甚た多く君主は一般収利的事業に對し最上の特權を有するを認めたりしか故に人民にし

て或る事業を開始せんとするに當りては必ず先づ政府の許可を請求し政府は之に對して相當の報酬を徴収して允許を與へたり即ち「レガール」權の分割を受くる爲め人民は手數料を納入したるものなり手數料の沿革は略は此の如き二種の起原より漸次變遷し來り今日に及んて又大に租税の性質を帶ふるに至れり

第三節 手數料の分類

手數料は右に述ふるか如く近代に至て租税と大に密接し來りたるか爲め其分類に就ては學者間種々の異説を有し未だ一定せずと雖も余は之を機關に依て分類するを以て最も明瞭にして且つ完全なるものなりと信す即ち左に其區別を示さん

第一、司法機關に屬する手數料

(一) 訴訟事務に關する手數料

(二) 非訴訟事務に關する手數料

第二、行政機關に屬する手數料

(一) 一般に關する手數料

(イ) 身分手數料

(ロ) 經濟手数料

(ハ) 教育手数料

(ニ) 特權に關する手数料

(イ) 特權手数料

(ロ) 免除手数料

以下右の分類に従ひ順次講説せんとす

第四節 司法機關に屬する手数料

第一 訴訟事務に關する手数料

茲に訴訟事務とは民事、刑事を總稱するに非ずして特に民事のみに限り原告被告の争議に當て特別に國家の公務に對する報酬にして行政訴訟も亦此内に包含す
訴訟事件の手數料を徵收するは素より當然にして一個人か其權利を侵害せられたる場合に之を回復するか爲め國家の特別なる保護を請求し特別の費用と煩勞とを煩はしたるものなるか故に己れの訴訟の負擔を一般人民に賦課する理由なければなり加之訴訟手数料の免除は徒に健訟の弊に陥り妄りに訴訟を提起して第一人民の徳義心

を銷磨し從て不良の徒を増加し第二國家の經費を増加し從て租税の増加を來し第三事務の煩雜を來すか故に勢ひ裁判は粗略に流れ眞正なる權利者の保護を完ふする能はざるに至るを免れされはなり如此理由あるか故に訴訟手数料の徵收すべきものなるは毫も疑を容るべきに非ず而して其負擔は訴訟の敗者に課するを以て當然なりとす何となれば敗者の行爲か訴訟の原因にして敗者にして正當なる行爲に出てんか訴訟を提起し國家の機關を煩はすの必要起らされはなり

然れども訴訟事件の手數料は妄りに之を増加すへからず何となれば法律の眼中素より各人同等にして決して富者に厚く貧者に薄きか如き不公平あるに非ず然るに手数料にして高額ならんか富者は能く自己の權利を伸張するを得へきも貧者は法廷の門を鎖され裁判所は單に富者のみを保護する機關たるに至るへく若し又其額にして一層過重ならんか富者と雖も權利伸張より得る所の利益と權利伸張の爲めに費す所とを比較して往々權利の侵害を默過せざるを得ざるに至り訴訟手数料は訴訟禁止料と變すへければなり

若し夫れ訴訟手数料にして禁止料の性質に變せんか正義公道地を拂ひ奸曲詐譎其害毒を逞する實に測るへからざるに至らん而して國家か司法機關を設置する所以のも

のは單に當事者の利益權利を保護するのみに止まらずして國家は一般人民の生命財產を安固にし國家の生活を進歩せしむる爲め其責務として之を設くるの必要あるか故に訴訟手数料は必ずしも當事者をして悉く之を賠償せしむるを要せず手数料高額の爲め法廷の門戸を鎖し若くは富者に偏頗なるの傾あるに於ては須らく其額を下し十分に人民の權利を伸張するの途を得せしめ經費の不足額は一般より徴収する租税を以て之を補充すべきものなりとす

訴訟手数料の標準は第一裁判の輕重第二訴訟事件の大小に據るべきものなりとす裁判の輕重とは始審と控訴と其手續方法に輕重あるを云ふものにして例之は區裁判所と大審院との手数料は異らざるを得す何となれば上級の裁判所は官吏の俸給組織の複雑等に由り從て多額の費用を要すへければなり加之若し其手数料に區別を設けざらんか上告控訴濫行の弊に陥り理非曲直の既に判明せるものも尙ほ濫りに上級裁判所に提起するに至るを免れされはなり次に手数料は事件の大小に因りて亦差別なきを得す何となれば權利の侵害を蒙る大なる者か小なる者に比較して政府の保護より得る所の利益亦大なるか故に之に對して多額の手数を納むるは當然なればなり

茲に訴訟事務と稱し民事のみに限り刑事を除きたる所以のものは今日刑事の手数料に就ては學者間其説を殊にし或る論者は刑事の費用は民事に於けるよりも更に一層重き手数料を徴すべきものにして犯罪者の爲めに國家の要する經費及び社會の之か爲めに蒙る有形無形の損失は決して少しとせず故に宜く其裁判の爲めに要する經費並に獄内に繋留中の費用を負担せしめざるへからすと説けり素より刑事上の手数料は論者の言の如く理論上宜く然るへしと雖も刑事被告人の多數は皆無資無産の貧民なるか故に唯理論上言ふへくして行ふ能はざるを如何んせん故に今日孰れの國に於ても刑事上の手数料を徴収するもの絶てあるとなし余の茲に民事のみに限りたる蓋し是れか爲なり

第二 非訴訟事務に關する手数料

訴訟事務に於けるか如く權利上の爭議を裁判する爲めに非ずして權利を確定し之を保護する爲め裁判所か取扱ふ民事上の行爲に對して徴収する所のものを云ふ而して非訴訟事務に係るものは之を大別して動産、不動産の讓渡抵當等の場合に徴収する登録手数料、遺産の取締に關する遺産手数料、未丁年者の權利を保護する爲めの後見手数料及び民事契約にして特別に裁判所の干涉を要する契約手数料とす凡て是等のもの

は政府が立合人の位地に立ちて各人間の権利義務の獲得、移轉、消滅を明確にし他日の争議を防ぎ之に利益安全を與ふるものにして政府は之が爲めに手數煩勞を要するか故に之に對して手數料を徵收すべきものなるとは毫も疑を容れず而して是等手數料の標準は第一之が爲めに裁判所が費したる所の費額に由り第二に事件の性質大小に由るべきものなりとす第一の理由は特に説明するを要せざるべく第二の理由も亦訴訟手數料の事件の大小に由るか如く大なる権利を保護せられたる者か小なる権利を保護せられたる者に比して多額の手數料を納入すべきは素より當然なりとす而して茲に一の注意すべき點は手數料が其事件の大小に由りて其額を異にしたりとて決して租税と同一視すべきに非ず何となれば二者其徵收物件を異にし手數料に在りては契約證書を以て課税物件と看做せども租税に在りては其契約に係る財産を以て課税物件と看做せり如此二者決して同一ならずと雖も手數料を利用して租税の目的を兼ねしむると能はざるに非ず故に如此場合に於ては二者の性質を有するとなしとせず即ち財産移轉税の如き往々此目的を以て徵收せらるゝとあり

第五節 行政機關に屬する手數料

第一 一般に關する手數料

(イ) 身分手數料とは出生、死亡、結婚、離婚其他戸籍の調製上徵收するものにして其理由は各人の身分を確定證明する爲めに政府の手數を煩し人民は是に由りて其身分を確定し是より起る利益を蒙るか故に當然徵收すべきものなりと云ふに在り然れども余は絶對的に身分手數料を是認するに能はず何となれば生産、死亡は人生の自然にして決して特別の個人に對する特別の利益と云ふと能はずして國民は一般に出産して國民たるの分限を得、死亡して其分限を喪ふものなりとす即ち出生、死亡より戸籍の變動を行ふは國家としての事務にして決して手數料を賦課すべきものに非ざるや明なり之に反して結婚、離婚、養子女等の送籍は各人特殊の利益上より行ふものにして必ずしも不可避のものに非ず即ち各人特別の利益の爲め特別に政府の手數を煩はすものなれば之が手數料を徵收するは當然なりと謂ふへし然れども是等の手數料と雖も少しく重きに失すれば人民は移動の届出を爲すことを嫌忌し從て怠慢に流れ却て戸籍の錯雜不明を來たすか故に最も此點に注意し重き手數料を徵收するところあるへからず

(ロ) 經濟手數料とは經濟的事業に關して人民が政府より利益を受け若くは監督の爲め

に官廳の手を煩はすより徴收する所の手数料にして分て監督に關するもの免許に關するもの及び官業に關するものとの三とす

監督に關するもの 今日に在ては中世紀に於けるか如く人民産業の自由を制限せず之を放任すと雖も其取締の爲めに特別に政府の監督を要する事業あり例之は度量衡製造、爆發物製造、質屋古物商、金銀商等の如きは他の營業と異なり特に經濟上公安上に影響するか故に特別に政府の手數を煩はすへければ之に對して手数料を徴收するは當然のことにして其徴收の標準は之か爲めに政府の要する費額に據るべきものなりとす

免許に關するもの に二種あり一は特別の資格の證明に關する手数料にして一は産業の免許料是なり特別の資格の證明とは醫士の開業試験料、船舶水先案内人の試験料、學校教員受験手数料等にして是等のものは公共に及ぼす利害大なるか故に適當なる資格を有することを要し而して其資格を與ふるは即ち其者に特別の利益を與ふるものなるか故に手数料を徴收すべく演劇寄席、煙突の設備を要する製造所の如きは之か許可の如何に就て政府は調査の手數を要し又許可の後にも之を取締るの必要あるか故に其費用を補ふ爲め手数料を徴收すべきものとす而して其標準は

第一事業の大小性質第二政府の要する費額に據りて異らざるを得す

官業に關するもの 官業の内にも政府の特占事業たる性質を有するものは行政上の必要に由るものなるか故に公法上の名義を以てする手数料と看做すべきとは前述したるか如く貨幣鑄造料、郵便、電信、鐵道の賃金の如きは之を手數料と稱すべきものなり是等の手數料に就ては前段に於て詳論したるを以て再ひ茲に贅せず

(い) 教育手数料 教育事業は國家行政事務の一部なることは亦疑を容れざる所にして之を私人に放任するに於ては到底教育の完備を期すると能はず故に政府は教育の發達普及を計る爲め學校を設立し教員を養成し専ら之に執掌せざるへからず既に政府にして教育事務に任するの必要ありて生徒を入學せしめ之を教育する以上は其入學者に特別の利益を授くるものなるか故に相當の授業料を徴收すべきや論を俟たず授業料の額は學校維持の爲めに要する經費を標準として徴收すべきものなりと雖も授業料の高きは教育の進歩を阻礙し就學者の數を減し從て國家の文明富強を妨ぐるの恐れあるか故に生徒をして悉く之を賠償せしむるを要せず一部は一般人民に負擔せしむべきものなりとす教育事業の國家の隆替に非常の關係を有するや明にして普相「ビスマルク」氏曾て曰く普國か千八百七十年強大なる佛國と戰ふて

勝を制せる所以のものは普通教育の普及せるに因れり故に戦勝の二名譽は小學教員先づ之を擔ふべきものなりと實に氏の言の如く普通教育は最も緊切なるものなれども其就學者の多數は下等の貧民なるか故に授業料にして高からんか自然就學者の數を減せざるを得ず故に普通教育の授業料は必要の場合に於ては寧ろ全然免除するも不可なきなり即ち今日の普通教育の進歩に熱心なる文明諸國の多くは皆授業料免除主義を採り只其幾分を徴収するに過ぎず而して全然授業料を免除せざる所以のものは生徒の怠慢に流れ闕席の多からんとを豫防するの目的に由れり然れども中等教育以上に在りては就學者の多數は中等以上の資産ある者の子弟なるか故に能く其負擔に堪ふるを得へし然れども是れ亦全然授業料を以て代償せしめんとするに於ては同じく就學者の數を減し教育の進歩を阻礙するに至るべきか故に適宜の斟酌を爲さるへからず

第二 特權に關する手数料

特權に關する手数料とは特別の人に限り特別の權利を與ふる場合に徴収する所の手料を云ふ其免許手数料と異なる所は免許手数料は他人を排斥し唯特別の人に限り權利を與ふるに非ずして出願者に對しては何人と雖も擇ふ所なし然るに特權に關する

手数料は之を特別の人に限るものとす而して特權に關する手数料は分れて特權手数料と免除手数料との二となる前者は積極的に權利を與ふるものにして版權專賣權商標意匠に關する特權歸化海外旅行手数料等を云ひ後者は消極的にして或る義務を盡さるることを得る特權を與ふるものにして兵役免除兵役猶豫等に關する手数料を云ふ凡そ此種の手料は他の手数料と異なり高率なるを正當とす何となれば他を排斥して特別の利益權利を得るものなれば其利益の大なるに従て其報酬の高きは當然の理なればなり兵役の免除延期に關する手数料は之か徴收甚だ容易にして且多額の收入を得易きか故に佛國に於ては往時之を一の財源として徴収したりと雖も單に富者のみを庇護し不公平に涉るを以て今日に至りては孰れの邦國に於ても之を採用するものなし

以上各種の手料に就て講究し又徴収額の標準に於ても略ぼ之を概説せり尙ほ一般手数料に涉る原則として公利公益に關すると多きものは可成的之を輕減すべく其手数料を以て實費を代償すると能はざるも決して不可と爲さず何となれば一般人民も亦是に由りて利益を被るか故に其費用を負担するの義務あるへければなり

第六節 手數料徴収の方法並に各國手數料の收入

手數料徴収の方法は之を二種に分つ一を直接徴収法と云ひ官吏の直接に徴収するものにして一を間接徴収法と云ひ印紙に由りて徴収するものを云ふ

直接徴収法は手數料徴収の最も初めに採用せられたる方法にして其後漸く廢れたりしか今日に至り再び採用せらるゝに至れり直接徴収法は亦更に分れて左の二種の方法と爲る

第一は官吏役得法とも稱すべきものにして事務に當りたる官吏は其収入せる手數料を以て己れの報酬と爲し若くは俸給の一部と爲すものなり此方法は昔時盛に行はれたりと雖も官吏は可成的其収入を増加せんとして往々不正の行爲を爲し加之官吏か幾許の収入額あるか之を知るに由なく財政上決して策の得たるものに非す故に今日何れの邦國に於ても之を採用するものなきに至れり

第二手數料法は同じく其徴収は官吏直接に之を行ふと雖も役得法の如く之を以て官吏の報酬と爲さず官吏は唯一定の俸給を受けて事務に當り徴収したる手數料は之を國庫に歸するものなりとす此方法に據るに於ては(一)人民か手數料納入の詐僞を豫

防し(二)直接に人民に接するか故に徴収及び納付に錯誤を來たすとなし即ち人民に在りては可成的手數料の負担を免かれんとを勉むと雖も直接に官吏の徴収するものなるか故に其間に詐僞の手段を行ふと能はず又手數料は往々にして錯誤を生し易く或は法文の了解に苦しむ點なきに非すと雖も直接法に據るに於ては直接に官吏の指示に従ふか故に不明錯誤等の憂ひあるとなし加之特別の手數料を徴収する場合の如きは必ず此方法に據らざるを得ざるなり

直接徴収法は右に述るか如き便利ありと雖も又從て之か爲めに手數費用を要すると多きを免る能はず

間接徴収法には用紙に據るものと印紙に據るものとの二法あれども用紙に據るものは其輕便印紙に及はざるか故に今日諸國に盛に行はるゝ所の間接徴収法は皆印紙法にして此法の長所は(一)印紙を拂下くるのみなるか故に政府に於て費用を要すると少し(二)人民は直接に手數料を上納するを得るの便あり故に今日に於ては殆ど印紙と手數料とを同一視するに至れり然れども亦此法の短所は(一)印紙の贋造を行ふ者を生し(二)法令を知悉せず不貼用若くは貼用不足の爲め刑罰を犯じ或は一度貼用せるものを再び貼用して契約を無効にするか如き誤りなきに非す故に間接法は課率の錯雜せ

るものに在りては不便なるを免かれず
以上述ふるか如く兩法共に一長一短孰れも完全ならずと雖も間接法は之を直接法に
比すれば其徴収の容易なる點は遙に優れりとす故に課率は可成的之を明晰になし嚴
重に監督して印紙法の弊害を矯正し其働きを完全ならしむべきものなりとす然れど
も實際の状況に由り特殊の手數料を徴収する場合の如きは印紙法に據ると能はさ
るか故に直接法に従ふの外なし尙ほ歐洲各國に於ける手數料の収入額を見るに左の
如し

佛 國	一、九一九三、三〇〇〇
英 國	九〇八二、四〇〇〇
獨 國	五四六六、一〇〇〇
奧 國	五〇四六、二〇〇〇
伊 國	四三七五、五〇〇〇
魯 國	三七七一、三〇〇〇
西 國	二二三四、九〇〇〇

以上國家の歳入を補助する所の各種の収入に就て研究したるか故に更に進んで歳入

の最も重要な部分を占むる租税に論及せんとす元來租税は其議論大に紛糾錯雜し
財政學中の要部を占むるか故に別に一編を分て詳論する所あらん

第三編 租税論

第一章 租税の定義

租税は國家歳入中の最要部分を占め財政學中最も重大なる要項なるか故に財政學とは租税の事のみを論ずるものなりと思惟する者なきに非ず如此租税は財政學中の要部を占め租税制度の善惡良否は國家財政の起仆を司るか故に従來學者は最も此點に向て研究を費したりしか租税の義解に就ては其說甚だ區々にして嘗て同一ならず故に租税を論ずるに當り先づ租税の意義を明白ならしむるは最も緊要なりとす

租税とは如何なるものを云ふか余か最も完全なりと思惟する定義を擧れば租税とは國家一般の費用に供する爲めに國家權力を以て私人より強徴するものを云ふ今更に之を詳説すれば

第一 租税は國家の費用に供するものにして決して特定の經費に充つるものに非ず而して其費途の是非善惡に因て毫も租税たるの性質上に關係あるとなし例之は租税を以て王室の奢侈權臣私福の爲めにし若くは土耳其埃及の如く租税の大部分を擧げて外債の償却に充つるも之か爲めに租税の性質に何等の差別を生ずるとなし

素より之を以て公共の福利を増進する爲めにするると私利私慾を満足せしむる爲めに用ゆるとは其結果に於て大なる差別ありと雖も租税は支出の結果に依て變ずるものに非ざるなり此點に於て租税と手数料とは截然たる畛域の存するあり即ち手数料に在りては余か前述せる如く個人か利益の爲めに國家機關を利用したる時其費用の報酬として政府に納むるものなり故に手数料は政府か費したる經費を賠償するに在りて其結果は明に特定せりと云ふへし然るに租税の用途は一般經費に充つるに在りて決して特定せるものに非ざるなり

第二 租税は國家權力を以て強徴するものにして國民は之を納むるの義務あるものなりとす夫れ既に強徴するものなり故に賦課せられたる租税に對して隨意に怠納不納等を爲すと能はず若し納税者にして之を納むるの力なきときと雖も之に違背するに於ては公權を以て處分し強制して納税の義務を果さしむ即ち徴税は政府の權利にして納税は人民の義務なるか故に孰れの立憲國に於ても之を憲法上に記載し政府か強徴權を有することを明にせり如此國家か強大なる權力を有することを認むる所以のものは畢竟人民か相集て國家なる一有機體を形成するに由るものにして既に國家を形成し之か活動の機關として政府を設くる以上は其團體の各人か之に

要する經費を負担するは素より當然の事にして若し各人が負担を自由に拒否する
 とあるに於ては國家は其活動力を失ふに至るや必せり即ち有機體か必要の食物を
 得るに非されは生活すると能はざるか如く國家なる有機體も亦食物即ち必要の經
 費なくして生存すると能はざるなり是れ則ち租税と政府の私人經濟的收入と明に
 區別ある要點にして私人經濟的收入に在ては政府も私人と同じく自由競争の範圍
 内に立入らざるを得ず何となれば人民か報酬を拂ふと拂はざるとは任意自由にし
 て唯之を需要したる場合のみに限り政府は強制權を以て之を需要せしむると能は
 されはなり

以上述ふる所に由て租税の性質及び其手数料と私人經濟的收入との區別は略は明瞭
 なるへしと雖も學者間或は大に其見解を異にし斯學を研究する者をして甚しき誤謬
 に陥らしむる恐あるか故に余は從來學者の謬見に付て少しく批評する所あらんとす
 或者は租税を以て政府の職務に對し人民か仕拂ふ所の報酬なりとし租税の定義を與
 へて「租税は人民か社會に在りて過去、現在、未來に受け又は前世、後世の爲め費せる報
 酬として仕拂ふものにして勞力若くは貨物を以て支拂ふ一國生産の一部なりとせり
 是は此派の論者、アダム、クレマン、ルワイヤ氏の下せる定義にして甚た精巧なるか如

くなれども租税を以て政府の職務と人民の義務とを交換するものなりとせるは甚し
 き誤謬にして今日各國人民の負擔は必しも之に報ゆへき價值ある有益の事業より起
 れるものに非ず或は王室權臣の驕奢私曲の爲めに費したるものもあるへく又公益の
 爲めに興したる事業も其結果過失に陥り却て人民に損害を及ぼしたるものもあるへ
 し即ち政府の經費は必しも常に報酬を與ふるのみに非ずして或る場合には却て損害
 を與ふるとなきに非ず然るに若し租税を以て「ルワイヤ」氏の云へるか如く政府に對す
 る報酬なりとせば恰も米國に於ける南北戦争の國債非償還説の如く妄誕なる議論を
 唱導するに至るを免れず當時一議員は戰費を以て國債と爲すへからざることを唱へて
 曰く南北戦争は唯國家を殘害したるに過ぎず斯かる國家の殘害に費したる費用に對
 し人民をして之か利子を拂ひ元金を償還するの義務を負はしむるは不當なるものと
 云はざるを得ずと此説たる政府の手足を縛し之をして活動せしめんとする妄誕なる
 謬論にして國家の活動の爲めに政府なる機關を設くる以上は政府の行動は團體全体
 か責に任すへきは當然にして其過擧たり失策たるに拘はらず之を拒否すると能はず
 若し之を拒否するとを得るものなりとせんか政府は一擧一動も尙ほ且つ趨起せざる
 へからず蓋し政府の局に當る者も亦萬能ならざる人類なる以上は不正なる行爲を爲

すの意思なく一に公共の福利を増進せんことを計るも時に失敗過失に陥るとなき能はず左れば政府の消費したるものは其有益に費したると否とを問はず等しく人民の負担すへきものにして政府の職務に對する報酬と見ると能はざるや明なり故に第一國家の事務は悉く人民を利益するのみに限らず國家の危急存亡の場合の如きに當ては人民の生命財産を犠牲にすることを顧みず第二政府は失策の爲めに人民に利益を與ふると能はずして損害を與へたる場合と雖も租税の負担を避くる能はず第三有形上無形上國家か人民に與ふる幾多の保護は如何にして之を計算するを得へきか若し之を以て報酬なりと看做さは貧者は却て富者より多額の租税を納めざるを得ざるに至るなきを保せず是に由て觀れば此説の誤謬たるや明なりと謂ふへし

次に又「メニーエヤ」氏は租税を以て行政費及び國家の資本を改進する一般費用なりと云へり此の見解は一見完全なるか如くなれども「ルワイヤ」氏の説と同しく狹隘なるの非難を免る能はず何となれば政府の支出する所は必ずしも行政費及び資本改進の費用に限らずして或は執政者の不明の爲め若くは過失に因て國家の資本を増進せしめざるのみならず其結果却て資本の増進を阻礙するか如きとなしとせず然れども是等の經費も亦同しく租税を以て支辨するものなれば租税を以て單に行政費及び國家の

資本を改進する一般の費用なりとの定義は唯租税性質の一部を言明したるに過ぎず租税を以て公安の請負料なりと解釋したる學者の中有名な「モンデスキュー」「ミラボー」氏等にして此説たる畢竟民約説、性法主義の誤謬より出て之を前説に比すれば更に誤謬の甚しきものなりとす元來國家は個人より成立すと雖も既に國家を形成する以上は國家特有の目的を有し其目的を達する爲めに個人より租税を徴收するものにして國家を以て個人か個々の目的を達する所の機關と看做すは個人主義の僻説にして國家の眞義を解せざるものなり即ち若し個人を以て國家の上にあるものなりと爲すに於ては租税は公共の請負料なりと看做すとを得へきも國家を以て一の人格を有するものなることを是認する今日に於ては國家學上素より取るべき説に非ず又國家の職務を以て單に公共の保護に在りと爲すは甚たしき狹見にして國家の職務は公安保護に止まらずして公安保護は職務の一部分なるに過ぎざるとは之を實際に徴して明なり即ち海陸軍備、裁判所、監獄、警察等公安保護の機關の外に國家は國民の教育を進歩し農工商業を保護して國民の智力富力を増進し交通機關を完成して國民の便利を増加するか如き幾多の職務あるに拘はらず若し公安保護の爲めに徴するものを以て租税なりとせば其他の事業に用ゆるものは之を租税と云はずして何と稱すへきか或は

此種の論者は之を以て國家の本務に非すと爲す乎實に誤謬の甚しきものと謂ふへし尙ほ又此説の謬れる點は租税を以て請負料と爲すに在て總て請負料と云ふ以上は損失を受けたる場合に之を賠償するに非されは請負と云ふと能はざるなり例之は火災海上生命等總ての保險は其災害の場合に於て之を賠償するに在りと雖も政府は公安保護の任に當り若し其公安を十分に保護すると能はずして或は内亂外寇の爲め若くは盜賊兇豎の爲めに人民の生命財産に危害を及ぼしたるとありとするも政府は唯之か鎮定逮捕に努め相當の刑罰に處するのみにして人民に對して之か賠償の責に任せず因此觀之此説は之を國法上より見るも又其性質上より見るも其誤謬たるや明なり然れども此説か人民の權利を發揚せしめたりし効は決して没すへからず即ち是等の論者か人民の納税義務あるは國家の保護を受くる權利ある所以にして國家は租税を徵收する權利あり從て又人民を保護する義務あるものなることを唱導したるか故に人民參政の權利を鞏固にし租税の濫用浪費を豫防せし効力は亦之を没すへからず

第二章 租税の沿革

「スタイン」氏は其著書財政學に於て國家の收入時期を分て三期と爲し第一期を私人經

濟的收入及び手數料の時代とし第二期を租税時代とし第三期を公債の時代なりとし而して現代を以て第二期に屬するものとせり氏の説の如く第一期か重みに私人經濟的收入にして漸く進んで租税の時代となりたるとは既往の財政沿革に徴して亦疑ふ可らず上古に在りては前きに官有財産の沿革に於て論せし如く世界到る處其初め國土は皆悉く君主の所有にして我邦に於ける斑田の法支那に於ける井田の法羅馬に於ける借地法の如き孰れの國の土地も皆君主の獨占にして一般國民は之を小作し之か報酬として小作料を上納したるに過ぎず然るに後世に至り貴族の權力漸く増長し地方の豪族亦相踵て勃興するに及び帝王の土地所有權は漸次廢弛し貴族豪族は占有の久しき遂に土地の所有權を隱然認むるに至り之を人民に貸付して小作料を徵收したりしか此時代に於て豪族より君主に上納したる貢物は始て稍々租税の形を有するに至れり即ち土地領有者か君主の囚虜となりたる時は償金を出して之を救ひ君主の長子加冠し或は長女結婚する時に於ては賦課金を納め又領土相續の場合には一定の貢納を出すの義務を有し若し其相續者にして未丁年なる時は君主は其土地及び身體の保護に當り利益を收むるの權利を有したり是れ則ち租税の萌芽にして其後貴族の權力漸く衰退し君主の權力増長して中央集權の時代と爲るに及び貴族の政治上に有せ

る權力は殆ど消滅して單に土地所有者たるに過ぎざるに至り茲に始めて地租なるものを納むることとなり純然たる租税の形を有するに至れり然れども當時に在ては租税と稱すべきものは僅に地租に過ぎずして歳入の大部分は私人經濟的収入及びレガール權より變せる手数料を以てしたりしか社會の進歩發達は漸く國務の繁劇を加へ從て其經費も増加せるに拘はらず君主の私収入は驕奢若くは政治上の事業よりして次第に減少したるか故に他に國家の經費を支ふる途を求むるの必要に迫れり當時經濟組織は漸く發達して人民の富力を増進し現物經濟の域を脱して貨幣經濟に進歩したるか故に茲に始めて租税を一般人民より徵收するに至れり而して輒近國家學の進歩は大に國家の意義を明にし國家の目的を達する爲に人民は納税の義務を負ふと明なるに及び立憲國に於ては皆之を憲法上に明記して人民の義務なることを確定するに至れり歐洲に於ける租税沿革の大略は右に述ふるか如くなれども亞細亞大陸古代の開明國として有名なる支那に於ては夙に租税の形を具ふるものありき即ち夏書禹貢に由れば禹王は黃河の治水の爲めに九州の賦貢を徵收し其後歷世の皇帝皆租税を徵收し鹽税、茶税、山澤税、入市税等を設けたるとありき

我邦に於て租税の起原は崇神天皇の十二年にして此年敕を以て男は弓端の調、女は手

末の調を納むべきことを令し獸皮布帛を徵したりしか千三百年代文武天皇の御宇に及び租税に關して整然たる法律の制定ありて租庸調の三税を行ひ元正天皇に至りて更に之を改正したり然れども當時租と稱して田地に賦課したる貢米は今日の租税とは大に趣を異にし純然たる小作料にして其他の土宜を徵收したる所の調及び夫役に應して公共の事業に當りたる庸は國家の公務を辨する費用として人民の義務心に訴へ公權を以て徵收したるものにして純然たる租税の性質を具有したりき其後王朝の權勢次第に衰へ政權武門に歸するに及んで人民の權利は殆ど全く蹂躪せられ諸侯は其領内に於ける人民及び人民所有の財産を任意に生殺與奪するか如き有様にして人民の貢納は諸侯か私有財産を運用すると異ならず而して徵收せる貢納は皆悉く諸侯の私利私慾を充す爲めに用ひ今日の所謂租税なるものなかりしなり徳川幕府に及んで國內始めて統一し人民の權利も稍々伸暢し生命、財産の安固を得るに至り人民は土地に對する小作料の外に運上金、冥加金等の名目を以て上納するものありしか是等の名目は太平の冥加に報ゆる報酬なりと云ふに在りて其實質は即ち租税なりとす王政復古し維新の鴻業緒に就くに及んでも尙は貢納の急激なる變動を恐れ暫く幕府の舊慣に遵ひたりしか明治六年始めて地租を改正し地價百分の三を以て地租とし年の豊凶に

關せず之を徴収することを規定せらるゝに至り地租は始て純然たる租税の實質を具へ又明治四年始て運上金、冥加金を廢し全國劃一の規則に由り酒造税を徴収せられ繼て各種の租税起り漸次發達して今日の有様に進歩するに至れり

租税の沿革は畧は右に述ふるか如し而して租税は又之を納税物件より現物時代と貨幣時代の二期に分つとを得即ち經濟組織の尙は未だ幼稚にして互ひに現物を以て交換したる時代に於ては政府に入るゝ所の貢納も同じく現物にして米穀、布帛、獸皮等の類を以てせり然るに經濟漸く進歩し取引賣買に貨幣を用ゆるに至りても尙は現物の貢納は納税者に便利にして其負擔又比較的容易なりしか故に容易に其跡を絶たさざり然れども現物貢納は政府に取りて甚た不便にして之か運搬徴収に夥しき費用を要し且つ又現物價格の變動に依て政府の歳入は年々非常の變動を生ずるか爲めに整然たる財政の整理を行ふ能はずして遂に近代に至りては開明國の租税は皆悉く貨幣を以て徴収せらるゝに至れり是れ即ち租税の所謂貨幣時代にして誠に晩近の創始に屬し今尙は或る特別の場合に在りては現物を以てするとなきに非ず

第三章 租税の善惡

租税の性質たる各人財産の一部と強制を以て徴収するものなるか故に人民は之を嫌忌して可成的其負擔の輕減を希ひ又奸曲なる手段を弄して之を逃れんとする者あるの有様なるか故に租税其物は果して善良なるものなるか若くは不善なるものなるかと云ふか如き問題を生ずるに至れり然れども絶對的に租税の善惡問題は殆ど之を討究するの價值なきものにして人類か共同生存の必要よりして國家を形成し而して國家活動の機關として政府を設くる以上は之か經費を其團體全体か負擔すへきは素より言を俟たざるなり若し各人か租税を負擔するとなくして而かも國家機關の運轉に妨害する所なくんは敢て人民か苦痛を忍んで租税を出すの必要もなく此場合に於ては租税は有害無益にして不善なりと云ふとを得へきも國家の各機關は暫くも經費なくして運轉し得へきに非す既に經費の避くへからざる以上は人類か共同生存の爲めに即ち各人の利益の爲めに組成せる國家の經費を擔ふは當然にして之を善なり不善なりと論するは徒に空論を弄するものと謂はざるを得ず然れども是等の議論は一見甚た巧にして時に人を惑はし其結果恐るへき弊害を醸成するか故に余は繁冗を厭はず左に少しく批評を試みんとす

或者は租税を以て全然善なるものなり少くとも不善なるものに非すと唱へ其理由を

述て曰く租税は人民勤儉の美德を養成するものにして之を徴収して一度人民の財囊を離るゝも再び納税者に復歸するか故に利あつて害なきものなりとせり「マクラック」氏は即ち此派の論者にして氏は千八百二十一年以後英國産業の隆盛に赴き國力の頓に増進せるは全く前世紀の終りより米國の獨立戰爭に會し繼て佛帝那翁一世と連年對抗の爲めに巨額の軍費を徴収したるに基ひし人民は其負擔漸く増加し租税の爲めに生計の度を下さんとを恐れ恰も生計費の増加を來し或は家族増加の場合に於けるか如く一層勤勉努力して其増費を補はんとしたるか故に大に進取の氣象を振作し産業の隆盛經濟の發達を促すに至れりと論し氏は尙ほ言を繼きて曰く然れども茲に一の注意を要する點は非常なる重税は却て反對の惡結果を來すものにして人類の常情として到底之に打ち勝つの見込なき程の困難なる場合に當りては非常の人物に非ざるよりは之を截斷するの氣力を銷磨し自暴自棄して又顧みざるに至るを免れず即ち急激なる多額の増税は脱税詐僞に陥り更に進んては内亂の基ひたるに至るの恐れありと雖も徐々の増税は人民は漸次租税の爲めに費す所を補ひ其艱難を排して之に打ち勝たんとし勤勉節儉の美風を奨励するに至るへし故に若し英國にして合衆國並に佛國との交戦なかりせば人民の勤儉心は今日の如く熾なると能はず即ち英國が増税の

爲めに得たる利益は頓に資本の増加を來し優に戰亂の爲めに費せる巨萬の費用を控除して尙ほ餘ありと云ふへしと以上は氏か租税善視説の大意にして此派の學者は之を以て確固たる論據と信せり然れ共氏は當年英國の好況に酔ひ特殊の事情の存せるを顧みるに違なく萬篇一律直ちに孰れの國孰れの場合にも總て斯くあるへしと妄斷せる輕躁の譏を免る能はず氏の言の如く英國産業の勃興か戰亂の結果與て力ありたるは事實なりと雖も當時英國の租税は未だ以て甚しき重税と云ふに至らず加之敵愾心の勃興は大に人心の奮發を鼓舞したるか故に倖に勤儉心を振作し産を傾け家を破るか如きと非ざりしと雖も人民の勤勉心租税の負擔力には自ら制限ありて徐々之を行ふに於ては必ず無限に増加し得へきものなりと信するに至ては誤謬の甚しきものと云はざるへからず即ち米佛の戰爭にして幸に永きに渉らず未だ人民の資力を盡すに至らずして止みたるか故に氏の稱揚するか如き良結果を現はしたれども若し戰爭にして尙ほ繼續して増税愈々甚しきを加へなば國力萎靡の悲境に陥りたりしや亦疑ひを容れず况んや是等巨萬の費用を以て若し戰爭の如き不生産的に消費するとなく之を産業の資本として用ひたらんには「アダム・スミス」氏の論せるか如く非常の好況を呈せざる迄も少なくとも安固に富力の増進を得たりしや明なり「スミス」氏は「マクラック

ク氏の説に反して曰く英國にして若し戦争の爲めに彼れか如く巨額の資本を費すことなく之を人民の手にあらしめは荒地を開拓し家屋製造場と建設し器械を装置して一般生産に用ひ産業の隆昌國力の富裕決して今日の比に非ざるへしと論せるは眞に至言と謂ふへし次に此派の論者か租税は一度之を徴收するも再び納税者に復歸し人民は毫も損するもなく政府は之を運轉して人民の利益幸福を増進するを得へければ租税は善良なるものなりと爲すは甚しき淺見にして租税は決して論者の謂ふか如く政府か右手に取りて左手に出すか如き簡單なるものに非ず租税として徴收せられたるものは官吏の俸給、役夫の賃銀或は買上品の代價等と爲りて再び人民の手に下り政府に留まるものに非ずと雖も政府の支出は悉く内國人民の囊裡に歸するものに非ず或は外債の元利償却として若くは外國品の買上等の爲めに外人の手裡に落つるもの少なしとせず假りに政府の支出は悉く内國に於て費すとすも人民に復歸するに當て納税額に比例するものに非ず若し又資金を租税として徴收せず之を人民の手裡に存するに於ては人民は之を産業の改良に用ひ更に富力を増殖すへしと雖も資本は到底政府の手を以てしては各人の手裡に在りて運轉せらるゝか如く活潑機敏に富の増殖を爲す能はざるや明なり加之租税は徴收の爲めに多くの費用を要するものなれば

は之に費す處は再び納税者に歸する能はず而して収入の増加は徒に經費の濫用浪費に陥り人民の膏血を絞りたる貴重の租税を以て無益の費途に擲つのみならず其結果は却て幾多の弊害を醸生するに至る由此觀之租税は到底之を目して全然善良なるものと爲すと能はざるや明なり

次に租税を以て有害視する論者の内には稍々穩和なる説を持する者と全然有害なるものとして排斥する者との二あり、ベリ！氏の如きは最も極端なる説を唱へ租税は人民に取り如何なる場合に於ても災害たるを免れすとせり如此議論は尙ほ勤儉は人民の逸樂を害するものなるか故に災害なりと云ふと等しく妄誕の甚しきものと云はざるを得ず、ベリ！氏に比すれば、ジャンバブチエスト、セ！氏の如きは稍々穩和なる論者にして租税は唯國家維持の爲めに已むを得ず其害を忍んで納むるものなれば可成的其害惡を減少する爲め之を最少點に止めざるへからすと論せり、セ！氏一派の論者は租税を批難して曰く元來政府の事業は生産的の事業より寧ろ不生産的の事業大部分を占め之に反して人民の事業は常に生産的にして産業上の資本として用ひらるゝか故に人民の手に於て増殖するを得へき資本を政府の手に移して不生産的に消費するは不經濟の甚しきものなりと云ふに在り是等の批難の誤れるは誠に明白にして不生産

的消費を以て絶對に不良なるものと看做せるの誤謬に陥れり即ち不生産的消費は必ずしも有害無益の經費に非ず直接に富を生産せざるものは即ち不生産的にして軍事、外交、警察、教育、司法等の如きは直接に富を生産せされは之を不生産消費なりと稱すべしと雖も是等の消費よりして直接間接に一般人民が被むる處の利益は遙かに他の生産的消費に優るものなくんは非ず若し夫れ國家にして人民の安寧を保護する爲めに内外の軍備なく不測の兇惡を未發に防遏するの警察なく人民權利の枉屈を伸暢する司法なく知識徳操を啓發誘導するの教育制度なくんは吾人は如何にして安全に生産的の事業に従事し之か發達を企圖するを得んや然らば則ち政府の事業か不生産的なるか故に之を人民の手に於て生産的に運用すべく租税は有害無益なりと爲すは皮想の見と云はざるを得ざるなり

右に述ふる如く租税を以て有益なり若くは有害なりとの議論の如きは何等の價值なき空論にして租税は唯有要なるものなりと謂ふの外なし然れども若し租税にして非常に過重なるか或は徴收の方法不公平にして正義に反するものなるか若くは徴收せる租税を公共の利益の爲めに用ゆるとなく今日土耳其、埃及等の如く王室の奢侈に浪費せらるゝか如きとあるに於ては是等の租税は之を有害不善なりと云はざるを得ず

而して租税を以て有害不善のものたらしめざるを計るは、即ち財政學の目的とする所なり之を要するに租税は徴收支出の方法如何に由りて或は善となり或は不善と爲るものにして決して絶對的に善惡を判すると能はざるものなりとす

第四章 重税と輕税

前章に於て理論上より絶對に租税の善惡を判すへからざるを論せり故に本章に於て實際上より租税の輕重は果して如何なる結果を生ずるやを研究するは決して無益の業に非すと信す

重税に伴ふ所の弊害は實に戰慄すべきものあり其結果を左の三段に分つ

第一、政治上の弊害 重税の結果か人民の強烈なる怨望を招き内訌蜂起の原因と爲るは古來東西の史上に於て吾人か常に其慘憺の狀を追想し紙上尙ほ腥血淋漓の感に堪へざる所にして輓近漸く人民の權利伸張し財政上に容喙するを得るに及んで租税の問題は内亂の原因となるか如きとなきに至りたりと雖も少しく上代に溯れば内訌を醸すの原因は悉く重税の紛擾に因らざるなく野心家の政府を顛覆せんとする場合に於ても又常に其口實を之に籍れりカルニエー氏曰く凡そ人民か政府を

怨謗するは常に租税の苛酷より來り國家の安危に關する之より甚しきはなし即ち民間に自由論の勃興し宗教上に於ては「カゾリツク」「プロテスタント」二教の分離の如き或は北米合衆國か遂に英國の羈絆を脱して獨立せるか如き皆重斂苛税に原因し佛國革命の如き又是等の原因の爲めに大に其爆發を速かならしめたりと爲せり此の如く重税の政治上に及ぼす危害は最も恐るべきものにして國家の安危休戚と至大の關係を有せり

第二、經濟上の弊害 重税の經濟上に及ぼす弊害を論せんとするには社會主義の主張を説明するの必要あり

租税に關する社會主義の主張は租税の力を藉りて貧富の懸隔を調和せんとするに在りて此派に屬する學者の内にも其の所説紛々たり

獨乙に於ける講壇社會黨の一派即ち「ワグナー」「シユモラー」等の輩は稍々穩和なる議論にして租税の賦課は宜く貧者に軽くして富者に重からんとを主とし所得税階級税の如きは累進税法に由り又相續税の如きは最も重税に堪ふる性質のものなり然れ共消費税に在りては常に貧民の負擔に及ぶか故に可成的之を輕減せざるへからすと爲せり而して此派の論者にして最も極端なるは奧國學者「モーフルー」氏にして其

著書に論して曰く一國內に存在する財産は一般の共有物にして換言すれば國家の所有なり故に國家にして費用を要する場合には已れの財産を處分するものなれば其支出の多少は國家の隨意にして人民は之を拒むの理由あるへからすと爲せり如此議論は眞に妄想の甚しきものにして唯國家の外眼中個人なく國家成立の根本的性質を解せざる一顧の價なき議論なるや明なり社會主義者中にあつても「ワグナー」氏の所論は稍々穩和なるものなれども是れ亦是認すると能はず元來人民の富を絶對的に平等に爲さんとすると各人の性質、知識、力量及び外界の事情に相違ある以上は到底徒勞にして縱令政治上の權力を籍て富の平等なる分配を成功し得たりとするも忽ちにして貧富の懸隔は再び生し來るを免れざるへければ財政上の社會主義は到底論者の謂ふか如く實際に行はれ得るものに非ず若し財政上の社會主義にして實際に行はれ貧者の負擔は愈々軽くして富者の負擔愈々重きを加へんか經濟自然の發達進歩を阻礙し資本家は資本の運用を止め産業萎靡し勞働者たる貧民は其職業を失して衣食に窮し一般の貯蓄心は銷沈して資本の滅殺を來たし重斂愈愈甚しきに至れば資本勞力は自から國外に流移し國力は爲めに萎靡衰頽するに至るを免れず夫の和蘭は十七世紀の末以來租税の増加より次第に資本勞力の外移を

促し又千八百七十一年以後佛國の重斂も國內の産業を妨げし外國に製造所を建設するに至れり南北戦争以後の合衆國に於ても亦之と同一の結果を來せり如此其例證を擧ぐれば殆ど枚擧すへからず交通の便未だ今日の如く開通せざるの日に在て尙ほ以上述ふるか如くなりしを以て今日の如く陸海共に交通發達せる時代に於ては資本勞力の外移は一層敏速急激ならざるを得ず要するに重税の經濟上に及ぼす結果は第一經濟自然の發達を阻礙し第二資本の蓄積心を銷磨し第三資本勞力の外移を促し第四從て國力の疲弊を招致するに至るべきなり

第三、社會上の弊害 重税は政治上、經濟上右に述ふるか如き弊害を惹起するのみならず社會上納税者の徳義心を腐敗せしむるとなき能はず元來人類の常情として自己の財産の安全を望むの切なる途には徳義廉耻の何ものたるを忘れ之を破て毫も顧ざるに至るものにして地租の如く其課税物件の明確にして隱匿すると能はざる租税を除き他の所得税、營業税若くは關稅、消費税の如き皆此弊害に陥り隱蔽、遁脫、密賣、密輸等幾多の惡徳は續出して徵税の困難を増加し却て納税額の減却を來すに至るものなりとす

右に述ふるか如く重税の結果は洵に恐るべきものにして決して歡世主義の論者の如

く租税に輕忽なる判定を下して安すると能はざるなり

然らば租税は可成的輕からんとを勉むべきか即ち「ジャン・バプチストセー」氏か所謂最輕なる租税は最良なる租税なるかと云ふに「ボリュエー」氏は之を駁撃して曰く租税は元來被税者に對して直接に利益を與へざる脅迫的貯蓄の一良法なりとす左れば若し租税重きに過ぎず徵收宜きに叶ひ被税者に煩累を及ぼすなく保護税を以て内國の産業を妨害するとなき場合に於ては假令租税を減して其れか爲めに現在の政務に差支なきも寧ろ其儘に存し若くは却て少しく之を増加するも進んで有益なる事業若くは教育の發達に勉むるの勝れるに如かさるなり即ち最良の租税は最輕の租税なりとは過張の言にして重税の弊害を矯めんとして却て又一方に偏倚せるものなりとせり實に氏の言の如く租税愈々重くして前述せるか如き弊害を生ずるの虞ある場合に於ては有益なる事業若くは他の施設と雖も國家の獨立安固を保持するか爲めに之を中止し若くは延期するの必要ありと雖も人民か其負擔の重さを感じざるに徒に租税の輕減を勉むるは必ずしも得策なりと謂ふと能はず何となれば租税は人民の幸福利益を増進し國家の目的を達する爲めに要する經費に充つるものなるか故に民力の堪へ得る限りは之と増加するも決して差闕なく之を以て人民の利益幸福を増進して益々民力

の發達を促さるへからず然るに若し之に反して徒に増税を嫌思して有益なる事務の改良若くは擴張を等閑に付するに於ては國家の發達民力の増進は得て望む能はず遂に自から萎靡不振に歸するを免る能はざるなり由此觀之重税輕税共に善良なる租税に非ずして民力に適應する租税を以て最も善良なる租税と稱すべきものなり

第五章 國民の納税力

前章に於て重税と輕税とに就て講究したりと雖も重税とは如何なるものにして輕税とは如何なるものを云ふか而して所謂民力に適應せる租税とは如何なるものを指すかを論究するに及はざりき故に本章に於て國民の納税力を研究し是等の問題を解釋せんとす

「ダキーギユ」氏及び「エヅワルビーヌ」氏等は徵税の程度を以て理論上定むるを得べきものなりとして論じて曰く租税に最低點と最高點とあり最低點とは行政上缺くへからざる類にして最高點とは人民若くは會社か之を行ふに難しとするか若くは政府自から之に當るを以て利益多き事業を爲すに必要な總額なりとせり「ボリユー」氏は此理論の誤れるとを駁論して餘蘊なきが故に余は氏の言を藉りて之を説かん氏は曰く

論者は如何なる事務を以て行政上缺くへからざる事務と爲すか凡そ行政事務の人種氣候開明の程度等に由て異らざるへからざるは明なる所にして匈牙利の露西亞に於ける露西亞の塊地利若くは伊太利に於ける伊太利の佛蘭西若くは日耳曼に於けるか如く凡そ政府か國家民衆の財産を保祐するや過不及なき能はず東西必ず其法を異にし南北必ず其式を同うせざるなり而して其最高點なるものを見るも如何なる事業か果して人民の行ふに難く政府の爲すに易きものなるや均しく之を知り得へからざるなり然らば此説たる奇巧なるか如きも曖昧模糊として未だ從ふ所を知らずと爲せり而して氏は徵收の程度は實地の經歷よりして最低點と最高點とを定むる外なく此定點は又決して確定不動のものに非ずとし凡そ人民の負擔する租税は國稅、地方稅協議費を合して各人歲入の五分を過ぎざるときは之を至當の租税と云ひ公債の額大ならず國家は平靜無事の日に在りては宜く此範圍内に在るへく更に増加して國民收入の一割乃至一割二分に至るも尙ほ之に堪へ難きとなし然れども之に過くれば重きに失し人民は假令之を納むるも國富の増進は到底遲滯を免れざるへく徵收周密の爲めに人民は其煩に堪へず營業の拘束より延て國民の自由迄妨害を被るに至るへしと爲せり然れども氏か其歲入の五分を以て適當なる租税なりとし一割以上一割二分の間に

在ては人民は能く之に堪ふるを得へきも是れより以上は之を過重の租税なりと謂はざるを得すとの議論は大に非難せざるを得す余は是に就ては既に前段に於ても説明したれども各國人民の富力の程度に因り同一なる割合の課税も其苦痛は大に異らざるを得す即ち平均百圓の収入ある甲國人と五十圓の収入ある乙國人とは同しく一割の租税を徴収せらるゝも其苦痛は大に異れり又生計の費用も大に差異なきを得ざるものにして甲乙兩國人は共に百圓の収入を得るも甲國人は生計必要の費用として四十圓を要し乙國人は二十五圓にて足れりとせば租税負擔の力は大に異らざるを得す由此觀之、ボリユ一氏の課税程度に於ける見解も亦是認すると能はず然らば國民の納税力は何に由りて之を知るを得へきか之を論するに先たち課税の標準に就て少しく説明を試んとす

抑も租税は永久の生命を保つへき國家の活動上必要の經費を辨するものなるか故に従て租税の源泉は常に永久に繼續して斷絶するとなき種類を擇はざるへからざるや明なり而して永久絶えざる源泉は財産其れ自身を攻撃せずして人民の収入を措て他に之を求むると能はず而して人民の収入と云ふも未だ空漠にして正確ならず元來人民の収入と稱する中には各人の純収入、國家經濟上の純収入及び各人の自由収入との

三種ありて所謂各人の純収入とは収入の如何なる手段よりするに關せず其収入中より収入の爲に費せる所の經費を控除したる殘餘を指すものなり其の國家經濟上の純収入と異なる點は國家經濟上の純収入に在ては一國の經濟上の生産より取得せるもの、内より生産の爲めに費せる生産費を控除したる殘額ならざるへからず則ち必ず生産より來れる収入にして富の増加せるとを要すと雖も個人の純収入に在ては必ずしも生産より來るとを要せず従て一國の上より見て富の増加に非ずして唯甲より乙に富を移轉するも乙は或る収入を得たるか故に其収入の經費を控除して之を純収入と云ふとを得へし例之は盜賊か他人の財産を掠奪せる場合に於て國家の富は毫も増加せざるも個人なる盜賊の上より見れば之を純収入と稱して毫も妨なきなり又資本家か資本の貸付より得る所の利子も借受人か之を生産事業に用ひたる場合には國家の純収入にして又個人の純収入なりと雖も若し之を不生産的に浪費したる場合は唯資本家たる個人の純収入に過ぎずして國家經濟上より見れば富の移轉に過ぎざるなり次に個人の純収入と自由収入との差別を陳へんに純収入は唯収入の爲めに要せる經費を控除したるに過ぎざれども自由収入は純収入の内より更に生計上の費用を控除したる殘額にして之を蓄積するも浪費するも自由なる部分の収入を云ふ以上三

個の収入の内租税は孰れを以て其標準と定むべきかに就ては大に議論ありと雖も各人の純収入を財源と爲すを以て最良なるものなりとす或る學者は國家經濟上の純収入は富の増殖なるか故に最も租税の源泉として適當なるものなりと爲せとも國家經濟上の純収入は之を知ると甚た困難なるのみならず租税は其原則として一般人民の負擔は公平なるを要するか故に若し之を個人の純収入に由らすして國家經濟上の純収入を標準とするに於ては資本家の如きは比較的安固なる収入の途を占むるに拘はらず却て國家の經費は毫も之を負擔せざるの不都合なる現象を呈するに至るを免れず既に其収入に依りて衣食し若くは快樂を受くる以上は眞正なる富の増加なるを將た又單に移轉なるを問はず一般に課税の標準と爲すべきものなるや明なり

講壇社會主義の一派の學者は租税の公平を得んか爲めには必ず純収入に課せすして自由収入を以て課税の標準と爲すへしと唱導すれども是れ理論上甚た美にして而かも實際上得て行ふ能はざる議論たるを免れず即ち第一生計の費用は如何にして之を知るを得べきか第二租税の額減少して國家必要の經費を辨するに足らざるを奈何せん是れ此説に就て二個の困難なる問題なり元來生計の費用なるものは物價の高低各人の體質年齢位地及び家族の數等に由て異らざるを得ざるものにして之を正確に查

定するは到底能はさるとなりとす若し又此等の査定は假りに爲し得るとするも如此すれば納税額の減少を來し國家は必要の經費を辨するに能はざるに至るや明なり即ち理論と實際とは絶對に一致すると能はざるものなるか故に先づ純収入を以て徵税の標準とし課税に當りて可成的自由収入を參酌すべきものなりとす

右に述ふるか如く徵税の標準は須く各人の純収入に由るべきものなる以上は其純収入の多寡は即ち國民の納税力の標準にして往時の重農主義の租税法の如きは誤れるの甚しきものなるや之に由て明なり

又或る財政學者は一國の資本の額を以て國民の納税力を知るの標準と爲すへしと論ずる者あれども是れ大なる誤謬にして同一なる資本と雖も之より得る所の収入には少からざる差異あるものにして現に英國に於ける資本は遙に米國に超過せりと雖も國民の納税力に至ては英國は米國に及ぶ能はざるなり是れ一は新興國にして同一なる資本を用ゆるも之より得る所の利益大なるに反して一は舊國にして多額の資本を有するも其割合に利益を収むると能はされはなり

以上述ふるか如く個人の純収入は須く徵税の標準と爲すべきものにして而して其源泉は國家經濟上の純収入に外ならずと雖も尙ほ國民の納税力を増加する所のものは

管に純収入の増加のみに止らす富の分配の如何も亦大に納税力に至大の關係を有せり即ち貧富の懸隔甚しくして富の分配平準を缺き富者は愈々富んで貧者は愈々貧なる國に在りては小數なる富者は能く重税に堪ふるを得へきも國民の多數を占むる貧者は納税の力に乏しきか故に其徵税額は少からざるを得す之に反して貧富の懸隔甚しからず中等の資財を有する者の多數を占むる國家に在りては一般國民より普く徵收するを得へきか故に國民の納税力は甚だ強くして能く巨額の租税の負擔に堪ふるを得へし現に佛國に於ては「ボリユ」氏の言に據れば國民歳入の一割二分五厘を徵收し遙に白耳義の六分英國の八分に超越せるに拘はらす能く之に堪ふる所以のものは畢竟其分配平準を得るに職由せずんはあらず

次に納税力の標準とする所のものは物價及び賃銀の高低如何にして租税の率に全く變動なくして唯是等の二者のみ騰貴せる場合に在ては各人の純収入は多きか故に從て其負擔を感ずるは軽く之に反して低落せる場合に在ては人民の納税力は減して負擔は一層の苦痛を感せざるを得す何となれば租税の額は同一なるも各人純収入の額を減するか故に負擔の力異らざるを得されはなり然れども實際上物價及び賃銀の高低は各人の純収入を増減すると同時に又國家經費の増減を來すものにして物價及

ひ賃銀にして騰貴せんか各人の純収入は増加すへきも從て國家の經費も増加するか故に各人か擔ふ所の租税の額も勢ひ増加せざるを得す之に反して物價及び賃金か低落せる場合に於ては各人純収入の減少と同時に國家の經費も亦少額を以て足るか故に租税の負擔額も減少するに至る即ち物價及び賃銀の高低と共に租税の額を増減するものなりとす然れども是等の二者は決して常に同比例を以て増減し納税力に何等の影響なしと云ふこと能はず尤も貨幣の増發若くは不換紙幣の發行の如き人爲の作用より一時の現象として來る物價及び賃金の騰貴は略は同比例を以て租税の増減を來すへしと雖も經濟發達し國家富力の増進より來れる物價賃銀の騰貴は畢竟各人の實力の増進せるものなるか故に割合に多くの租税に堪ふるを得へく即ち納税力の増加を來せるものなり

次に又國民の納税力は經濟の程度に由て大に異なるものにして自然經濟の時代に於ては最も薄弱にして貨幣經濟の時代に進むに従ひ益々其納税力を増進するものなりとす其然る所以のものは自然經濟の時代に在ては各人の交通取引を阻礙するか故に資本の蓄積甚だ難く國民の生産力は薄弱にして從て納税力に乏しきのみならず現物の納税は運搬取扱に甚だ不便にして巨額の費用を要し又貯藏に困難なるを以て人民の

負擔の重さに比して政府の収入は僅少なるを免れず之に反して貨幣經濟の時代に在ては資本の貯蓄行はれ易く從て産業の進歩を促し富力を増進するか故に國民の納税力増加し又徵稅甚た容易にして政府の収入は多きに至るものなり

國民の納税力は右に述ふる所の四個の標準に據りて差異あるものあるか故に是に依て其納税力を知るとを得へしと雖も幾何の租税は重税にして幾何の租税は輕税なるか而して國民の納税力に適應する租税は幾何なるかは一に實地の觀察に由らざるへからず故に租税の徵收に當ては其重税の徵候を現さるるか否やに注意し若し重税の徵候あらは速に之か輕減に勉めざるへからず然らば重税の徵候とは如何なるものを云ふか重税の徵候は租税の種類に因て異り直接税に在ては不納者若くは滯納者の數を増加し政府の収入を減少せる時は是れ則ち重税の徵候にして消費税に於ては消費額を減少し政府の徵稅額次第に減少する場合營業税に於ては其營業次第に衰運に傾く場合は多くは重税の結果より來るものなるか故に最も周密なる注意を用ゆることを要す

尙ほ全体の上より觀察して(一)貧民増加の割合人口の増加に比例して多きか若くは人口の次第に減少する場合(二)人民生計の程度次第に下向する場合(三)國內の産業次第に衰頽に傾く場合等は必ずしも悉く重税の結果と斷言する能はず或は行政上措置の宜きを失せるに基する場合なきに非すと雖も多くは重税の苦痛に基するものなるか故に其弊害未だ膏肓に入らざる前に於て之を救治するに非されは人民の納税力は次第に枯涸し遂には國力の萎靡不振を來すに至るを免れず

以上は國家平靜の場合に就て論したるものにして財産其れ自身を攻撃せず國民の純収入に賦課し重税の徵候ある場合には速に之か輕減に努むべきものなりと雖も一朝國家の存立体面に關する場合若くは百年の長計の爲めに國民の納税力に適應すると否とを顧るの違なき場合なしとせず此の如き時は縱令産業の衰退を來し國力の枯涸を來すの恐れあるも不得已國民は甘して其負擔を受けざるへからず是れ唯一時の變にして決して永久に繼續するものに非す若し夫れ永久に繼續せんか國家は遂に滅亡の不幸に陥るを免る能はされはなり左に歐米各國に於ける國民の所得と租税との割合を統計集誌より拔萃して讀者の參考に供せん

國名	國民所得	租税	百分比例
伊太利	一一、三〇〇〇萬圓	三、九五〇〇萬圓	三五、〇
奧地利	二二、一五〇〇	四、一〇〇〇	一九、三

葡萄牙	一、六〇〇〇萬圓	二八〇八	一七、五
西班牙	八、七五〇〇	一、五二九八	一七、四
佛蘭西	四六、五〇〇〇	七、五〇〇〇	一六、四
魯西亞	三五、一〇〇〇	四、五〇〇〇	一六、〇
日耳曼	二八、〇〇〇〇	五、三〇〇〇	一五、〇
日本	六、八七九八	九二六八	一三、五
英吉利	五六、〇〇〇〇	六、九〇〇〇	一二、一
瑞典	三〇、四〇〇	三、一三六	一〇、二
和蘭	六、二五〇〇	六、二五三	一〇、〇
合衆國	七二、四五〇〇	七、三〇〇〇	一〇、〇
白耳義	六、三〇〇〇	六、一二八	九、七
諾威	一、五五〇〇	一、二七四	八、四
丁抹	二、〇五〇〇	一、三六四	六、八

注意 此表は絶對に信憑すると能はず唯其大躰を知るに過ぎすと知るへし

第六章 租税に關する財政學上の術語

以上余は略は租税の大体に付て説明し來りたれども更に進んで錯綜せる租税の理論を研究するに先たち租税に關する術語を明確ならしめされは其説く所曖昧模糊讀者をして意のある所を了知するに苦ましむるの恐れあるか故に本章に於て之を説明せんとす

第一、租税納者 租税納者とは政府の命令に依り直接に租税を納むる者にして其代理人たると本人たると内國人たると外國人たるとに論なく總て政府より納税を命令せられたる者は悉く租税納者なりとす故に租税納者は必ずしも其租税を自から負擔する者に限らされども現に自己の財囊より租税を出す者にして若し之を怠るに於ては滞納若くは不納の處分を受くるものなりとす

第二、租税負擔者 租税負擔者は必しも租税納者たるに非ず其租税は必ず自己の收入若くは財産の一部を分割するものにして決して或る場合に於ける(即ち轉嫁する租税)租税納者の如く唯一時之を立換するに止まらず實際自己の收入若くは財産の一部を犠牲に供し最早何れよりも之を償ふとなし例之は或る物品の製造家は租税を

課せられたるに當り市場の状況に由り納税額を其物品の價に加へて之を消費者に販賣せんか其價額高きに失し購買者なきに於ては不得已其租税は自から負擔せざるを得ざるか故に此場合に於て製造家は租税納者にして又租税負擔者なり租税納者と租税負擔者と同一なるは地租所得税に於て常に行はれ消費税の場合に在りては通常各別なりとす

第三、課税物件 課税物件とは納税義務の原因若くは標準と爲る所の物件を云ふ抑も課税物件は決して一定せるものに非ず國家主權の及ぶ範圍内に在る總ての物件にして納税力を有する者なる以上は課税物件と爲すべきものなりとす十八世紀の頃重農學派の學者が課税物件は宜しく土地に限るべしと爲せる地租單一税は土地を措て他に眞正なる納税力を有するものなしとの觀念より由來せる謬説にして今日に於ては課税物件の數は甚だ多く或は財産に賦課し或は人若くは戸毎に賦課し尙ほ人の行爲にも課税するに至れり而して方今各國に行はるる課税物件の種類は略は大同小異にして財産の内土地に賦課する地租は最も汎く行はれ英、佛、普、米、澳、伊等其他地租なき邦國は殆どなかるべく此他家屋税、車馬税、船税、所得税、動産税も汎く行はれ人身に賦課する分頭税の如きもあり又人の行爲に屬する課税は物品の消費に

對して消費税を課し財産の遺傳、讓與、賣買に課税し各種の營業に營業税を課するもの等にして即ち汎く行はるる課税物件なりとす

第四、税源 税源とは租税の因て出づる所の財産若くは富を云ふ例之は地租の税源は土地より得る所の収入にして所得税の税源は各種の所得なりとす課税物件と税源とは往々同一なるものと誤解せらるれども此二者は決して混同すべきものに非ず前述せるか如く課税物件は納税義務の標準若くは原因と爲る所の物件にして是に由て税源の中より租税を引出すものなり即ち課税物件を定むるの要は徵税上の手續なるか故に政府の隨意に之を定むるを得べきも税源に至りては其分量に限りありて決して課税物件の變更と共に増減するものに非ず換言すれば課税物件は課税の目安にして税源は此目安に據りて徵税する所の源泉なりとす而して此源泉の消長は即ち國家の隆替と相通して決するものなるか故に税源の涵養を計るとは最も切要なりとす

第五、租税の單位 租税の單位とは課税物件の數量的標準の一位を云ふ例之は我邦に於ける所得税の單位は三百圓にして百分の一租税を徵收するか如し

第六、税率 税率とは租税の單位に對する課税の割合を云ふ例之は所得税は百分の一

地租は地價金の二分五厘と云ふか如し

第七、租税原簿 租税原簿とは納税者の姓名並に課税物件を定むるに當て必要なる事項を蒐集記録せる臺帳を云ふ例之は地租に在ては土地に關する種々の事項を記載し家屋税は其大小構造を記載し營業税は營業に關する種々の狀態事項を記載せるものなり

第八、税表 税表とは納税者の姓名及び納税の義務を證明する爲め政府の調製せるものにして通常直接税の場合に於て政府は之を以て徵税の手續きを爲すものなり

第七章 租税の原則

抑も租税の原則を討究するの必要なるは明にして是に依て始めて租税の是非善惡を判明するを得へきか故に善良なる税制を布き若くは現に行はるゝ租税の存廢利害を研究するに當ては良税の必ず具備せざるへからざる要素を知るに非されは之を判別するに能はず租税上の原則を學理上始めて論破せるは、アダムスミス氏にして氏は其著富國論に於て有名なる四個の原則を掲けたるより以來歐洲諸國は皆之に則り租税の改良を行ひ今日尙ほ學者の金科玉條として一般に稱賛する所なりとす然れども、スミ

ス氏の四原則は單に人民の利益の點より觀察したるものにして租税として一般の原則を網羅し盡せりと謂ふと能はず即ち氏の四原則を擧ぐれば左の如し

- 第一 各國の人民は政府維持の爲に可成的各自の資産に準して出金せざるへからず即ち政府保護の下に在りて各自の享有する所の歳入に準して出金せざるへからず
- 第二 各個人が仕拂ふべき義務ある租税は宜く正確適實のものたるへし
- 第三 租税は凡て納税者の最も便利なる時期及び方法に由て徵集せざるへからず
- 第四 租税は政府の國庫へ納まる額の外に人民の囊中より出す所のものは可成的小額なるべきことに注意せざるへからず

如此氏の説く所は單に人民の利害を標準として租税の原則を求めたるか故に財政上最も緊要なる租税は何の爲めに政府之を徵收するやとの要點を看過せり再ひ茲に論ずる迄もなく租税徵收の目的は國家活動の經費を支ふるに在るか故に人民の利益を害せざる事にのみ勉めて財政上租税と國家必要の經費との關係を輕視するに於ては甚しき誤謬に陥るを免れず例之は國家は其自衛上よりして相當なる軍備の擴張を要するに當り一に人民の利害にのみ着目し國家の當に勉むべき急務を看過して増税を行はざるに於ては一國の安固は何れの日を待つも期すると能はずして國家の獨立安

寧は岌々乎として危く強國の一搏は直ちに粉碎の厄を免る能はざるなり然らば租税は一面に人民の利害を視ると同時に一面に國家の政務を顧み兩者を斟酌して彼是宜きを得ることを努むるに非されは決して財政其宜きを得たりと謂ふと能はず元來國家は個人の上に位するものなれば或る必要なる場合に於ては時に國家の爲めに個人の利害を顧みさるとなきに非ず故に租税の原則を研究するに當ては第一公正上第二經濟上第三財政上より觀察せざるへからず以下之を詳論せん

第一節 公正上より租税の原則を論ず

百般の政務は須く公明正義に合せざるへからざるは言を俟たず殊に租税に於て之を論ずる所以のものは租税は人民各自か辛苦經營によつて得たる所の財産若くは収入へからず然らされは貴重なる人民の財産權は恣に蹂躪せられ其結果政治上社會上に及ぼす所の弊害は實に測るへからざるものあればなり即ち正義に合せる租税は縦令人民の負擔非常に困難なるも人民は尙ほ且つ國家の爲めに其犠牲たるを避けずと雖も之に反するとき如何に輕税なるも忽ち人民の反抗乖離を招致するか故に租税の

公正の旨に合せるや否やを究むるは蓋し緊要なり今此點より租税の原則を擧げは

第一 租税は正當の職權ある者より適法の手續に依りて命せられたるものならざるへからず

政治の進歩未だ今日の如くならざる未開の時代に於ては正當の職權を有せざる小官汚吏か恣に租税を人民に賦課して重斂苛察を行ひ爲めに竹槍席旗の慘劇を演出せるとは各國の史上に於て常に見る所にして英國の如きも君主の往々議會との契約を無視して重税を強徴し爲に國民の反抗を來し醒風血雨の慘劇を演せるとありき然らば其職權の明確にして手續きの公正なるへきとは租税上重要な事項にして今日立憲國に於ては孰れも皆其憲法上に租税の手續を規定し君主若くは行政部の專斷に任せず立法部の協賛を経るを以て必要條件と爲せり我邦憲法に於ても第六十二條に於て新税の賦課及び税率の變更は必ず法律を以て定むることを規定し第二十二條に於て人民は法律に依りて納税の義務あることを確定せり是れ人民の財産權を確保し官府若くは官吏か自家の利益の爲めにする專横恣の課税を防ぐ最も必要な城壁にして法律以外の租税は人民は決して之を負擔するの義務なく而して其法律は納税者の代表者たる立法部の議決に爲るか故に今日文明諸國に於ては最早往

時の如き不正暴虐なる手段を以て人民の膏血を吸取するか如きとなきに至れり

第二 租税は性質上不徳義なるへからず

性質上の不徳義とは第一に課税の目的か不徳義なる所得に對して明白に課税するもの例之は賭博の如き不正の行爲に課税すへからざると第二課税の結果か人民を怠惰無智逸樂に導き黽勉節約の美德を銷沈するもの例之は投機的事業に課し若くは人智啓發の根底たる書籍に課税するか如きは一は人民を不徳義に導き一は人民徳義心の進暢を阻礙するか故に避けざるへからず第三は課税の方法にして其方法宜きを得るに非されは正直なる納税者は不正詐僞なる納税者の犠牲に供せらるゝの不公平に陥り脱税詐僞盛に行はるゝに至るへきか故に其方法の如何も亦課税の徳義に大關係を有するや明なり右に述ふる所の三個の原則は實に一般徳義の上より政府の須らく遵守せざるへからざるものなりとす然るに論者或は説をなして曰く一般の徳義を進め人民をして不正の行爲をなさしめざる爲めには宜く不正の行爲に對して堪へ難き租税即ち禁止税を賦課するとは之を禁止するの最も捷徑なりと爲す者あれども是れ甚しき誤謬にして政府は政府たるの位地よりして既に不正なるとの明かなる所爲の存在を認むると能はず然るに之に課税するに於ては政府は

即ち之を公認するものにして延て人民を不正の行爲に導き益々之を獎勵するの恐れなきを得ず然らば即ち租税を利用して不正行爲の禁遏に勉めんとするは決して政府の行ふへきことに非ずして如此不正行爲の行はるゝ場合に於ては宜く政府は固有の職權を以て斷然之か矯正禁遏を行ふへきものとす加之是等の禁止税は假りに其目的を達し不正行爲を禁止するを得たりとすれば之と同時に政府は一財源を失ひ財政破綻の基となるか故に到底政府の課税物件と爲すと能はず

第三 租税は普及ならざるへからず

租税徴収の目的は國家の經費を支辨するに在り而して國家は人民に由りて組織せらるゝものなれば之を組織する所の國民か其維持進歩の爲めに要する經費を一般に負擔するの義務を有するや明なり然るに往時封建制度の行はれたる時代に在ては國民の内租税を納むる者と納めざる者とは判然區別せられ農工商の事業に従事する者のみ納税の義務を有し貴族若くは武士の如き總て國家の政治上に多少の勢力を有する者は唯其粟を食むに止まり國家の經費を分擔することなく而かも納税者を劣等視し納税を以て其品位を失墜するものなりとの感を抱けり然れども正義の上より視て相共に一國家を組織し同等に政治上利益の分配を受けなから或る物件

若くは或る身分に對して免税の特許を與へ其負擔を不平等とするの許すへからざるや明なり故に今日に於ては全く其主義を一變し凡そ一國の國民たる者は皆悉く納税の義務を有すと云ふを以て一般の原則たることを認め管に一個人に止らす各法人例之は銀行會社等の如き營利の目的を以て成立せる私法人にも亦相當の租税を賦課するに至れり然れども尙ほ此原則の例外として免税特典を有する者若くは有する場合なきに非ず此の如きは往時に於けるか如く君主の任意に由ると能はずして必ず明に法律の許可を要するものなりとす今其例外を左に掲げん

- (一) 皇室及び皇族は孰れの邦國に於ても皆納税の義務を有せざるを通例とす是れ他なし元首の威嚴尊崇を保持する爲めにして元首は一國の統御者なるか故に一般人民と等しく之に納税の義務を負擔せしむるに於ては元首としての尊崇を損し政治上の悪弊を誘導するの悞なき能はざるを以て此種の例外は國家の生存上より必ず然らざるへからざるものなりとす然れども近來皇族の納税義務に付ては次第に例外の特典を與ふべきものに非すと爲すに至れり
- (二) 政廳若くは公法人も亦例外にして是等の課税は左手に出して右手に入るゝに異らざれば唯其煩雜を増加するに過ぎざるを以てなり

(三) 貧民の免税は實際不得已ものにして之を納むるの力なき者なれば亦如何ともするに能はず此他貧民を救濟する所の病院救貧院孤兒院等の如きも亦公衆慈善の爲めに租税を許すを常とせり

(四) 條約を以て免税を規定せる在留外人及び之か所有財産若くは内國人にして外國に在留し其在留國に於て租税を納むるものは之を免除す

(五) 天變地異の爲め人民の納税力を破壊滅盡せる場合に於ては必ず免税減税若くは延納を許さるを得ざるか故に通常豫め特別法を制定して是等の場合に適用するを常とせり

(六) 産業上の保護政策よりして政府が特別の事業に免税し若くは戻税を行ふは往々行ふ所なれども是等は總て立憲國に於ては立法部の協賛を得て然る後に非されは行ふと能はざるや明なり

第四 租税は公平ならざるへからず

法律は既に各人の平等なることを認むる以上は租税に於ても各人亦平等ならざるへからざるや明なり

然れども租税上の平等は法律上の平等と少しく異らざるを得ず法律上の所謂平等

は均一なるを意味し各人か法律上の保護を受くる利益は均一にして厚薄あるへからず即ち均一なるとは法律の大精神なれども租税は到底均一の賦課を行ふ能はず即ち終日労働に従事して僅に一家の糊口を繋ぐ赤貧者と巨萬の資財を蓄積する錦衣玉食の素封家とは到底均一の租税を擔ふ能はざるや明にして若し強て均一ならしめんとすれば其標準は最低なる赤貧者に據らざるへからざるを以て納税額は誠に僅少にして到底今日巨大なる國家の經費を支辨すると能はず然らば租税上の平等とは如何なるものを指すかと云ふに之に對しては租税解釋の見解に由て大に異れり即ち若し「ルワイヤ」氏の如く租税を以て人民か政府の職務に對し仕拂ふ所の報酬なりとすれば租税の額は各個人か受くる政府の職務に要する費用を以て其標準と爲すべく又若し「モンデスキュー」氏の如く租税を以て公安の請負料なりと看做すに於ては納税者は其保護せらるゝ度に應じて納税するを以て最も公平なりと云はざるを得ず然れども是等諸説の大に誤れるは明にして余か第一章に於て之を詳論したる如く決して如此偏狹なる見解を以て課税の標準と爲すと能はず然らば負擔の公平を得んには何を以て標準と爲すべきかと云ふに各人の財産若くは収入に據るの外なし更に詳言すれば各納税者の納税力を以て標準と爲すべきも

のなりとす即ち富者は貧者より其負擔力大なるか故に多額の負擔を荷ふも其納税力に超越せざる限りは之を感じるゝ一般公平なるを得へければなり故に財産若くは収入を以て即ち納税力を以て標準と爲す所以のものは決して財産若くは収入多きを加ふれば之に從て政府の保護を受くるゝ多きか故に多額の納税を爲さゝるへからずと云ふに非ずして其納税力大なるか故に之に多くを賦課し少なる者には少額を課するは平等の主旨に叶ふものなりと謂ふに在り既に此原則に據り納税力の多少により貧富の間に差等を設くべきものなりとせば次に起る所の問題は累進法比例法の何れか平等の旨に愜や否やの討究にありとす累進法とは富の増加と共に次第に課税の税率を高むるを云ひ比例法とは富の大小に拘はらず常に同率を以て課税し單に富の多寡に比例して税額を異にするを云ふ是等兩法の可否は今尙ほ學者の争點にして重要な問題なるか故に余は後段に於て別に之を詳論するとあるへし

第二節 經濟上より租税の原則を論ず

經濟と財政と密着の關係を有するとは先きに述べたる如くにして租税と一般經濟と

は相關聯し租税徴収に當て經濟上の理論及び實際の趨勢を顧るとなくんは往々其進歩發達を阻礙し延て税源の涸渴を來すとなしとせず元來租税の徴収は資本か各人の間に經濟的に運轉流動すると異なり多少經濟を紊亂し生産を抑制し分配を妨害し交通を阻遏するは到底免れざる所なれども可成的其弊害の甚しきに至らしめざるは財政の局に當る者の最も注意すべき要點なりとす今此原則を擧げは

第一 租税は各人の収入より之を徴収し財産を攻撃すへからず

税源の枯涸し國力の萎靡不振に陥る所以のものは畢竟人民の財産を攻撃するに因れり抑も各人の財産は之を運用して富の増進經濟の發達を來す所の原動力なり然るに其原動力なる財産を攻撃し次第に之を減殺するに於ては經濟の衰運に傾くは免れざる所にして例之は吾人か活動し得る所以のものは必要なる榮養物の供給あるに由れり然るに若し此必要なる營養物の量を減少せんか身体は漸次憔悴して遂に四支の力を失ふに至ると同じく財産其れ自身を攻撃するに於ては其始めは甚しき困弊を見すと雖も其久しき遂に國力の窮乏を招致し財政破産の危運に遭遇せざるを得ず是を以て財産の攻撃は最も恐れて避くべきにして之を年々其財産より得る所の収入よりするに於ては納税の原力を損するとなくして唯富の増加の速力を

を稍々減するに過ぎず然れども収入に課する租税と雖も決して重きに過くるとあるへからず何となれば人民か孜孜汲々として心力を勞し危険を冒し快樂を抑へて専ら事業に盡瘁する所以のものは一に財産を増殖せんとするの希望に外ならず然るに若し租税にして其財産を攻撃せざるも其増殖すべき部分の大部を奪はるゝに於ては人民は報酬其辛苦に伴はざるを以て自然奮發心を銷磨し産業の隆盛經濟の發達は得て期すへからず又課税を免れんとして財産の隱蔽詐偽は盛に行はれ滞納者不納者の續出するに至るを免れざるなり故に或る學者は各人の収入を純収入と自由収入とに分ち租税は須らく自由収入に賦課すへしと爲す者あれども此説の誤れるは既に第五章に論したるか故に再ひ茲に贅せざるへし而して課税の適當なる程度に至ては之を理論上論定する能すと雖も要するに財産の攻撃に及ふへからざるや明なり而して茲に一の注意すべきは余か租税は財産其れ自身を攻撃すへからずと謂ふの意は決して財産を以て課税物件と爲すへからずと云ふに非ず課税物件は之を財産に取るも収入に取も一に公平を旨として之に反せざる限りは如何なる物件をも撰ふなしと雖も唯其税額の多寡税率の輕重に由て財産を以て課税物件と爲すも單に収入の一部を徴収するに過ぎざる場合あるへく又収入を以て課税物件

と爲すも財産自身を攻撃するとなきに非ず即ち其由て分るゝ所は一に租税の輕重に原因するものなりとす之を要するに租税は課税物件の如何を論せず總て各人の収入の一部を徴収し財産自身に及ぶへからざるものなりとす

第二 徴税の時期を生産後に爲すべきを要す

既に租税は財産を攻撃せず須く収入に課すべきものなりとせば其徴税時期は生産後収入を得たる時に於てするを要す而して又其生産の種類に因て徴税の度数に斟酌を加へざるへからず例之は商業家若くは多數の工業者の収入は一年を通して甚しき變動なく大抵一定の収入あるか故に税額を細分して之を數回に徴収するに於ては大に營業者の便利にして従て生産を妨害せず經濟自然の發達を抑制すると少しと雖も農業者の如く生産品の收穫一年多くは一回若くは二回に限るものに在ては租税を數回に徴収するも更に其便利を見ず却て困難を増加するに過ぎざるか故に收穫の期節に於て徴収するを便利なりとす又海關税の如き往時諸國に於ては皆海關を通過するに當て直に徴収したるか故に輸入商は其輸入税を納むると甚た困難にして従て外國貿易の發達を阻礙する實に夥しかりしと雖も近年に至り各國皆倉庫法なるものを設け開港地に於て倉庫を建設し之に相當の倉庫料を出して輸

入貨物を貯藏することを許し而して輸入商か之を賣却し藏出するに當て輸入税を徴収するとせり故に其徴収甚た容易にして納税者は苦痛を感ずると少く従て貿易の發達に障礙を與ふると昔日の如く甚しからざるを得るに至れり如此納税者の便利を計るは即ち經濟の障礙を除去する途なるか故に納税者の収入を得るの期節を顧るは最も切要なりとす

第三 徴収手續は可成的簡易なるを要す

徴収手續の煩雜は納税者の苦痛を感ずる寧ろ重税に優るものあり従て經濟上に及ぼす所の弊害實に甚しきものあり是等の弊害は殊に消費税に於て通常現はるゝ所にして検査の周密に過ぎて嚴格なる規則を設けて營業者の自由を束縛するに於ては物品の生産を抑制し其改良進歩を阻礙し甚しきに至りては遂に産業を萎靡衰滅に至らしむるとなきに非ず「マクラック」氏も千八百三十年に於ける英國の皮革税を論し製造家か其煩雜なる規則を厭ひしとは重税を厭ひしより甚しきものありと云へり獨り英國の皮革税のみならず此の如き例證は各國常に見る所にして今日我邦に於ける酒造業の如きも其検査の煩雜の爲めに生産を抑制し生産額を減少せる額は決して尠少ならざるへしと信す直税に在ては比較的間税に比すれば一般に徴税

の手續容易なりと雖も益々之に改良を施し収税者の便利を計らざるへからず然れども物納税は金納税に比して納税者の便利なるも是は國家財政上より決して許すへからず其理由は既に前段に論じたるか故に再ひ茲に贅せず

第四 納税の額及び時期は豫め常に一定することを要す

税額及び時期を豫知することは納税者に在て甚だ緊要にして如何に輕税にして便利たる時期を擇ひ又其手續簡易なるも税額常に變動し時期又常に變更するに於ては人民は不意に租税を調達せざるを得ざるか故に之か負擔を感ずると重く怠納者不納者を續出し無辜の罪人を作るとなきを得ず何となれば凡そ人民か生計上には常に入る所と費す所とを比較計算して家計を立つるか故に不意に計算外の徴収に遇ふに於ては之を調達すると甚だ困難にして折角の辛苦經營も爲めに破壊せらるゝに至るか故に産業の基礎を動搖し其發達を阻礙し加之人民は不得已納税の時期を誤り政府は之に對する處分の爲に幾多の煩勞を要し又一般納税者の感情を害すると甚だしきに至る故に政府財政法規の整否如何は經濟上並に政治上に至大の關係を有するものにして豫め一般人民をして知悉せしむるの必要あるや明なり

第三節 財政上より租税の原則を論ず

抑も租税は單に人民の利害のみに注目して公正及び經濟上の原則に適合するも財政上の原則に適合するとなくんは未だ以て完全なる租税と謂ふを得ず元來政府か租税を徴収する所以のものは一に國家の必要なる經費を支辨せんとするに在るか故に財政上の原則は最も其主要なるものにして財政上の原則に合し併せて公正上經濟上の原則にも適合して始て完全なる租税たるを得るものなり去れば或る必要の場合に當りては財政上の必要の爲めに時に公正上經濟上の原則に背反するも亦顧る違なきとなきに非ず例之は國家の危急存亡の秋に當りては産業を害し經濟を阻礙するも國家の財政を支ふる爲めに敢て重税を賦課せざるを得ず請ふ左に之を詳論せん

第一 租税は國家の經費を充足することを要す

租税にして公正の原則に合し又經濟の發達を妨くるとなきものと雖も十分に國家の經費を支辨するに足る金額を得るに非されば租税の善良なるものと謂ふと能はず元來一國家を形成する以上は必ず之に必要な經費は到底削減し得へからざるものにして之なくんは國家は到底存立すると能はず即ち公正及び經濟上の原則を

固守すると國家の存立とを比較するに於ては國家存立の至重なるや明なり故に先づ國家の經費を充足し併せて公正及び經濟上の原則に適合することを努むべきものにして經濟上の原則のみよりすれば租税は須らく自由収入に課すべく又公正上の原則よりすれば必需品の消費税は不可なりと云はざるを得されども是等は皆財政上の原則を看過せる空論にして到底實際に適用し得べきものならざるや知るへし而して此原則は國家危急の際に於て殊に顯著にして之を各國の實例に徴するに英國の那翁戰爭、米國の南北戰爭、佛國の七十年戰爭の如き皆國家の維持獨立の爲めには他の原則を看過して重税を課し而して人民も亦國家の爲めに之を甘受せり由此觀之租税の最も主要なる目的は國家經費の充足にあるや明なり

第二 租税は豊富なる伸張力を有することを要す

社會の文明進歩か漸くに國家の事務を増加し益々多端複雑を來たすは必然の大勢にして今後此趨勢の益々強盛なるへきは毫も疑ひを容れず從て國家の經費か年々増加の一方に傾くとは既に歳出論に於て論したるか如し左れば國家經費の大部分を支ふる所の租税にして年々常に一定不動にして經費の増加と伴はざらんか其危険實に甚しく國家は其活動力を消耗し進歩發展の大勢と伴ふと能はずして遂には國

家の生存を危ふするに至るを免れず故に國家の財政を整理し其基礎を健全ならしむる爲めには必ず一定固着の財源に依らすして經費の増加と共に漸次増加すべき租税を撰擇せざるへからず啻に漸々増加の性質を具有するのみならず急速なる必要の場合には容易に其収入を増加し得べきものに非されは未だ以て最良の租税と謂ふと能はず即ち伸張力の最も豊なるものに非されは財政上善良なる財源と爲す能はず何となれば國家の經費は唯單調に漸進するのみならず内外の事情は常に變動推移し經濟上外交上内治上の事變等よりして急激なる増加の必要起るとなき能はず如此場合に當り租税にして豊なる伸張力を有せざらんか財政上の困難實に測るへからざるものあらん論者或は説を作て曰く租税は必しも急速の伸張力を具有することを要せず既に今日の如く經濟發達して政府は容易に國債の力を藉るを得る時代に於て經濟上の事變若くは内亂外寇天變地異等の爲めに急速に巨額の經費を要する場合に於ては政府は強て増税を行はざるも國債を以て最も容易安全に之を補充するを得へし若し又内國の市場に於て之を募集すると能はされは外債に由るも容易に一時の急を救ふの便利あり然るに何を苦んて緊急の場合に煩雜なる増税を行ふの必要あらんやと然れども論者の議論は淺薄にして毫も余か前述の租税